

現代民主主義社会の市民を育成する 歴史カリキュラムの開発研究

(課題番号 10680278)

平成10年度~平成12年度科学研究費補助金 (基盤研究(C)(2))

研究成果報告書

2001(平成13)年3月

研究代表者 池 野 範 男

(広島大学教育学部教授)



目 次

研究の概要	
1 研究題目	
2 研究組織	
3 研究経費	
4 研究の目的と方法	
5 研究の特質と意義	
6 研究経過	
第一部 現代民主主義社会における歴	史カリキュラム原理の探求(
第1章 歴史カリキュラムとその研	究の現状と問題点
第2章 ディスコースとしての歴史	教育の構造
-歴史構成主義-	
第3章 現代民主主義社会の市民を	育成する歴史教育の原理
- 歴史解釈の批判化- ・・・	
第二部 現代民主主義社会の市民を育	成する授業の構築 20
第1章 現代民主主義社会の市民を	育成するための社会科
(地理,歴史)の単元 …	29
第2章 現代民主主義社会における	環境学習
ー地理単元「地球の壊れや	すい生態系をいかに守るか」 37
第3章 現代民主主義社会の制度学	習 .
ー世界史単元「アメリカ独	立革命-革命はいかなる状況で
正当化されるか」	
第4章 現代民主主義社会における	社会問題史学習
1 日本史単元「女性と教育-	保井コノはどのような問題にぶ
つかったのか」	67
2 日本史単元「戦前の婦人運	動ーなぜ戦前の婦人運動は体制
化したのか」	



研究の概要

1 研究題目

現代民主主義社会の市民を育成する歴史カリキュラムの開発研究

2 研究組織

研究代表者:池野 範男(広島大学教育学部教授)

研究協力者:植田 健(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

笠崎 俊正(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

久保啓太郎(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

河野 晓(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

渡部 竜也(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

岩元 光博(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

角田 将士(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

土居 延匡 (広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

西村 弘治(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

平田 浩一 (広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

松本 佳子(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

三輪 玲子(広島大学大学院教育学研究科博士課程前期)

重松 純 (広島大学研究生)

3 研究経費

平成10年度	1,200千円
平成11年度	600千円
平成12年度	600千円
 計	2,400千円

4 研究の目的と方法

(1) 研究の背景

社会科教育が成立し、50年を経た。この間社会科教育はつねに民主主義社会における市民の育成を 担う中核教科として位置づけられてきた。この課題を社会科教育は充分果たしていたとは到底いえな い。とりわけ歴史教育はそうである。歴史教育は再度民主主義社会における役割を確定する必要がある。 現代の社会科も、現代の社会の社会的政治的課題を解決する市民を育成する教科である。しかしな がら、このような社会科の使命は教科の目標に示されても、カリキュラム上には反映されていない。 歴史は日本史や外国史の通史でそのカリキュラムを構成している。現代の社会が民主主義社会として 発展しようとしているとき、歴史教育はこのような通史で構成されたものでその役割を果たすことが できるのだろうかという疑問が涌いてくる。広く諸外国の歴史教育を参照し、また、授業実践も視野 に入れて、この疑問に理論的に、また、具体的に答えることが必要であろう。

1990年代になり、ドイツ、イギリス、アメリカにおける歴史教育は新たな展開を示している。ドイツでは東西ドイツ統合という画期的な出来事を通して歴史カリキュラムを冷戦構造のカリキュラムから民主主義社会のカリキュラムへ変貌させている。イギリスではナショナル・カリキュラムの制定、改訂を通じて歴史教育の変革を推進している。また、アメリカでは、ナショナル・スタンダードの作成、改訂を通じて歴史教育の本質をめぐる論争が巻き起こっている。1990年代の歴史教育は世界的現象として新たな展開をしているといえるだろう。

このような世界的状況を受けて、わが国の歴史教育は、再度社会的政治的課題を担うものに再構築 する必要があると思われる。

(2) 研究の目的と方法

現代の社会において新たに求められている歴史教育の役割と機能を明らかにするために、本研究における第一の目的を、歴史カリキュラムの多様な形態を類型的に解明することとし、第二の目的は、現代の民主主義社会に求められている歴史教育とは何かを検討し究明することとする。

第一の目的のために、外国の歴史カリキュラムを収集し、多様な歴史教育を分析し、現在の歴史教育とはことなった原理を探求する。また、わが国で新しく行われている歴史教育実践を広く収集し、分析し、わが国で現在求められている歴史教育の新しい役割と機能を究明する。

第二の目的のために,現代民主主義社会に求められている歴史教育の新しい形態を社会科教育の体系に組み込むための教科原理,カリキュラム原理,授業構造を検討し,歴史教育の新しい役割を提示する。

5 研究の特質と意義

本研究の特質と意義は次の四点である。

第一は、年代史、通史というこれまでの歴史教育や歴史カリキュラムの原理を越えることである。 常識や通念としての歴史教育や歴史カリキュラムは、歴史を古代から現代への時間的経過であること、 また、出来事や事件を中心に構成することを前提にしている。本研究では、このような常識や通念自 体を疑い、それを越えた歴史教育や歴史カリキュラムの原理を見つけようとする。

第二は、新しい歴史教育の基盤として、歴史のディスコース論を提示していることである。本研究では、歴史が存在としてあるのではなく、構成されたディスコースとして見ることによって、歴史教育の教室実態と合致させることができる。これまでの歴史教育では、歴史そのものの存在を教えるという不可能なことを行おうとしていた。これを批判・反省し、歴史はわれわれが構成したディスコースであるという歴史教育の教室実態に即すものに歴史教育の考えを転換させるのである。

第三は、現代民主主義社会における社会原理である社会形成を社会科教育とともに、歴史教育の基本原理にしていることである。社会科教育と歴史教育を同一の原理の下に置き、歴史教育を同じ構成原理によって社会科という一教科の中に位置づけることができることを明らかにしたことである。これまでの社会科教育研究では、社会科教育を地理教育、歴史教育、公民教育に分けたときには、これら三つはちがった原理でことなった役割を果たすと考えられてきた。本研究では、その考えを覆し、同じ原理で同じ役割を果たすという考えを提示したのである。

第四は、歴史教育によって民主主義社会の形成を担う市民を育成する方法原理を示したことである。

民主主義社会を形成する原理である批判を社会科,そして歴史教育の方法原理にすることによって, 社会形成力を育成する社会科,歴史教育を構築することができるようになる。従来の歴史教育は,無 批判的か批判的かのちがいがあるにしても,単に社会(やその歴史)を受容してきた。本研究では, 社会(やその歴史)を批判し新たに構築・形成することが,社会科(歴史)教室の役割であることを 明確に示したのである。

この四点は、社会科が批判主義にもとづいて遂行されるという研究代表者の基本的な見解¹⁾によって、明らかにされたものである。

6 研究経過

(1) 平成10年度の研究

平成10年度には次の二点を中心に行った。

- ① 諸外国の歴史教科書, 社会科教科書などを収集し, 歴史教科書, 社会科教科書に示されたカリキュラム構造, 授業構造を分析した。
- ② 新しい歴史教育実践を構築しようとしている教育者の授業実践を収集し、各実践の構造を分析し、その実践がめざす歴史教育の方向性を確認した。

(2) 平成11年度の研究

平成11年度には次の三点を中心に行った。

- ① 諸外国の歴史教科書,社会科教科書などを収集し,歴史教科書,社会科教科書に示されたカリキュラム構造,授業構造を分析した。
- ② 新しい歴史教育実践を構築しようとしている教育者の授業実践を収集し、各実践の構造を分析 し、現代の歴史教育の方向性と問題点を解明した。
- ③ 現代の歴史教育の問題点を解決する原理を明らかにし、それにもとづいた歴史授業を社会問題 史として開発し、一部を論文として発表した²⁾。

(3) 平成12年度の研究

平成12年度には次の四点を中心に行った。

- ① 諸外国の歴史教科書, 社会科教科書などを分析し, カリキュラム原理, 授業原理を解明した。
- ② 新しい歴史教育実践を構築しようとしている教育者の授業実践を収集し、各実践の構造を分析し、現代の社会科教育や歴史教育の問題点と課題を究明した。
- ③ 現代の歴史教育の課題を解決する原理を探求し、それにもとづいた地理授業、歴史授業を開発した。
- ④ 三ケ年の研究をまとめ、研究成果報告書を作成した。

注

- 1) 池野範男「批判主義の社会科」「社会科研究」第50号,1999年,61-70頁。
- 2) 池野範男, ほか「近現代史学習の授業開発の研究(IV) 社会問題史学習の小単元「男女平等を考える」 」広島大学教育学部・関係附属学校園共同研究体制「研究紀要」第28号, 2000年, 107-116頁。

第 一 部

現代民主主義社会における 歴史カリキュラム原理の探求

第 1 章

歴史カリキュラムとその研究の 現状と問題点

0 問題の所在

本章の目的は、わが国における歴史カリキュラムの現状を把握し、その問題点を指摘することである。 現在、社会科教育、歴史教育は閉塞状況にあり、研究者、教師、生徒、両親、行政当局もこの状況 を抜け出せないところにいる。歴史教育、とくに歴史カリキュラム論上の問題点として、年代史構成 を指摘することができる。歴史教育の内容編成原理として通用している年代史構成は、歴史の事実で もって過去から現在までを古い順に並べ、時代を追って歴史全体を教えることを目的にしたものであ る。この年代史構成それ自体が問題のかたまりである。とりわけ、次の二点が問題である。すなわち、 一つは歴史的事実(ここでは、史実ということにしよう)を教える(史実とその等価性)という神話 にとらわれていること、もう一つは内容の選択基準がないこと(内容の等価性)、である。歴史カリ キュラム論における内容編成原理としての年代史構成はこの二つの等価性にもとづいている。そして、 これまで歴史教育研究はこの二つの等価性にとらわれすぎていた。これらの等価性を克服することが、 歴史カリキュラム研究の最大の課題である。

近年,多くの歴史教育論で近現代史重視が主張されている。この主張は,歴史教育の内容を構成する諸時代は等価ではなく,現在に近い近代や現代が重要であると考えている。この主張の根拠づけには二つの種類がある。一つは歴史そのものの側において根拠づけるものであり,もう一つは,歴史を見る側,学ぶ側において根拠づけるものである。前者の歴史そのものの側において根拠づけられるという考えは不可能である。というのも学習対象となる歴史は史実であれ時代であれ,それ自体において有意義であったり,無意義であったり,またより重要であったりすることを示すことはないからである。有意義,無意義の区別や重要性は,われわれが他の史実や他の時代と比較して,われわれの設定する観点において作り出されるものだからである。したがって,歴史における史実や時代の差異はわれわれと歴史との関連において生ずるものなのである。そうであるならば,近現代史重視という主張は,われわれとの関連,学習者と歴史との関連において根拠づけられるものであろう。

現在多くの歴史教育論はまた、年代史構成を採用しながら、近現代史重視を主張する。近現代史重視と年代史構成とは本来相入れないものである。近現代史重視という主張の根拠は、各時代がわれわれと歴史との関連において差異を作り出すことである。この時代の差異化によって近現代という時代が他の時代より重要視される。つまり、各時代は等価のものではなくなるのである。

しかし、年代史構成は、次のような特徴をもっている。

- a. 各時代の史実を語ること
- b. 各時代は基本的に欠くことができないこと
- c. 各時代は同等の価値をもっていること

これらの三点によって、年代史構成は時代を全体的に捉え、かつ、時代を網羅する。この条件がと

とのったとき、理論上各時代は等価な価値関係になる。各時代、また、その中の史実の各々が等価な ものと位置づけられると、あれもこれも教える必要が出てくる。結局、この構成それ自体では教材選 択は不可能となる。年代史構成にもとづくかぎり、本来近現代史重視という主張はできないのである。

年代史構成の特徴であるこれら三点こそ、歴史教育を歴史の中に閉じ込め、歴史教育の閉塞状況を 作り出しているものなのである。

そこで、ここではこれら三点から歴史カリキュラムを考察し、その理論的問題点を提示することに しよう。その際、中学校歴史カリキュラムを事例として取り上げ、そこにおいて歴史学習が歴史理解 としていかなる形で示されるのかを明らかにすることにしたい。

1 年代史構成における歴史カリキュラムの類型化

1955 (昭和30) 年版学習指導要領以降,これまで40数年間学習指導要領に従って行われてきた歴史カリキュラムは年代史構成を採用してきた。この年代史構成に限定し、その歴史内容を類型化し、それにもとづいて現実に行われている歴史カリキュラムの問題点を明らかにする。

この類型化では、歴史という対象をどのようなものとして見るのかということを指標にする。この 指標にもとづくと、歴史カリキュラムは二つに分けることができる。つまり、史実としての歴史と時 代としての歴史である。これらは別々のものではない。後者の時代としての歴史は、前者の史実とし ての歴史を包含している。しかし、ここでは別個のものとして取り扱う。また、これら二つは内的に 等価か否かという指標によって、さらに二分される。

このように二つの指標によって作成される歴史カリキュラムの類型は次の四つである。

第一類型:史実の等価性にもとづく歴史カリキュラム

第二類型:史実の非等価性にもとづく歴史カリキュラム

第三類型:時代の等価性にもとづく歴史カリキュラム

第四類型:時代の非等価性にもとづく歴史カリキュラム

これら四つの類型の特徴と基本的問題点を考察することにしよう。

1.1. 第一類型:史実の等価性にもとづく歴史カリキュラム

このカリキュラムでは歴史教育の内容は史実であり、この史実を教授することが歴史教育の最大の 任務だと考える。というのも、史実は誰が見ても動かすことができない正確なものだからである。し たがって、不偏不党の立場に立つならば、この史実が教育されるべきだと考えるのである。

しかし、このカリキュラムは現実には構成できない理念型である。その理由は二つある。

一つは、史実の等価性は論理的には不可能であることである。史実が等価であるとすると、史実は無限大に拡大し、選択が必然となる。このとき、第一類型は論理的に崩壊する。第一類型を具象的に示すと、このカリキュラムは年表になる。年表にどのような小さな字で書き入れようが、そのスペースは限られている。この有限なところに無限にある史実を入れようとすることが年表づくりなのである。年表を作るということは、史実の選択を行うことなのである。史実を等価なものと見ず、個々の史実に優劣をつけている。年表作成上において史実は等価性を失っているのである。

第一類型が論理的に崩壊するもう一つの理由は、史実を同一レベルのものとして示すことができないからである。年表の中に示される史実が同一のレベルにはなく、史実として特定されないことである。大阪書籍の中学校歴史教科書(1988年)についている年表には、おもな出来事として、次のよう

なものが示されている¹⁾。

- 603 冠位十二階を定める
- 604 十七条憲法の制定
- 607 小野妹子を隋に遣わす(遣隋使)
- 630 遣唐使のはじめ
- 645 大化の改新
- 672 壬申の乱,天皇の力強まる

これらの出来事には、個人の行為のほかに、事件、その結果まで示されている。事件の結果を取り除いたとしても、個人の行為と事件とは同一のレベルとはいえない。大化の改新という事件は、中大兄皇子や中臣鎌足がどうした、蘇我蝦夷や入鹿がどうしたという一連の行為を含み込んでいる。また、行為と事件との関係は相対的なものであろう。したがって、一義的には決定しえないものである。

これらの理由から、第一類型は、理念上では成立可能なものであっても、現実には成立しえないものなのである。

1.2. 第二類型: 史実の非等価性にもとづく歴史カリキュラム

史実の非等価性にもとづく歴史カリキュラムは、いわゆる出来事(事件) 史カリキュラムである。この出来事(事件) 史カリキュラムには、明示化した時代区分はないが、各々の出来事(事件) の選択では暗黙上で時代区分が働く。この歴史カリキュラムの事例として、古くはわが国初の公募歴史教科書「高等小学歴史」(1891(明治24)年)や、安井俊夫「歴史の授業 108時間(上・下)」(地歴社、1990年)を挙げることができる。

第二類型の歴史カリキュラムは,史実,出来事,事件の重要性の度合を選択基準にして,教える史 実,出来事,事件を選択し,より重要なものを取り上げ,時間的に古い順に並べているのである。

1.3. 第三類型:時代の等価性にもとづく歴史カリキュラム

第三類型の歴史カリキュラムの典型には、二つのものがある。一つは、政治史的な時代区分による歴史カリキュラムである。政治史的時代区分では、政権の所在地を時代名にしたものが最も代表的なものである。日本史では、大和一飛鳥一奈良一平安一鎌倉一室町一安土桃山一江戸一明治一大正一昭和一という時代を用いて、各時代を各々同等に示すのである。

もう一つは、原始-古代-中世-近世-近代-現代という区分にもとづいた歴史カリキュラムである。この時代区分でも各々の時代が同等に描かれるのである。

1.4. 第四類型:時代の非等価性にもとづく歴史カリキュラム

時代の非等価性にもとづく歴史カリキュラムの代表的なものは、古代-中世-近代という三区分法の変形である六区分によるものと、社会の発展にもとづいたものである。これら二つの歴史カリキュラムはともに、現在の歴史的発展に規定されて構成されている。これらの二つのものは現実には結合されることが多い。その典型例が、戦後初(1951(昭和26)年)の中学校日本史の学習指導要領に添付された参考目標と参考内容である²⁾。

1.5. 小 結

以上の結果、実際上可能な歴史カリキュラムの類型は、第二類型の史実の非等価性にもとづく歴史カリキュラム、第三類型の時代の等価性にもとづく歴史カリキュラム、第四類型の時代の非等価性にもとづく歴史カリキュラムの三つである。

では、中学校社会科の歴史カリキュラムで一般的なものと考えられる歴史教科書を取り上げ,これ らの三つの歴史カリキュラム類型のどれを採っているのかを解明することにしよう。

2 歴史カリキュラムにおける歴史理解の構造

2.1. 教科書分析

(1) 分析対象としての教科書

中学校社会科における歴史的分野の内容が安定した1977 (昭和52) 年版学習指導要領とそれに対応した教科書を取り上げる。その中でも、具体的な問題を提示している『中学生の社会科 日本の歩みと世界 歴史』(中教出版,1989年) と『中学社会 歴史的分野』(大阪書籍,1988年)を事例として分析対象にしたい。

(2) 歴史カリキュラムとしての教科書

教科書は『中学校学習指導要領 社会編』にしたがって作成されている。そこで、学習指導要領 (1977(昭和52)年) と二つの歴史教科書の項目を併記してみよう。それらを表にしたのが、次頁の資料1である。これらの項目には、学習指導要領や各々の教科書における歴史カリキュラムが示されている。

学習指導要領は、全体としては、歴史を政治と文化の発展史と捉えて、政治史的時代区分を用い、 〔飛鳥-奈良-平安〕-〔鎌倉-室町〕-〔安土・桃山-江戸〕-〔明治-〕という構成をとっている。 しかし、明治以降は、政治・産業に関する出来事(事件)史になっている。

中教出版『中学生の社会科 日本の歩みと世界 歴史』は、古代日本 - (中世) 封建社会 - 近代日本 - という三区分法にもとづいたものである。しかし、各時代の構成では、封建社会という語を使用しているが、社会を各時代で示そうとする意図は薄く、古代と近代とは基本的には、政治史になっている。

大阪書籍『中学社会 歴史的分野』は、古代社会・国家-封建社会-近代社会・国家-の三区分法 にもとづいている。封建社会は、鎌倉時代以後の武家政治と安土・桃山時代以後の封建社会とからなっており、政治と社会との二つの概念によって示されている。近代以降は、この教科書も、政治・経済の出来事(事件) 史になっている。

以上から、それぞれは次のような歴史カリキュラムであるといえる。すなわち、学習指導要領は政治史的時代区分にもとづいた政治・文化史カリキュラムであり、近・現代史は出来事(事件)史カリキュラムとなっている。中教出版の教科書は三区分法による発展史カリキュラムであり、大阪書籍の教科書も、封建社会を二段階で構成した三区分法による発展史カリキュラムである。両教科書とも、近・現代史の部分は出来事(事件)史カリキュラムである。

2.2. 歴史理解の構造

上記の二つの教科書では、各時代がどのように子どもたちに理解されるのかを明らかにしよう。

(1) 中教出版『中学生の社会科 日本の歩みと世界 歴史』の場合

一つの時代を学習する出発点と最後のまとめとを分析してみよう。たとえば、「第2章 古代日本の歩み」では、古代日本の出発点となる聖徳太子の政治改革における背景から学び、そこから「太子

資料1 学習指導要領と二つの中学校歴史教科書の項目表

学習指導要領(1977) 中学校社会科歴史的分野	「中学生の社会科 日本の歩みと 世界歴史」(中教出版, 1989)	「中学社会 歴史的分野」 (大阪書籍,1988)
(1) 文明のおこりと日本 ア 人類の出現と世界の古代文明 イ 日本人の生活の始まり ウ 国の成り立ちと東アジアの動き	第1章 文明のおこりと日本 1 文明のおこり 2 日本のあけぼの 3 東アジアの動きと日本	第1章 原始から古代へ 1 人類のおこりと古代の文明 2 日本の原始時代 3 古代社会の始まり
(2) 奈良・平安の都と貴族の政治 ア 聖徳太子と飛鳥文化 イ 奈良の都と天平文化 ウ 平安の都と武士のおこり エ 貴族の生活と国風文化	第2章 古代日本の歩み 1 古代国家の成り立ち 2 律令政治の動き 3 武士の進出	第2章 古代社会の確立 1 古代統一国家の完成 2 律令政治の移り変わり 3 変わりゆく東アジアと日本
(3) 武家政治の展開と庶民生活の向上 ア 鎌倉幕府と武士の生活 イ 蒙古襲来とアジアの動き ウ 室町幕府の政治と外交 エ 都市の発達と庶民生活	第3章 封建社会の成り立ち 1 鎌倉幕府の政治 2 室町幕府の政治と外交 3 庶民の成長	第3章 武家政治の展開 1 古代から封建社会へ 2 元の襲来とアジアの諸国家 3 下克上の世の中
(4) 天下統一の歩み ア ヨーロッパ人の来航とその背景 イ 織田・豊臣の国内統一 ウ 安土・桃山時代の文化	第4章 ヨーロッパ人の来航と日本の統一 1 ヨーロッパ世界の形成 2 大航海の時代 3 封建社会の確立	第4章 封建社会の成立 1 ヨーロッパ世界の成立 2 天下統一への動き 3 江戸幕府の成立
(5) 江戸幕府と鎖国 ア 将軍と大名 イ 鎖国と幕府政治の推移 ウ 産業の発達と町人文化	第5章 封建社会の移り変わり 1 江戸幕府の成立と鎖国 2 江戸時代の社会と産業 3 くずれゆく封建社会	第5章 封建社会の移り変わり 1 産業の発達と町民文化 2 幕府政治の改革と百姓一揆
(6) 開国前の日本と世界 ア ヨーロッパの近代社会と産業革命 イ ヨーロッパ勢力の進出とアジア ウ 幕政の改革と対外政策 エ 新しい思想と地方の文化	第6章 ヨーロッパの近代化とアジア 1 市民革命と産業革命 2 欧米列強のアジア侵略	第6章 ヨーロッパの近代化とアジア 1 市民革命 2 産業革命とヨーロッパ諸国の アジア侵略
(7) 明治維新 ア 開国と幕府の滅亡 イ 新政府の成立 ウ 文明開化と殖産興業	第7章 近代日本の成り立ち 1 日本の開国 2 明治維新 3 富国強兵の政策 4 自由民権と帝国議会	第7章 明治維新 1 開国と江戸幕府の滅亡 2 近代国家へのあゆみ 3 自由民権運動と帝国憲法
(8) 近代日本の歩み ア 大日本帝国憲法の制定と議会政治 イ アジアの国際関係と対外政策 ウ 近代産業の発展と社会問題 エ 生活の変化と近代文化の形成	第8章 近代日本の歩み 1 帝国主義の世界 2 日本の大陸政策 3 資本主義の発達	第8章 日本の大陸侵略とアジアの動き 1 帝国主義とアジア 2 日本の資本主義の発展と明治 の文化
(9) 二つの世界大戦と日本 ア 第一次世界大戦と戦後の世界 イ 政党政治の発達と文化の大衆化 ウ 激動する世界と日本 エ 第二次世界大戦	第9章 第一次世界大戦と日本 1 第一次世界大戦 2 大戦後の世界 3 大正デモクラシー 第10章 第二次世界大戦と日本 1 日中戦争 2 第二次世界大戦 3 日本の戦後改革	第9章 第1次世界大戦と日本 1 第1次世界大戦と戦後の世界 2 大正デモクラシーと文化 第10章 第2次世界大戦と日本 1 世界をゆるがす不景気 2 日本の侵略 3 第2次世界大戦
(10) 新しい日本と世界	第11章 現代の世界と日本 1 日本の独立 2 安保闘争と経済成長 3 今日の世界と日本	第11章 新しい日本と世界 1 平和と民主化への動き 2 冷たい戦争と日本の独立 3 日米安保体制と世界の多極化 4 今日の世界と日本

は,隋の動きにどのように対応しようとしたのだろう」という疑問を作って,それを解決する形で, 客体としての古代日本を学習するのである³⁾。この部分の要点は「学習のまとめと問題」における表 に示されている⁴⁾。

古代は飛鳥時代、奈良時代、平安時代の三つの時代からなり、各時代は代表的な人物とその人物の 行為によって示される。したがって、古代は飛鳥、奈良、平安の各時代において代表的な人物の行為 によって理解されるものとなっている。

このような過程は、近・現代の部分でも同様なものである。「第8章 近代日本の歩み」ではヨーロッパの東アジアへの進出という国際関係を背景にして、「近代国家の形態を整え、国際政治の舞台に登場しようとしている日本はどのような動きをとるのだろうか。」という疑問を作り、それを解決する形で近代日本の学習をする 5 。

近代日本の学習において取り上げられる主要なものは、日本の産業革命、日清戦争、日露戦争、日韓併合という出来事(事件)である。これらの出来事(事件)の特色を把握して、近代日本の特色とするのである。

中教出版の歴史教科書では、古代-(中世)-近代という三区分法を採っているが、それは枠組だけであって、各時代は人物の行為や政治的出来事(事件)の集合体と考えられ、代表的な人物の行為や出来事(事件)の特色を理解することで、各時代の特色も理解されるのである。

(2) 大阪書籍『中学社会 歴史的分野』の場合

中教出版の教科書と同様に、大阪書籍の教科書における歴史理解の過程を解明してみよう。

たとえば、「第3章 武家政治の展開」では、平治の乱のようすを示した絵から、武士たちが「政治の実権をにぎるようにな」り、「武士の世の中が始まった」ことを知らせ、そこで「武家政治は、どのように展開していったのでしょうか。また民衆のくらしや文化は、どのように高まっていったのでしょうか。」という疑問を子どもたちに引き起こさせ、この章全体の基本的問いを作り出す6。

武家政治の学習は「学習のまとめ」の1に示される「できごと」によって進められる⁷。出来事としては、平氏の政治、平氏ほろぶ、鎌倉幕府(の成立)、承久の乱、モンゴル民族の統一、元寇、室町幕府(の成立)、明の成立、勘合貿易…などが順次取り上げられ、各出来事が、背景一契機一経過一結果一影響という出来事の展開によって関連づけられるのである。この学習では人物の行為よりも出来事の展開に中心が置かれ、出来事間の関連によって「武家政治の展開」が理解されるように組織されている。

大阪書籍の歴史教科書は、当時の状況を示した絵や写真を提示して、客体として状況を把握して、そこで示されていることを理解の出発点にして、「農民や町人がどのようにして力をつけ、鎖国後の日本はどう動き、変化してきたのでしょうか。」〔第5章〕、「このような新旧の文物がまじり合った社会が、どうしておこってきたのでしょうか。」〔第7章〕「このような戦争は、どうしておこったのでしょうか。」〔第9章〕という問いを提出し 8 、子どもたちにこの問いを共有させて、歴史的起源や歴史的展開を代表的な出来事の関連において理解させ、当該章で示される客体として歴史を認識させるのである。

大阪書籍の歴史教科書では、古代-中世-近代の三区分法を採りながらも、各時代は代表的な出来事(事件)の集合体として組織され、各出来事が関連づけられて、一つの時代に作り上げられる。つまり、代表的な出来事による出来事(事件)史に組織され、各時代区分が総体として理解されるようになっているのである。

(3) 小 結

中学校歴史教科書はこのように、歴史を時代区分して、各時代を客体として設定し、客体としての

歴史に内在する問いを学習の導きとして、客体としての歴史を各時代ごとに認識させているのである。 事例として取り上げた二つの中学校歴史教科書はともに、三区分法によって時代区分しているが、 実際には時代にもとづいて歴史カリキュラムは作られていない。

中教出版の歴史教科書では、代表的な人物の行為によって各時代を構成し、人物の行為形態として 出来事(事件)を理解し、その出来事の特色を連結させることで、各時代を理解し、また、各時代を まとめる形で時代区分として示される大きな時代全体を理解するように構成している。この歴史教科 書は、人物の行為にもとづいた出来事(事件)の系列史を歴史カリキュラムの中核に置いている。

一方,大阪書籍の歴史教科書では、代表的な出来事(事件)によって各時代を構成し、各出来事の結果や影響によって次の出来事の背景を作り出し、その出来事が生じ展開する中で、また新たな出来事を引き起こすという一連の出来事の展開史として各時代を理解する。この代表的な出来事の展開史がこの教科書における歴史カリキュラムの中核に置かれている。

二つの中学校歴史教科書に含まれる歴史カリキュラムは、代表的な人物や出来事によって時代を構成するものである。この歴史カリキュラムは、大枠では時代の等価性にもとづくが、各時代の構成では代表的な人物や出来事によって構成された史実の非等価性にもとづいている。現行中学校歴史教科書に示されている歴史カリキュラムは、史実の非等価性によって代表的な人物や出来事が選択され、各時代が構成されるとともに、さらに三区分法によって各時代が等価なものとして理解されるわけである。

このように、大枠が時代の等価性によって構成されるために、あらゆる時代をすべて学習すること が強いられるのである。この点こそが、年代史構成の基本的考えなのである。

このような歴史カリキュラムでは、各時代には優劣が付けられない。各時代が等価なものとして位置づけられるからである。ここでは発展史という歴史の見方は消失してしまうのである。しかし、各時代が非等価な代表的な人物や出来事によって構成され、各人物の行為や出来事が系列化させられたり展開史として組織されると、発展史という見方が復帰する。各時代の内部が出来事の系列史や展開史という発展史によって組み立てられることによって、等価的な時代に優劣が付け加えられる。そして、現在に近づくほど重要であるという価値が付加されるのである。

3 歴史カリキュラムの問題点

中学校歴史教科書に示される歴史カリキュラムは,時代の等価性という枠組の下で非等価な史実によって構成されたものであった。この歴史カリキュラムは大枠において時代の等価性をもった年代史 構成であるが,その内実は個々の史実による出来事史構成となっていたのである。

歴史教科書に含まれる歴史カリキュラムでは、年代史構成のもつ時代の等価性と、出来事史構成のもつ史実の非等価性の二つの要素が結合されている。二つの要素は時代の等価性を大枠にし、史実の非等価性を中枠にした入れ子型構造になっている。

歴史カリキュラムが入れ子型構造になっているために,近現代史重視という主張も,時代の等価性 という大枠ではその意義を失うが,中枠の史実の非等価性においてその意義を復活させるのである。 しかし,非等価性の基準が示されないことが問題なのである。

非等価性が明示されず、歴史における代表的な人物や出来事が客体としての歴史の流れの中で客観的必然的に示されると、それは悪しき歴史主義となる。客体たる歴史が必然的に物事を示すと考える歴史主義では、非等価性は示せない。代表的な人物や出来事を選択する原理が示されなければならないのである。

では、どのような立場に立って、歴史教育の内容選択原理を探求すればよいのであろうか。そのた

めには、歴史教育を考察する基本的見解に立ち返って、歴史教育の原理から考えてみよう。

注

- 1)「中学社会 歴史的分野」大阪書籍,1988年,年表。
- 2) 「中学校·高等学校学習指導要領 社会科編II(試案)-昭和26年(1951)改訂版-』1952年(上田 薫編集代表『社会科教育史資料 2』東京法令,1975年,396-397頁,所収)
- 3) 『中学生の社会科 日本の歩みと世界 歴史』中教出版,1989年,37-64頁。
- 4) 同上, 64頁。
- 5) 同上, 187-218頁。
- 6) 『中学社会 歴史的分野』 大阪書籍, 1988年, 63頁。
- 7) 同上, 98頁。
- 8) 同上, 129, 175, 225頁。

第 2 章

ディスコースとしての歴史教育の構造

----- 歴史構成主義 -----

0 問題の所在

あるひとが言った。「考えるな。見よ! J^{1} と。この準則を歴史教室に適用したとき、教室の中には何が見えるのだろうか。

教室には机, 教壇, 黒板などがあるとともに, 教師と子どもがいる。これらのひとやものはわれわれの眼前に存在する。しかし, 歴史はわれわれの前には存在しない。あるときわれわれの眼の前で, 教室が歴史教室に変身するのである。

教室には、ひとやものがあるだけで、歴史などどこにもない。歴史の事実も事象も存在しない。そ もそも歴史の事実や事象は現在どこにも存在しないのである。

過去のそのときにあった事実や事象はその後、消えてなくなった。その後は、ひとびとの心の中に 表象として残っているだけである。その表象が文字や絵、図や表を通して示されている。しかし、文 字、絵、図や表もよくよく見ると、それらは単なる記号にすぎない。これらの記号を介してわれわれ は何かを考えているのである。

これらの記号を操作することでわれわれは頭の中に何かを作る。その何かこそ、われわれが歴史と 考えているものである。この何かが作られたとき、教室がわれわれの眼の前で歴史教室に変身するの である。ではこの変身のメカニズムはどのようなものであろうか。

1 子どもによる歴史的世界の構成

子どもはひとが語ることばや示すものから、今ここには現存しないことやものを作り出す。その方法は、教師が語ることばや示すものを記号とみて、ことばやものの意味を探し出すことである。

たとえば、織田信長の肖像画が教師によって提示される。この絵を即物的に見れば、紙の上に多くのシミが付いているにすぎない。絵であるとか、肖像画であると見るときには、既に子ども自身に先行判断が働いている。

この先行判断は悪い意味ではない。ひとが何がしかの判断をするときには前もってもっている個々人の心的認知枠組を使用しなければ、判断をすることはできない。それが社会的に間違っていたとしてもである。ある判断をするときに、われわれが行う判断の心的認知枠組を先行判断と呼ぶのである。

子どもは信長の肖像画を見せられて、日常獲得してきたひとの顔や様相に関する先行判断を行使する。それは、この顔は瓜実顔だというときの顔の種類とか、信長はひげをはやしているというときのひげの形である。これらの先行判断は正しいとか誤っているとか真偽を問うことができるものではない。個々人がある判断をするときの判断を起動させる認知枠組(シェマ)だと考えることができる。この枠組がなければ、われわれは何も判断することができない。

肖像画がこのような先行判断によって特定人物の像として認知されると、この特定人物についての情報が収集される。信長についての情報が記憶から呼び戻されたり教師からいろいろと提供されたりする。このとき、子どもの頭の中で、肖像画の人物を通して作られた信長像が活動しはじめる。

桶狭間の戦いが思い出されたとしよう。肖像画の人物を通して作られた信長が桶狭間に登場するの

である。しかし、その場面は想像されたものである。子どもは桶狭間を見たことがないからである。 想像されたものは、テレビで見た戦いの場面を応用して自分で作ったものかもしれないし、また、 「織田信長」で放映された桶狭間のシーンをたまたま記憶していてそれを思い出したものかもしれない。単に桶狭間の戦いという文字だけかもしれない。

子どもは提供されたり自分で発見した新しい情報を記号として認知しそれを解釈する。この解釈では肖像画を肖像画として認知したとき働いた先行判断が再度起動することが多い。情報を記号として解釈するときには、何らかの枠組の中で解釈するからである。

桶狭間の戦いという情報が提供されたとき、先に起動した人物の認知枠組の上に、戦いの枠組が起動する。信長を捉えた人物の認知枠組はこの戦いの枠組の中に入れ込まれてしまう。しかし、人物の認知枠組が戦いの認知枠組に解消されてしまうわけではない。戦いの認知枠組は一種の地の役割を果たす。戦いの認知枠組は、人物の認知枠組が動くその範囲を規定している。戦いの認知枠組の上で、人物の認知枠組がいろいろと変形され、動くのである。

多くのイメージでは、桶狭間の戦いは、山があり谷があり、その中の一方に今川勢が陣どり、もう一方に織田勢が控えていると描かれる。両陣営は対峙しているわけではない。戦いの場面で今川勢が陣どり、遠方において織田勢がうかがっている。織田勢の中心に信長がいて、信長に視点を置くと先の人物の認知枠組が現れる。

このように、情報が追加されるごとに、新しい認知枠組は、ファミコンの画面のように全体構造を 変化させながら、多方向から変形されうる自由自在なイメージとして構成される。

特定の情報を記号として解釈することによってイメージを構成するという記号の働きにもとづいて, 歴史の事実や事象もイメージ的に構成されるのである。この構成は、われわれの中にある認知枠組が プロジェクターとして機能し、特定の情報が記号としてレンズの働きをし、イメージ全体を構成する プロジェクション(投影)だと見ることができる。

このプロジェクションにおいて重要なことは次の点である。①歴史を作る基本的発動点は個々人の 認知枠組であること、②認知枠組の機能は提供されたり発見されたりする情報の記号と相関性をもつ こと、③認知枠組と記号との相関によって特定情報からイメージを作り上げること、④歴史のイメー ジはさしあたり個々の子どもの内的イメージとして構成されること、である。

このような内的イメージは,次の三つの問題によって考察される必要がある。

- (1) プロジェクションによって作り出される歴史のイメージは子どもの心像として,個人内に構成される。一個人のレベルで構成されるイメージは,私一個人内でどのような関係構造をもっているのか。一個人の自我とは別に,他我のレベルで構成されるのではないか,という問題である。
- (2) このようなイメージが日常的な認知枠組で構成されるときには日常レベルでの認知と連続性をもち、イメージ構成は比較的スムーズに行われるだろう。しかし、江戸時代、近代などの非常に抽象的包括的なレベルの記号に出くわしたとき、子どもはどのようにして日常の認知枠組を越えて行くことができるのだろうか。そもそも、認知枠組の作成は日常的レベルで行われるのであろうか、あるいは、そうではなく、非日常的レベルで行われるのだろうか、という問題である。
- (3) また、一個人のイメージがどのようにして他の子どもや教師に伝えられたり共有されたりするのだろうか。主観的世界で構成されたものが社会的世界へどのように表出され、一つの出来事として教室内の子ども間や教師-子ども間で共有される社会的世界がどのように形成されるのか、という問題である。

これらの三つの問題を以下で考察することにしたい。

2 歴史教室の世界構造

2.1. 個人の内的世界構成の構造

子ども個々人が作り出す歴史に関する内的イメージというものがどのような構成過程を経ているのか、についてまず考えてみよう。

個々人が想像したり思い出したり考えたり判断したりすることは確かに一個人の範囲で行われる。その一個人の範囲のことが一個人内で閉鎖的に行われるのならば、われわれ人間の内的行為は一個人の主観的世界に閉塞してしまい、他者からは全く理解することができない。実際には、われわれは他者の内的行為を少しは知っているし、理解することもできる。だが、すべてを知ること、理解することはできない。では、一部であるとしても、どのようにして知るのだろうか。その基本構造はどのようなものだろうか。

われわれが想像したり考えたり判断したりするときには、われわれが日々感じている私自身とは違ったレベルで想像したり考えたり判断したりしている。確かに、日々感じたり行動したりしている私の中で想像や思考なども行われてはいるが、想像、思考や判断は私の日常的な感情のレベルを越えたところで行われている。

というのも、私が私の想像していること、考えていること、判断していることを理解しているからである。自分で自分が考えたり判断しているものを再考することができるからである。このように、私の中で私の内的行為を見つめ考えることは「再帰性」、あるいは「再帰構造」と呼ばれている²⁾。われわれが記号解釈を行う内的行為は、基本的にはこの再帰性の構造の形になっているのである。

再帰性の構造における最大の特徴は、私の中に私が想像したり考えたり判断したりして、日常現実とは全く別の可能性の世界を作り出すことである。今ここにいながら、アメリカを作り出したり、 聖徳太子を作り出したり、天体の中に地球を作り出したりすることはその例である。

私の中に私の想像する可能性の世界を作り出すことができる再帰性の構造の中で記号解釈が行われているとするならば、それは記号を自由に解釈することを意味するだろう。しかし、現実にわれわれが行っていることを考えると、記号解釈はある制約下に置かれていることも確かである。何もかも自由奔放に解釈することができるわけではない。解釈は記号として与えられる情報の媒体形態や種類によって異なった制約を受ける。言語として与えられると言語の社会的制約が、絵画として与えられると絵画の社会的制約が、働くことになる。

このような制約が私の中で働いている。かくかくに考えることは一応ひとに認められるだろうとか, こちらの考え方の方がよりよいだろうと自分で比較する。この事態は、私の中で問題が作られ、それ に答える形になっているのではないだろうか。あるいは、別言すれば、私の中で私と別の私が対話し ているのではないだろうか。

私の中で、私が内的に行ったことを、日常的な私とは違った可能性の世界に立つ私が見ているのである。

私自身の中で、自問自答するとともに、自問自答することを自分で多様に評価している。これが、 私の内的行為を再帰的対話構造として見たときの結論である。私の中で私が別の思考行為を行う。これが、自我が他我認識を可能にする基本構造なのである。

2.2. 個人の社会的世界の構成

われわれが直接見ているものや見たものとの類似性から、新たなものを認知することには限界がある。すべてのものを見たり聞いたり行ったりすることは不可能である。すべてのものは個々に異なっているのであり、同じ人間でも、A氏はメガネをかけ、B氏はオールバックにしており、C氏はいつ

も赤みがかった顔をしている。ひとの顔は多様である。それらすべてを見ることはできない。われわれはこの限界をどのようにして乗り越えているのだろうか。

われわれはこの限界を「概念」化、あるいは、「代表型」化によって乗り越えていると思われる³⁾。 幼児が男性をすべて「パパ」というとき、その子は男性を「パパ」という概念でくくっているので ある。このように、見たものや見えるものから特定の言語を用いて全体を統括する。この概念は一度 獲得されると、多様な場面に適用される。その適用には直接的な類似が認められるときもあれば、類 似性が低い場合もある。類似性の度合には濃淡がある。しかし、概念の適用はどちらの場合も同一の 構造である。

また、概念が適用されるとき、類似性判断のもとになるのが代表型である。代表型はイメージとして作られていることが多い。先ほどの例でいえば、「パパ」の代表型は自分の父親をイメージとしていることである。特定事例から特定のイメージを代表型として作り出し、それを他のものへ適用するのである。

概念化が言語を媒体として行われるのに対して、代表型化はイメージを媒体として行われる。これ ら二者は別のものではない。表裏一体になっていることが多い。

特定の概念で指示されたものが個々人の中では特定の個物としてイメージされているのである。土 器という言葉を思い浮かべたときに壷の形をイメージすることが多いのは、その例である。

このように、日常世界を含めて提示されたものや発見したものを自分の認知枠組で整理し理解するとき、自分の体験したものだけに依存しているわけではない。言語を媒体として特定事例からイメージを作り出し、そのイメージを言語と結びつけて概念と代表型とを形成する。概念と代表型を用いて他のものを理解するのである。

子どもが遠い過去の世界を理解するのも、この概念と代表型とを用いて行っているのである。

「自由民権運動」の理解のために、民権家が演壇で演説しそれを警官が制止しようとしている絵が 小学校歴史学習で使用される。この絵によって「自由民権運動」の代表型を子どもに作らせようとし ている。小学校では主としてこの絵の中に登場する人物の行動に関する代表型から「自由民権運動」 という概念が形成される。中学校や高校になると、人物の代表型が社会全体の運動へ拡大され、政府 の行動と民権家の行動との対立行動が社会階層間の政治闘争として、代表型化されるのである⁴⁾。

教室では日常われわれが行っている概念化と代表型化とを意識的に使用して、日常の経験世界を越えた社会的世界や歴史的世界を子どもの中に形づくるのである。この過程は、新たに提供されるものやことが概念や代表型からどれだけ離れているのかがわかる差異の認識の過程でもある。この形成過程や適用過程の原動力となるものが、子ども自身が自ら内的構成を行うことができる能力をもっていることである。

2.3. 他者の世界に関する相互認識

子どもが過去の世界を自分の中に作り出したとしても、それは他の子どもや教師にどのように伝わったり共有されたりするのだろうか。

個々の子どもに形成されたものは、主に言語を媒体として他の子どもや教師に提示される。この提示されたものは、子どもたち各自が自己の中で作る自分の世界構成における再帰性の構造と同様な形で、再構成される。A君が自分で構成した歴史的世界を、B君もB君自身の中でB君なりに構成するのである。

他者の世界構成の理解も、同様な形で遂行されている。その理解の階梯が高次化している点が違うだけである。

したがって、歴史教室で教師が講義をして、子どもに歴史認識をさせている原理も、このメカニズムによって、説明することができる。子どもは、教師が示すものやことを媒体として自分の中で既に作られていた概念や代表型を呼び起こして、教師の歴史説明を自己の中に構成する。その構成は、教師が用いる発問があろうとなかろうと、理論上においては、問いと答えとの対話構造として構築され、問いに対して、教師の説明にもとづいて子どもが自分の中で考えを作っていくことになる。この問いと答えの対話構造がまた、一つの代表型を形成することにもなる。

子どもは教室の中で、固有の日常的な社会的世界をもちながら、言語や概念を媒体として他者と共有することができる非日常的な歴史的世界や社会的世界を構成する。この構成が多階層化されると、他者の世界構成を自己の中に作ることができ、他者の世界構成を自分の中で理解することができるようになるのである。

3 まとめ ― 歴史教育理論の語用論的転換のために ―

本章で述べてきた視点は、歴史とことばとの意味論的関係でも、ことばとことばとの構文論(統語論)的関係でもない。それは、ことばと子どもとの語用論的関係である。この関係の中で歴史がどのように現れるのかを考察してきたのである。

考察を総括すると, 次の三点にまとめることができる。

- ① 個人内の世界構成は、再帰性の構造をもった可能的世界の構成として行われる。
- ② 世界構成は、言語や記号を媒体とした概念化や代表型化により、非日常的な空間的歴史的世界を構成し、抽象的包括的な社会のレベルまで広げることができる。
- ③ 世界構成は、自己内の再帰的対話構造にもとづき他者の世界構成を自己内に構成することができることによって、他者の世界構成の理解を共有することができる。

これらの三点からわれわれは、教室を歴史教室に変身させる歴史の指導、つまり歴史教育とは、歴史そのものを教えることではなく、歴史を子どもが作る、構成することであると主張する。この主張を一言で表現すると、歴史構成主義と呼ぶことができる。歴史構成主義の主張では、学習する歴史というものは、子どもたちを含んだわれわれが作り出し構成したもの、ディスコースなのである。

注

- 1) 「ウィットゲンシュタイン全集8 哲学探究」(藤本隆志訳) 大修館書店, 1976年, § 66, 69頁。
- 2) アンソニー・ギデンズ (松尾精文・藤井達也・小幡正敏訳) 「社会学の新しい方法と規準」而立 書房,1989年,同(松尾精文・小幡正敏訳) 「近代とはいかなる時代か?」而立書房,1993年,参照。
- 3) 内田伸子『子どもの文章』東京大学出版会,1990年,同『想像力の発達』サイエンス社,1990年,参照。また,内田のいう「世界づくり」の問題を,池野範男「社会科は何をめざすのかー社会的世界の合理的拡大ー」(『社会科教育』1993年5月号,121-123頁)では,認知枠組の問題として取り扱った。
- 4) 池野範男「歴史理解における視点の機能(I)-絵画資料理解の分析を通して-」「社会科研究」 第40号, 1992年, 参照。

第 3 章

現代民主主義社会の市民を育成する 歴史教育の原理

----- 歴史解釈の批判化 -----¹⁾

0 問題の所在

現在いろいろなところで歴史の書き直しが行われている。その動機は政治的なものもあれば、学問的なものもある。いずれにしても、これまでの歴史が見直されている。

これまでの歴史の内容を全面的に否定し見直された歴史は、新たな「正当な」歴史として位置づけられるべきとの意見がある一方、新たな歴史もこれまでの歴史も多様な歴史として一様にみとめられるべきとの意見もある。歴史を見直すひとびとの間で見解が異なっているが、歴史が複数化していることが現在の状況といえるだろう。

書き直しによる歴史の複数化という状態は、歴史がディスコースであるという前章の帰結から見ると、よくわかることである。歴史というものは、われわれが作り出し構成したものである。それゆえ、常に歴史が複数あるのは当然なことなのである。歴史の解釈や理解が一つしかないという方が異様な状態なのである。歴史的社会的に見ると、一つの歴史の解釈や理解しか認めない時代や社会は政治的に統制された社会であり、民主主義社会とはほど遠い社会であった。民主主義社会においては、歴史はディスコースとして構成員の討議の対象となる。その教育においても同じく、討議の対象となり、書き直され、社会の構成員である子どもたちによってよりよいもの、より合理的なものに作り直され、構成され続けられるものである。

では、ディスコースとしての歴史という考えからすると、歴史教育はどのようなことを行う必要があるのだろうか、そして、どのような内容を選択し、どのように学習させることが必要なのだろうか。

1 歴史の多様化と民主主義社会

民主主義社会において、歴史の複数化が生ずる理由には三つのことが考えられる。第一は、個々人の問題として、第二は、社会における構成員個々人の問題として、第三は、社会における歴史と個々人の関係の問題として考えられる。

第一の問題は、ひとびとが多様な立場の中で、どの立場に自らの立脚点を求めればよいのかがわからず、捜し求めているというアイデンティティ危機の現状から生じている。

私をわたしにしているものは何か、なぜ今のわたしがあるのか、わたしはどのようなひとびとと関連をもてばよいのか、どこでどのように関連しているのか、なぜ関連しているのか、などという問いが出され問われている。これらの一連の問いに正解はない。問いを追求し続けること、つまり答えを探求し続けることが自らを危機から救いだすことができる唯一の方法である。

第二の問題は、現代社会では立場が多様化し利害が錯綜して、ひとびとが同じ立場に立っていない こと、すなわち、現代社会においては構成員個々人が多様な利害をもち、それを相互に認め合い、そ れを調整しながら、社会を作っていくことから生じている。

社会そのものにおいて個々人の立場の多様化を認めるのが、民主主義社会である。民主主義社会は、

個々人の間において相互の立場を認め合いながらも、社会全体にかかわる公共的な問題に関してひとびとの判断や意思決定により方策や方法を決め、解決していくというシステムをもった社会である。この社会はいろいろな公共的な問題に対して一義的な答えを出すことができず、よりよい答えや解決方法を見つけ、よりよい社会を作り出すことによって進む。社会の一構成員としてのわれわれも各々の問題に対して社会の中の自己の問題として取り扱い、常に問い続けなければならない。

原理的にはすべての問題に対して問い続けなけらばならないが、現実的にはそれは不可能である。 そのために、代議制のように、構成員の代表者が各々の専門家の意見や判断を聞きつつ、よりよいも のを見つけ、決定し実行していく委託制度として、機能させている。しかしながら、ひとびとの意思 に反するときには委託を取り消したり、ひとびとの総意を確認することが必要となる。

民主主義社会においては個々人は社会の問題に対して自己の問題として見,自分で判断することを 強いられている。判断や意思決定から免れることはできない。

第三の問題は、社会における歴史と個々人の関係から生じている。民主主義社会においては歴史も、他の公共的な問題と同様である。どのような歴史を取り上げるのか、どのようにそれを語り説明するのか、なぜそのような歴史が問題なのか。これらの一連の問いを常に問い続け、それに答えることで、社会における歴史とわれわれとの関連が作られるのである。この関連が多様な形態をとり、いずれの形態が正当なのかが決められなくなり、曖昧なものとなり、その正当性が争われているのが現在の状況なのである。

ひとびとはこの論争状態からも逃れることはできない。歴史を超えた普遍的な答えを正解とみなす ことも、特定の答えに依存することも「逃避」である。ひとびとは常に問い続け、答えが暫定的なも のであることを意識し、よりよいものを求め続けなければならない。

この問い続けの中で歴史とわれわれの関連を作ったり、その結果作られたりするものが、歴史意識である。歴史意識は、現代社会に対するわれわれの態度や思考傾向と関連し、その態度や思考傾向でもって特定のできごとや事象を歴史として構成し、その起源や発展などを意義づける精神的活動、またその作用や内容である。社会に対する問題意識や認識が多様化すると、歴史に対する意識や認識も多様化する。現在は歴史意識の多様化の時代であり、だからこそ、多様な歴史(その解釈)が出現し、これまでの歴史が揺らぎだしているのである。

歴史の複数化という現象は、民主主義社会にとって避けて通れないものであり、個々のひとびとの問題においても、社会における構成員個々人の問題においても、また社会における歴史と個人の問題においても、常に一つの答え、正解があるわけではないので、対立・論争状態にあり、社会の構成員相互において調整・解決しなければならないのである。

2 歴史構成主義と歴史意識, 歴史認識

では,複数化した歴史はどのようにして,社会の構成員相互において討議されるのだろうか。

2.1. 問題意識による歴史の解釈

個々人は、社会の中で作り出された問題意識から歴史に立ち向かい、これまでの問題を踏まえたり 新たな問題を立てたりしながら、特定のできごとや事象を取り上げ、解明することで、新たな歴史認 識を作り出す。このような問題意識はこの一連の過程を個々人の精神的状態として支え推進するとと もに、一連の過程を経て歴史を作り出していく。このとき、問題意識は単に問題一般を作り出すもの ではなく、歴史に特化し、ひとびとの間で共有化され、歴史上の問題を作り出す働きをする。個々人 の個別な問題意識が、ひとびとの間で共有化されたとき、歴史意識に転化するのである。 歴史研究者が新しいパースペクティヴから歴史研究を始めるとき、そのパースペクティヴというものは、古代史研究であろうが、中世史研究であろうが、歴史の側において生み出されたものではない。歴史の側で生み出されたのならば、いつの時代においても、まただれにおいても、そのパースペクティヴを発見し同じような研究をすることが可能なはずである。しかし、そうはならない。特定の社会、特定の時代状況において、そのときどきの個々の研究者の問題意識から、そのパースペクティヴは作り出される。

網野善彦氏は、日本史の見直し、読み直しを行っている研究者の一人である。氏は、日本史再考を 語るにのぞんで、最初に自己の問題意識を率直に述べている。

「最近、大きな問題になっている核実験の問題にもそれはよく現れていますが、人類はいまや自 らを滅ぼしうる巨大な力を自然のなかから開発してしまったという現実の前に立っています。これ までのように、しゃにむに自然を開発し、前進してきた"青年時代"はもはや終わりを告げ、人類 は豊かな経験に基づく冷静な理性をもって自らのもってしまった強大な力を制御しながら、慎重に 歩みを進めていく必要がある、いわば"壮年時代"にさしかかっていると思います。

私はそれほど簡単に人類が滅びるとは思ってはいませんが、このような人類社会の変化自体が当然、歴史の見方そのものにも影をおとすことになっているとともに、歴史に対するこれまでにない関心をよび起こすことになったのです。これは日本史だけのことでなく、人類社会史全体についていえることだと思います。」²⁾

「この[歴史は進歩するという]見方の特徴は、人間の努力によって自然を開発すること、それによって生産力を発展させることが人間の"進歩"であるという考え方です。狩猟・漁撈よりも、農耕・牧畜は進歩した生業であり、農業よりも工業のほうが進歩しているというとらえ方ですが、そうした見方はおのずと商業や交易に積極的な意味を認めないことになってきます。

つまり、商業、交易や流通は物を動かすだけで、新しい物を生産しない、だからそれらは古い社会を解体し、分解する役割はするけれど、本質的に社会を変革する力はもっていないというわけです。 (中略)。

このように生産力の発展が、直ちに社会の進歩につながらず、むしろ社会を破壊する一面をもってきたという事態のなかで、商業、交易、流通、情報のネットワークを整備することが、社会の円滑な動きに寄与しうるという認識が、最近うまれてきました。旧ソ連、東欧の社会主義圏の崩壊も影響していると思いますが、歴史学のなかでも商業、流通の役割に対する再評価が行われつつあると思います。」31

このような問題意識が、歴史に対して問題を作り出すのである。網野氏は高校日本史教科書に示されている江戸時代のある藩の身分構成の円グラフを事例にして、江戸時代の「百姓」と研究者が表記していた身分を「農民」と言い換えてよいのかと問題提起したり、また日本は孤立した島国であるという常識を疑い、海から日本列島を見ると、交易、交流をし続けてきた別の姿が見えてくることを縄文時代の黒曜石、塩の交易、弥生時代のカブなどを用いて示している40。

歴史研究者は、社会の中で作り出された問題意識を自らのものにして、歴史の中に新たな問題を作り出し、その問題を解いていくことによって、これまでの歴史の解釈や理解とはことなるものを提起し、歴史の複数化を試みている。このように歴史研究者が問題をもって歴史を見ることは、われわれにおいても同様な事態である。歴史研究者は確かに、歴史研究の方法論を身につけた専門家であり、

研究者が行う研究の過程は精緻で厳密な論理によって進められる。しかし、研究の過程そのものはわれわれが行っている問題解決の一般的なプロセスと基本的には、同一なものであろう。

われわれ個々人もまた、社会の中で作り出された問題意識を共有することによって、歴史に立ち向かい、歴史を新たなパースペクティヴでもって見、新たな歴史の見方を作り出している。このような問題意識が、われわれの間で共有され、共通した歴史の見方を作り始めると、それは個々人の個別の問題意識を越えて、われわれが認め合う歴史意識になる。

2.2. 歴史構成主義による歴史認識

問題意識が転化した歴史意識は、歴史を作り出していくものでありながら、歴史意識そのものも作り出していくものでもある。このことは歴史の認識過程がスパイラルであることを示している。つまり、問題意識から問題を作り出し、歴史の対象を構成し解明することによって、歴史認識を作り出すとともに、新たな問題意識を作り出すという認識過程のスパイラル性を映し出しているのである。したがって、歴史意識は歴史を新たに発掘するとともに、新たに書き直し、作り変えるその基盤となるものである。

歴史認識の過程は,個々人の問題意識から出発しながらも,個々人を越え,ひとびとに共有された 歴史意識に支えられ,新たな歴史の見方を作り出すものである。こうして,新たな歴史解釈が生み出 され,これまでの歴史の解釈が見直され,「再審」される。

このような歴史意識と歴史認識の関連は歴史構成主義の考えにもとづいている。歴史構成主義は、歴史そのものが事実として客観的に存在するのではなく、われわれができごとや事象を事実として作り出し、立ち上げて初めて事実が歴史となると考える。歴史というものは、作り出されること、立ち上げるという記述・説明などの操作によっていることを強調する。その結果歴史構成主義は、歴史はただ一つであり客観的なものであるとは考えない。つねに書き直しされ、他の歴史からの批判にさらされており、それに耐えなければならないものと考える。歴史はつねに再審にかけられ、必要ならば修正を受け入れなければならない。特定の歴史が決定版になることはない。つねに新たな視点から事実が解釈され書き直され、別の歴史によってこれまでの歴史が再審され続けるのである。

歴史構成主義は構成主義の名が示すように、歴史というものも、われわれが社会の中で作り出したものという考えにもとづいている。科学的な操作を行うとしても、それは社会の中における行為の一環にあり、われわれが作り出し、行ったものである。歴史は、社会の中で作り出された問題意識から出発し、ひとびとの間で共有された歴史意識にもとづいて、問題として提出されたものの答えに関する一つの解釈なのである。このような歴史の捉え方が前章で見たディスコースとしての歴史なのである。歴史研究の現場においても、また歴史教育の現場においても、歴史はこのようなディスコースとして存在しているのである。

3 歴史構成主義と歴史教育

3.1. 歴史教育理論の形成

歴史教育として何を教えるのかに関して、三つの考えがある。第一は、存在としての歴史を教える ことである。第二は、存在としての歴史の解釈を教えることである。第三は、存在としての歴史の形 成を教えることである。

第一の,存在としての歴史を教えるという考えは,客観的な歴史の真実を教えることをめざす。素朴実在論の立場で主張されるこの考えは,絶対正しい唯一の歴史の事実(史実)があり,それが真理であり,それこそ教えるべきだとする。歴史は客観的なものであり,この中から重要なものを選択し,

教えるのが歴史教育であると考える。

第二の、存在としての歴史の解釈を教えるという考えは、個別の史実は知識としての命題で示すことができ、その命題間の連関として示される解釈の真偽を教えることをめざす。歴史は知識として示される命題間に示されると考える構文論の立場で主張されるこの第二の考えは、言語論的転回を経て歴史を命題構造に縮減させ、過去の真理は言語命題間の関係で提示される解釈の真偽度に依存し、解釈のレベルと質が高いものに教授の優先順位を与えるべきだとする。

第三の、存在としての歴史の形成を教えるという考えは、歴史の解釈を問題解決を行う社会形成と同じプロセスだと考える。それゆえ、作り出された歴史の解釈に関する解釈内容の真理性だけでなく、解釈の仕方の正当性や妥当性を吟味することを教えることをめざす。歴史構成主義の立場から主張されるこの考えでは、歴史解釈は現在の問題意識から行う歴史の構築であり、歴史を作り出すことである。つまり、社会のいろいろなことが社会的政治的正当性でもって形成されるのと同様に、歴史のわかり方やその内容も社会的政治的論拠でもって正当化されると考えるのである。

これら三つの考えは個別なものとも、また、重層的に関連しているものとも考えられる。本研究は これら三つの考えのうち、第三の考えを選択し、それにもとづいて考察を進めている。歴史は現在の 問題意識から再審され、新たに解釈されている。歴史の複数化は必然なのであり、それが民主主義社 会においては当然な姿なのである。この現実を前にしたとき、歴史教育の基盤として第三の考えを選 択することは、民主主義社会の基本原則に即したものである。

歴史構成主義を認める限り、歴史解釈は純粋学問的レベルだけで推移しておらず、社会的政治的レベルに関連している。それならば、正当性の論拠を相互に明示し、その論拠を吟味し、合意可能な部分を明確にすることが必要であろう。

3.2. 歴史教育内容の選択・構成原理 — 批判化 —

たとえ歴史教育理論の基盤に歴史構成主義を採用したとしても、歴史研究に依存し、研究結果そのものを伝達するのならば、これまで考えられてきた素朴実在論の立場と変わらない。歴史の「真実」である事実そのものを教える、あるいは「真なる」解釈を教えるのと同様に、「正当な」歴史形成を教えるものとなってしまう。歴史の事実や研究に対して歴史教育内容選択や構成の基準として採り得るものは二つある。一つは無批判的に受容するもの、もう一つは吟味検討し批判するものである。

第一の基準である事実や研究内容を無批判的に受容する場合では、歴史解釈が社会形成であることが学習者には理解されない。歴史解釈が作り出される過程を踏まえて、なぜこの問題を立てるのか、その問いの背景は何か、どのようにして結論が出てくるのか、その結論はどのような社会的機能を果たすのかなどの問題を歴史教育内容に取り込み、事実や研究内容に対して批判可能なものにする必要がある。歴史構成主義に立つ限り、第二の基準である批判を内容選択や構成の原理に据えることが大切となる。

批判を内容選択・構成の原理に据えることで,歴史解釈の再審性とその正当性の弁明や根拠の明示 化の必要性が明確になり,歴史解釈が,問題解決の過程である社会形成と関連していることが明らか になるだろう。

4 まとめ

前章の帰結である,歴史はディスコースであるという立場から,民主主義社会の原則に合致したこの歴史の複数化を前提にして歴史教育を考察した。歴史教育も,歴史研究と同様に,社会の中で作り出された問題意識から問題を作り,それを解釈するプロセスを共有し,新たな解釈を作り出すことで

ある。歴史構成主義に立ったディスコースとしての歴史の教育は、歴史の解釈の妥当性を吟味検討することをその内容とするのであり、また、歴史やその解釈を無批判的に受容するのではなく、常に問い続けるために、吟味検討を重ねる批判をその学習原理とするのである。このような歴史の教育を進めることによって、子どもたちを現代民主主義社会における一人の構成員としての市民に育成することが可能になる。歴史教育が民主主義社会の形成として機能する原理を、本章では究明したのである。

注

- 1)本章は、池野範男「多元的な歴史の開かれた再審」(『社会科教育』1998年9月号)を大幅に加筆 したものである。
- 2)網野善彦『NHK人間大学 日本史再考-新しい歴史像の可能性-』日本放送出版協会,1996年,7-8頁。
- 3) 同上, 9-10頁。
- 4) 網野善彦 『続・日本の歴史をよみなおす』 筑摩書房, 1996年, 第1章, 第2章, 参照。

第二部

現代民主主義社会の市民を育成する 授業の構築

第 1 章

現代民主主義社会の市民を育成するための 社会科(地理,歴史)の単元

1 社会形成を原理にした社会科

現代社会の形成原理としての民主主義の核心は別稿¹⁾で述べたように、批判性にある。民主主義というものは、自律的な市民が共同して、公共的な諸事を吟味検討し、その社会の構成員である市民総体のよりよき社会形成に利するという公共性の立場からそれら諸事を批判・判断し、よりよきものを作り出す政治的社会的原理である。この原理が、単に個々人の自由な判断を基盤にするのならば、個人主義と呼ばれるであろう。個人の自由や自律性を基盤にするのならば、自由主義と呼ばれるであろう。また市民が活動する社会の存在や構成員の共同性を基盤にするのならば、共同体主義と呼ばれるであろう。<u>批判的</u>と呼ばれるのは、構成員全体の利益を増加させる公共性とともに、社会の諸事、判断や決定の根拠を正す批判性を基盤にするからである²⁾。

民主主義社会の原理にもとづいた社会科は、社会をわかる社会認識の形成、市民として必要な能力や態度という市民的資質の育成ではなく、民主主義社会を作る社会形成をめざす³⁾。この社会科では、子どもたちが社会の一員として、社会をわかり、社会を納得し、社会を作ることができるようにする。社会の構成員のすべてに開かれており、すべてのひとびとによって作られる社会が民主主義社会であり、この社会の原理を教科の原理にして、社会の基盤を作り出すのが、社会科なのである。

この社会科は自らの方法原理を批判とする。それは、社会の諸事を民主主義社会の原則に照らして その合理性の根拠を問い、その原則にもとづいた合理性によってよりよい状態や形態を作り出すこと であり、一般的には、吟味検討し、正当性を正す一連の作業を指している。このような批判を社会の 諸事について実行することが、民主主義社会の形成をめざす社会科における実質内容となる。

では、何をどのようにすれば、批判を実行することになるのだろうか。

2 社会形成としての社会科の内容選択原理 — 対象としての関係 —

社会科の対象は、社会である。これは自明のように思われる。しかし、社会ほどあいまいなものはない。世間や世の中と同義であると理解されたり、人間の集まりと解されたりしている。また、必ずしも広く受け入れられた定義があるわけでもない。あいまいなまま使われていることばである。その理由は、社会にはいろいろな側面や事象があるからである。

社会科では、社会のすべての側面、事象を取り上げることができないので、選択が必須となっている。それゆえ、社会のどのような側面、どのような事象を取り上げるかを明確にすることが必要である。

各々の社会科によって取り上げる側面や事象はことなっている。社会認識形成をめざす社会科は、専門科学、とくに社会科学の領域にしたがって、社会の事象を整理し、地理、歴史、政治、経済、社会などに分類する。この分類に依拠し、その領域で代表的なものを取り上げ、概念や法則を形成する。市民的資質育成をめざす社会科は、社会における機能不全(逆機能)になった側面や事象を社会の問題、あるいは切実な問題として取り上げ、その問題解決を行う。これまでの社会科は、社会機能や社会領域というスコープとなる内容領域原理、同心円拡大や環境拡大、通史や地誌というシーケンスと

なる内容配列原理に示されているものを内容としてきた。この内容は現存しているものを選択し、そのものを教えたり学んだりすることを前提にしている。このように、対象を存在そのものと捉える捉え方を対象としての存在と呼ぶことにする。

これまでの社会科は対象としての存在を内容原理にし、その中から、社会的重要性、あるいは対象 の順序性を選択原理にしてきたが、社会という内容をそのものとして教授・学習することを当然と考 え、対象を子どもたちに無批判的に受容させてきたのである。

では、社会形成をめざす社会科はどのような内容を取り上げるのだろうか。

社会形成としての社会科は自己の方法原理に忠実に従い、これまでの社会科が取り上げてきた内容を批判する。そして、対象としての関係と呼ぶことができるものに、その内容を変更する。対象としての関係というものは、社会のいろいろな側面や事象における関係を指す。実態として存在する側面や事象を社会科の内容にするのではなく、それらの関係を対象とするということである。

事例として、アメリカ独立革命を取り上げてみよう。現在、世界史の教科書や授業では、アメリカ独立革命が存在しており、それは主要な出来事からなっていると考えている。そのために、イギリスによる北米植民地経営、植民地側の対応、ボストン茶会事件、大陸会議、本国と植民地との戦闘、愛国派(党)の指導権確立、独立宣言、パリ条約、合衆国憲法制定ということを内容としている。教科書や授業ではこのようにアメリカ独立革命に関して、主要な出来事を時間の経過の順に配列し、その順に教えようとしている。この考えでは、アメリカ独立革命はこれらの個別の出来事や事件の集合からなり、これらの出来事や事件は誰がどのように考えようが、客観的に事実として存在するので、これらの事実を集め、構成すれば、全体のアメリカ独立革命も客観的に記述・説明することができるとする。

この考えこそが、対象としての存在と呼ぶものである。それは、歴史における出来事(事件)、地理における地域、社会における社会的機能というひとびとが自明視しているものをそのものとして取り上げ、それがどのようなものであるかを記述したり説明したりする。アメリカ独立革命のように、記述したり説明したりしている対象そのものが客観的に存在し、それを学習者が獲得することが教育の役割であると考えるのが、これまでの社会科である。

社会形成としての社会科はこの考え方を批判する。アメリカ独立革命という存在が今、実在しているわけではなく、また、アメリカ独立革命という概念が実在しているわけでもない。存在も概念も、社会科学の研究や歴史研究、あるいは社会科(歴史)教室で作り出されたものである。誰かが何かの目的のために繰り返し作り出しているものである。取り上げる存在や概念は、われわれが作り出している以上、目的、役割、機能などをもった社会的構成体と見ることができる。

社会科の内容として取り上げる対象が、社会的に作り出された社会的構成体であるとなると、その 対象を選択するときには、基準となる原理が必要である。われわれが作り出しているので、その原理 を、もはや、対象となる社会、歴史、地理の側に求めることはできない。選択するわれわれの側に求 めるしかない。そうすると、なぜそれを選択するのかという問題に答えることは、なぜそれを学ぶ必 要があるのかという問題に答えることである。すなわち、選択原理は学習必要性の根拠によって説明 されるのである。

本研究では、社会科における学習の必要性の根拠として、研究代表者が考える批判主義の社会科にしたがって、民主主義社会の形成を行う市民の育成という社会形成としての社会科を提示してきた。 民主主義社会を形成することができるという社会科学習の根拠が内容選択原理に転用される。つまり、このような事象をこのように学ぶと、民主主義社会を形成することができる市民を育成することができるということを根拠にして、社会形成の社会科における内容が選択されるのである。簡潔に言えば、 民主主義社会の形成の観点から内容が選ばれるということである。

先に示したアメリカ独立革命について民主主義社会の形成の観点から見ると、建国の時には革命が 正当とされたが、現在ではなぜ否定されているのかという疑問が生じ、革命の正当性を問うことが考 えられる。エングルとオチョアはそれを、「革命はいかなる状況のときに正当化されるのか。18世紀 後半のアメリカの状況はそのような状況を満たしていたか。社会の中で社会的変革を起こすためには、 革命よりもよりよい方法があるのか。」などという問いを発することであるとしている⁴⁾。つまり、 現代社会にその現象が影響を及ぼしている側面や観点を取り上げ、現代社会の問題として学習することである。

社会科の内容にこのような側面や観点を取り上げ問題にすることを、対象としての関係と定式化するのである。というのも、対象としての関係は、学習対象となる出来事や事象、地域などをその存在そのものやその概念として取り上げるのではなく、現代社会との関係として取り上げるからである。

このような現代社会との関係が、対象としての関係を社会科の内容にする第一の意義である。社会 科の本来の内容である現代社会との関わりをあらゆる内容がもつことで、社会科の内容を学習する根 拠を学習者が理解することができるのである。別の意義をさらに、指摘することができる。それは、 社会の形成との関係である。社会科の内容が、社会を作るという行為に関わることによって、これま で以上により積極的な学習上の意義をもつことができるのである。

社会形成としての社会科は、これまでの社会科が採用してきた対象としての存在をもはやその内容 選択原理にせず、対象としての関係をその原理に変え、社会科の内容において民主主義社会の形成と いう自らの原理・原則を貫き、現代社会との関係や社会形成との関係を重視する。

3 社会形成のための社会空間としての地理、歴史、社会

社会形成としての社会科が社会を対象としての関係として捉えるとしても,具体的には何をどのように捉えるのだろうか。

結論を先に述べれば、それは、1947(昭和22)年版学習指導要領が設定した社会科の内容(人と他の人との関係、人間と自然環境との関係、個人と社会制度や施設との関係)⁵⁾を社会形成の観点で見直し、それを社会空間として定式化し、批判的に学習するように組織することだと捉える。

3.1. 社会空間としての社会関係6)

社会は、人と人の関係の総体である。狭くとれば、それは、現代社会における人と人の関係であろう。広くとれば、過去の社会を含んだ人と人の関係であろう。また、厳密にとれば、文字通り、一人の人間、個人と個人の関係であろうが、一般には、社会集団間の関係も、国民間の関係、さらには、社会階層間の関係、民族間の関係も含むそれであろう。

ここでは、広くとって、過去の社会を含んだ社会における個人、社会集団、国民、社会階層、民族のそれぞれの間の関係の総体と考えることにしたい。これらは、具体的に、社会において出来事、現象として示すことができるが、これらの出来事や現象は、個々の人間を基盤にした集団の関係である。

基盤にする個々の人間は、合理的に行動すると理念型的に設定された抽象的な人間ではなく、一個の身体をもった生身の人間である。身体というものはどの部分も、自然の一部である。その人間や集団の行為、行動は、自然と関連した出来事や現象を含み込んだものと考えることができる。また、たとえ一個人の行為や行動であっても、社会的役割や社会的機能と関連し、社会的集団の一員としての行為や行動であり、集団の関係と見ることができる。

このように, 人と人の関係は, 過去の社会を含んだ広い社会における, 身体的関係から集団的関係

までの人間的関係総体を指すことになる。このような関係を社会空間と呼ぶことしたい。空間と呼ぶのは、われわれがいろいろな関係を作り出し、作り変えることのできる行為の場だからである。

このような関係としての社会空間を社会科の内容にすると、その関係は、学習する領域や段階を指定することができるというメリットがある。自然との関わり、個人の関わり、これらの度合いを指標にして、直接的なものから間接的なものへ、個人的なものから集合的なものへ段階的に分けて見よう。そうすると、自然と人間の関係、人間と人間の関係、人間と社会制度の関係の三つに分けることができる。

この三つの関係は、1947(昭和22)年版社会科学習指導要領が社会科の内容として設定した,人と他の人との関係,人間と自然環境との関係,個人と社会制度や施設との関係とそっくりであると考えられるだろう。1947年版社会科学習指導要領はこれらの関係を,機能主義にもとづいて相互依存関係として理解していた。機能主義は,ある社会的活動は別の活動に影響を及ぼすという相互影響の仮説,社会的活動は社会全体(システム)の安定・維持に作用するというシステム維持の仮説,社会的活動は社会の必要・充足の働きであるという社会の存続発展の仮説という三つの仮説から成り立っていると言われている⁷。これらの仮説のうち,1947年版社会科学習指導要領は第三の仮説である社会の存続発展の仮説を次のように説明した。

「社会生活を理解するには、相互依存の関係を理解することがたいせつであり、そして、その相互依存の関係を理解するには、人間性の理解がこれにともなわなければならない。社会生活の根本に、人間らしい生活を求めている、万人の願いがひそんでいることを忘れて、たゞ社会に現れているさまざまのことばかり理解しても、それは真に社会生活を理解しているとはいえない。従来のわが国民の生活を考えて見ると、各個人の人間としての自覚、あるいは人間らしい生活を営もうとするのぞみが、国家とか家庭とかの外面的な要求に抑えつけられたために、とげられて来なかったきらいがあった。そのために、かえって国民としての生活にも、家庭の一員としての生活にも、さまざまな不自然なこと、不道徳なことが生じていたことは、おたがいに痛感したことである。青少年の人間らしい生活を営もうという気持ちを育ててやることは、基本的な人権の主張にめざめさすことであるとと同時に、社会生活の基礎をなしている。他人への理解と他人への愛情とを育てることである。事実、みずから自分の生活の独立を維持し、人間らしい生活を楽しむことを知っているものであるならば、そこにはじめて、他人の生活を尊重し、自他の生活の相互依存の関係を理解することができ、自分たちの社会生活を、よりよいものにしようとする熱意を持つことができるのである。」[8]

この説明では、社会の存続発展の仮説を、個人の願い、自覚や人間性という個人の行為や道徳にもとづいて理解しており、個人の育成が社会の存続発展の基礎になると読み変えている。

個人の育成を基盤にした結果,1947年版(また,1951年版)社会科学習指導要領は,機能主義の相互影響の仮説もシステム維持の仮説も,個々人の問題として捉え,そのような問題を中心に構成する。たとえば,1947年版では,「家や学校で,よい子と思われるには私たちはどうすればよいか」(第一学年問題 I),「世の中で一人前なるには,私たちはどうすればよいか」(第三学年問題 I),「世界じゅうの人々が仲よくするには私たちはどうすればよいのか」(第六学年問題VIII)などの問題を取り上げていた 9 。これらの問題を学習することによって,「はじめて青少年に真実な知識を与え,かれらを偏見から解放し,また将来民主主義社会の一員として正しく生きる途を発見させることができる」 10 と考えている。子どもたち自身は現在まだ民主主義社会の一員ではないが,将来そうなるための「生

きる途」を個人の行動、態度、道徳として身に付けさせることを主要な目標にしていた。

1947年版や1951年版の社会科学習指導要領は、社会を人と人との関係として定式化し、それらの関係を三つの関係に整理したが、その関係を個人の問題や個人の育成として理解した。このような理解は、個人を基盤にしたものであり、個人を中心にしすぎており、社会と個人の関係や個人と個人の社会的関係を見失わせるものである。また、関係が在ることを前提にし、関係を作り変えることができるものと考える余地をなくすものである。

そこで、本研究が採用している構成主義の立場から、このような関係をひとびとが作り出すものと 見ることへ転換してみよう。

3.2. 社会関係としての地理,歴史,社会

社会形成をめざす社会科は、1947年版、1951年版の社会科学習指導要領が示した対象としての関係という観念を復活させ、その意味内容を新たに変えようとする。社会形成の観点からすると、対象としての関係は社会を作り出すことを意味するので、それ内容にする教育は社会を作り出すように構成する。

自然と人との関係、人と人との関係、人と制度や施設という三つの関係は、当然、そのようなものとして存在しているわけではなく、作り出されるものである。たとえば、自然と人との関係は、ひとびとが自然と関係しているという状態を示しているだけではなく、その関係をどのような関係として作り出すかという問題を解決することをも含んでいる。対象としての関係を内容とし社会形成をめざす社会科は、関係の状態をわかることよりも、関係を作り出すことに重点を置く。関係を作り出すためには関係の状態をわかることが必要であり、関係を作り出すことはそれをわかってどのようなものに変えるかを考えることなのである。このような関係を作り出すことは、自然と人との関係だけではなく、人と人との関係、人と制度や施設との関係でも同様に考えることができる。

問題は、関係における社会関係の内容である。自然と人との関係において自然は、自然的物理的環境だけでなく、生物の一つとしての人間、人間という身体的環境をも含み込んだものと見る。社会関係の基礎には、このような広い自然と人間の関係がある。また、人と人の関係における人は先述したように、個人としての人間だけではなく、社会集団、国民、さらには、社会階層、民族をも含み込んだ社会的人間の総体と考える。社会関係を作り出す基本的主体がここで網羅される。そこでは、どのような社会関係が作り出されているかという状態をわかるだけでなく、どのような社会関係を作り出すのかを考えることが求められる。さらに、人と制度や施設の関係における制度や施設は、社会関係が作り出した制度や施設だけでなく、社会関係を作り出す社会運動や組織、価値や価値観、習慣や慣例、規則や規範、ルールや法、さらには、宗教、言語、道徳、教育、芸術などの文化も含んで、考えられるべきであろう。

社会関係の観点から見ると、1947年版、1951年版学習指導要領の示したものは狭く、かつ、状態的なものに重点化しすぎているので、広く、かつ、形成的なものをも含むように設定し直す。そうすると、自然と人の関係は自然的物理的環境、生態系・身体的環境と人との関係として、人と人との関係は個人、社会集団、国民、社会階層、民族の間の関係として、人と制度や施設の関係は制度、価値や文化の関係として捉え直し、これらの関係における、状態や形成上の問題を把握するとともに、それを解決する方法を探ることができる。このように、自然と人の関係、人と人の関係、人と制度や施設の関係をより広く捉え直すと、用語の問題として、三番目の人と制度や施設の関係は人と社会制度や文化の関係と表現した方が適切であろう。

社会関係から社会形成をめざす社会科の内容を整理すると、それは、自然と人の関係、人と人の関

係,人と社会制度や文化の関係の三つであるとまとめられる。これらの三つの関係は,これまでの社会科の内容領域からいえば,自然と人の関係は地理の領域に,人と人の関係は社会,あるいは公民の領域に,人と社会制度や文化の関係は歴史の領域に,主要に関連している。しかし,このような領域に固定しているわけではない。とくに,人と人の関係,人と社会制度や文化の関係はそれぞれ,社会あるいは公民の領域,歴史の領域に関連するだけでなく,二つの関係は二つの領域それぞれに関連しているといった方がよいであろう。

対象としての関係を社会科の内容にするときには、これまでの社会科が考えてきたように地理、歴史、社会あるいは公民の領域の教育が存在するとはもはやいえない。三つの社会関係によって社会科の内容範囲と領域を形成し、それに応じた単元を作り出すことが、社会形成をめざす社会科の課題である。

4 社会関係としての社会科地理、歴史の単元

自然と人の関係、人と人の関係、人と社会制度や文化の関係に関する単元を学校段階ごとに開発することが、カリキュラム開発研究としては必要なことである。しかし、現在のところ、それを行う力と余裕がないので、個別単元の開発によって、これら三つの関係を示すことにしたい。その際、便宜的に、これまでの社会科の内容領域名(地理、歴史、日本史、世界史など)も開発した単元に記し、現行の社会科、地理歴史科、公民科のいずれで使用可能なものかを示すことにしたい。

自然と人の関係は先に述べたように、自然的物理的環境、生態系・身体的環境と人との関係として捉えることができる。これらを総体として見ることはできないので、個別の問題を通して単元として組織すると、その一部が把握され、新たな関係として作り直される。たとえば、自然的環境と人の関係は、人はどのような自然環境の制約を受けて生活を行っているのか、自然の条件を生かして人は家の形、食事(主食)の材料や衣服の着方にどんな工夫をしているのか、などの問題として捉えることができる。また、生態系と人の関係は、生態系にいかに人間の生活が組み込まれているか、生態系の保存がなぜ必要なのか、生態系をいかに守るか、などの問題として捉えることができる。後者の問題は、資源とその開発、環境の汚染と保護などの問題と関連した環境学習として展開することができる。その展開事例を第2章に、現代民主主義社会における環境学習ー地理単元「地球の壊れやすい生態系をいかに守るか」」として示した。

人と人の関係は、個人、社会集団、国民、社会階層、民族の間の関係として捉えることができる。これらの関係も個別の問題を事例にした単元として組織すると、新たな関係として作り直すことができるようになる。たとえば、社会集団間の関係は、男女の性役割関係として捉えたり、家族関係として捉えることができる。前者の男女の性役割関係については、男女平等の実現という社会問題として組織し、歴史的に探求した社会問題史学習の単元「男女平等を考える」を開発した¹¹⁾。また、国民間の関係は、貿易摩擦の問題や国際平和の問題として捉えることができる。後者の国際平和の問題については、男女平等の実現の問題と同様に、社会問題史学習の単元として開発している¹²⁾。

人と社会制度や文化の関係は、制度や施設、社会運動や組織、価値や価値観、習慣や慣例、規則や 規範、ルールや法、さらには、宗教、言語、道徳、教育、芸術などの文化をも含む制度、価値や文化 の関係として捉えることができる。人と社会制度の関係は、民主主義社会の制度やそれに関わる社会 的関係であり、その学習が求められている。そのために、現在の民主主義社会という社会制度に関わ る問題を取り上げ、その問題を解決する学習として展開される。たとえば、なぜ代議制が作り出され たのか、どうして革命は現代民主主義社会では認められないのか、などの問題として捉えることがで きる。後者の革命の問題については、第2章においてアメリカ独立革命を事例にし、世界史単元「ア メリカ独立革命 - 革命はいかなる状況で正当化されるか」を開発した。また、文化は、民主主義社会においてひとびとが作り出しているものであるが、事実として目に見えるものである制度に対して、価値に関わり目に見えにくいものである。人と文化の関係は、ひとびとが作り出しているが、価値に関わるものとの関係の問題として捉えることができる。そのような問題として、社会運動、宗教、教育、芸術に関わる社会問題を挙げることができる。教育に関わる問題に関して第4章の日本史単元「女性と教育 - 保井コノはどのような問題にぶつかったのか」を、また、社会運動に関わる問題に関して日本史単元「戦前の婦人運動ーなぜ戦前の婦人運動は体制化したのか」を開発した。この二つの単元は、別々に使用することもできるが、作成者の意図は、連動して使用することにある。というのも、個人の問題から集団的問題へ、また、集団的問題から個人の問題へ社会問題のレベルを相互に移行して、問題の原因を歴史的に振り返るとともに、社会的に深く探求できるように意図しているからである。

開発した単元の各々の教授=学習過程について、詳細に解説することはしないが、世界史単元「アメリカ独立革命-革命はいかなる状況で正当化されるか」を用いて、授業において批判をどのように 実行するように組織しているかを説明することにしたい。

世界史単元「アメリカ独立革命」の各パート、そこにおける主要な問いと役割を示すと、次のようになる。

	パート	主 要 な 問 い	パートの役割		
導入	政府による革命の否定	◎独立革命時に認められていた革命が、 現在認められていないのはなぜか。 革命はどのような状況で正当化されるのか。	第一段階 問いの確定		
展開	「革命」と「抵抗」の概 念	◎独立革命当時,革命はいかに正当化されたか。○「革命」と「抵抗」の違いは何か。	第二段階第三段階問いの調査価値に関する仮説の確		
II	独立革命における革命行 為の正当化	○独立革命を起こした人達は革命行為 をどのように正当化したのか。	定		
III	独立革命後の非合法的な 暴力行使への対応	○独立革命後、政府に対する非合法的な暴力の行使はなかったのか。あったとすれば、それはどのような結果になったのか。			
IV	反乱鎮圧と独立革命正当 化両立の論理	◎独立革命によって成立した政府が革命と類似した行為を不当とみなし, 鎮圧するのはなぜか。その際独立革命はどのように正当化されるのか。			
終 結	革命正当化の条件	◎革命はどのような状況で正当化されるのか	第四段階 意思決定の実行とその正 当化		

本単元は六つのパートからなっている。第一パートは導入部であり、「アメリカ独立革命時に認められていた革命がなぜ今、アメリカでは認められないのか。」という本単元の基本的な問いを確定する。かつては認められていたが、いまはだめというのは、ずるがしこいやり方ではないか、そのよう論理は本当に正当なことなのかを検討しようと動機づけることである。第二パートから第五パートま

では展開部であり、「アメリカ独立革命当時、革命はいかに正当化されたのか。」と「革命後成立した 政府は、独立革命をどのように正当化したか。」を調べ、検討する。この過程は本単元の基本的な問 いを、アメリカ独立革命に適用することで、実際的に検討可能な問いに変形し、それにもとづいてそ の問いが含意している価値を見きわめる。第六パートは終結部であり、アメリカ独立革命の検討を受 けて、本単元の基本的問いの「革命はどのような状況で正当化されるのか。」について、生徒が自分 たちで判断しその判断について正当性を吟味検討する。

本単元は第一パートから第六パートまでの過程を通して、民主主義社会における、革命(暴力)による政府交代の否定、議会による政府交代の肯定という社会の制度(ルール)を批判する。つまり、批判を実行するというのは、社会のそのような制度が、いつ、どこで、どのような理由でできあがったのかを明確にし、その根拠を吟味検討して、その制度を支える正当性の論理を生徒自らが判断し、よりよいものに変える条件や根拠を提示することである。

他の単元も世界史単元「アメリカ独立革命-革命はいかなる状況で正当化されるか」とほぼ同様な過程で、組織しており、環境問題、女性の教育問題、婦人運動問題を通して自然と人の関係、人と社会における教育や社会運動の関係を吟味検討し、よりよい関係を作り出すことをめざすように組織している。

注

- 1) 池野範男「社会形成力の育成-市民教育としての社会科-」「社会科教育研究別冊 日本社会科教育学会年報 (2000年度)」 2001年、参照。
- 2) 井上達夫「コンセンサス社会からの脱却を」『中央公論』1999年8月号,参照。
- 3) なぜ、社会科がその概念を変更し、その内包や外延をともに広げ、真理性にもとづいた認識レベルを越え、正当性にもとづいた判断・決定レベルまで含んだものにするのかについては三つの理由がある。第一は、学習指導要領を主軸にした現在の社会科の機能不全、第二は、社会科概念の限定化による社会科教育研究における社会的意義の欠如、第三は、社会科の原理に社会形成を置くことによる現代社会との結びつきである。これら三つの理由は、社会科教育の実際と理論において社会科教育の社会的役割を評価したことにもとづいている。
- 4) Shirly H. Engle and Anna S. Ochoa, *Education for the Democratic Citizenship*, New York and London: Teachers College Press, 1988, p.156.
- 5) 『学習指導要領社会科編 (I) (試案) -昭和二十二年度-』 1947年(上田薫編集代表『社会科教育史資料 1』東京法令,1974年,218頁)。
- 6) 橋爪大三郎『仏教の言説戦略』勁草書房,1986年,同『言語派社会学の原理』洋泉社,2000年を 参照した。
- 7) N. アバークロンビー, S. ヒル, B. S. ターナー (丸山哲央監訳・編集) 『新しい世紀の社会学中辞典』 ミネルヴァ書房, 1996年, 137頁, 参照。
- 8) 上田編集代表, 前掲書, 218頁。
- 9) 同上, 222-223頁。
- 10) 同上, 222頁。
- 11) 池野範男, ほか「近現代史学習の授業開発の研究(IV) 社会問題史学習の小単元「男女平等を考える」-」広島大学教育学部・関係附属学校園共同研究体制「研究紀要」第28号, 2000年。
- 12) 池野範男, ほか「高校社会問題史教授プランの開発ー単元「国際平和を考える」ー」広島大学平和科学研究センター『広島平和科学』第20号, 1997年。

第 2 章

現代民主主義社会における環境学習

―― 地理単元「地球の壊れやすい生態系をいかに守るか | ――

研究協力者

岩元光博 西村弘治平田浩一 三輪玲子

(配当時間: 4時間)

1 主 題:地球の壊れやすい生態系をいかに守るか

2 学習目標

- (1) 愛知万博を事例として、論争問題に対する主張の背後にある社会観や、それぞれの主張がもたらす便益・費用を解明する。
 - ① あるべき社会観に基づく主張の相違が、論争問題を引き起こしている。
 - ・開発を主張する側は、社会は経済の成長により発展するという社会観をもっている。
 - ・自然保護を主張する側は,経済成長よりも生態系の保護を優先すべきであるという社会観をもっている。
 - ② それぞれの主張を実現することによって、便益が得られる一方、費用が必要となる。
 - ・開発を実施することによって、一定の経済効果が見込めるが、生態系を破壊することになる。
 - ・開発を中止することによって、生態系を保護することはできるが、その保護には一定の費用が 必要である。
 - ・費用と便益に対する見解は、試算の仕方やスパンの取り方によって異なる。
- (2) 愛知万博を事例として、論争問題に対して意思決定を行い、社会のあるべき姿を追求する態度と能力を養う。
 - ① 意思決定に必要な問いを調査することができる。
 - ② 主張の背後にある価値を吟味できる。
 - ③ それぞれの主張がもたらす費用と便益を予測できる。
 - ④ それぞれの価値に基づく解決策を提示できる。
 - ⑤ 解決策を費用と便益の視点から吟味できる。
 - ⑥ 自らの価値に基づいて解決策を選択し、正当化できる。

3 単元の全体構造:中学校社会科地理的分野

١٢.	- h	主	な	発	問			主	な	活	動	意思決定段階	時間
導	入	○愛知万博 張がなさ; 主張の背 あるか。	れている	るか。	また,	両者の	化し, ・この	問題	の論点	を明ら	の主張を明確 っかにする。 するために,	問題の決定と問いの調査	1時間

	I	○主催者側は、社会のあるべき姿をど のように考えているか ○市民運動側は、社会のあるべき姿を	・主催者側と市民運動側の主張の根拠 を明らかにするとともに、それぞれ の立場が求めている社会のあるべき 姿を推測する。		
展		どのように考えているか。 ○両者の主張にどのような違いが見ら れるか。	・両者の主張の前提となる用語の定義 を行う。	主張の前提と なる価値の明 確化	
	II	○市民運動側の主張を実現すると,便 益と費用はどのようになるか。	・それぞれの主張がもたらす便益と費 用を推測する。		1時間
		○主催者側の主張を実現すると, 便益 と費用はどのようになるか			
開	III	○あなたの考える望ましい社会とは、 どのようなものか。また、そのよう な社会のあり方にもとづく解決策は どのようなものか。	・望ましいと考える社会のあり方にもとづいて、愛知万博に対する解決策を提案する。	選択肢の確定と結果の予測	1時間
		○それぞれの解決策はどのように評価 すればよいか。	・便益と費用の観点から, それぞれの 解決策を評価する。 (バランスシートを作成する。)	と結果の予測	
終	結	○もっとも望ましい解決策はどれか。 また,その理由は何か。	・もっとも望ましいと考える愛知万博 の解決策を選択し,理由と根拠をも って自己の選択を正当化する。	意思決定の実 行と正当化	1時間

4 単元の展開

パー	- F	教師の指示・発問	教授学習活動	資料	子どもから引き出したい知識
		・この新聞記事では,何が問題となっているか?	T:資料を提示 し発問する P:答える	1	・愛知万博の開催予定地にオオタカの 営巣が発見されたため、市民運動側 が愛知万博の見直しを求めてきてお り、主催者側がその対応に苦慮して いるという問題である。
導	論	・オオタカの営巣が発見されたのが , なぜ問題なのか。	T:発問する P:答える		・オオタカは絶滅危惧種であり、絶滅 によって生態系の破壊につながると 考えられたから。
入	問題の提	○主催者側・市民運動側はそれぞれど のような主張をしているか。	T:発問する P:答える		○主催者側は、自然との共存を図りながら、計画どおり開催することは可能であるとしている。○市民運動側は、万博開催は自然破壊につながるものであり、中止すべきであるとしている。
	示	○両者の主張の背後には、どのような 問題を抱えているか。	T:発問する P:答える	·	○この問題は,愛知万博の開催と海上 の森の保護をめぐる問題であり,そ れは,開発を重視するかと生態系の 保護を重視するかということをめぐ る問題でもある。

					ı
		・みんなはどちらの立場を支持するか。	T:発問する P:答える		もっと詳しく調べなければ判断できない。
導入	論争問題の提示	・何を調べなければならないか。	T:発問する P:答える		(多様な答え) ・なぜ、愛知万博を開催しようとするのか。 ・愛知万博を開催すると、本当に経済 効果があるのか。それはどのような 試算に基づくのか。 ・開催は生態系にどのように関わるの か。環境破壊につながるのか。 ・環境に配慮しながら開催できるのか。 それはなぜか。 ・なぜオオタカを保護しなければなら ないのか。どうすればオオタカを守 れるのか。 ・保護のために開催を中止するとどう なるか。
		©主催者側は,社会のあるべき姿をど のように考えているか。	T:発問する		
	・主催者	・主催者側は,何をテーマに,どのような万博を開催しようとしているのか。		2, 3	・今回の万博は「自然の叡智」をテーマにし、身近な自然である森を実験場として、環境・資源・エネルギーなどの課題に対する解決策として、ハード・ソフト両面の知的成果を提案しようとしている。
展	者側の社会のあり方の	・主催者側は,万博開催にどのような期待をしているのか。	T:発問する P:答える	④	 ・経済効果がある。 ・地域活性化(産業振興,観光業,建設業など) ・社会資本の整備(交通網の整備,都市計画,) ・瀬戸市のイメージアップ
開	追求	・主催者側は、どのように自然を保護すればよいといっているのか。	T:発問する P:資料を見る	5, 6	・オオタカの営巣さえ守って,基本的 には計画どおりに実施すればよいと 主張している。
		○主催者側は、社会のあるべき姿をどのように考えているのか、推測しなさい。	_ ,_, ,		○生態系を最小限維持しながら,経済 効果をもたらす開発を優先し,社会 を発展させていくべきであると考え ている。
I	市民	◎市民運動側は,社会のあるべき姿を どのように考えているのか。	T:発問する		
	運動側の社会のあ	・市民運動側は、主催者側の考える愛 知万博をどのように考えているのか。		6	・愛知万博は「自然の叡智」をテーマ にしているが,万博の開催はオオタ カの営巣だけでなく,海上の森の生 態系全体を破壊することにつながる ので,中止すべきだと主張している。
	り方の追求	・中止することで経済効果がなくなるが、それをどのように考えるか。	T:発問する P:答える		・主催者側の計画では経済効果がある とは言い切れないし、それ以上に自 然の損失ははかりしれないので中止 すべきであると考えている。

展開	市民運動側の社会のあり方の追求	○市民運動側は、社会のあるべき姿を どのように考えているのか。推測し なさい。・これまでの学習から主催者側と市民 運動側の考えをまとめなさい。	T:資料を提示 し発問する P:答える T:発問する P:答える		維持を 持して (表①参 【表①	主催者側とあるべき多主催者の	せご と姿 則 崔 長で斉らそをいなあ 市」 小き効す先発く	がら、選 市 中 済す、をなをを ・ 選 市 中 済す、をなを が	会を維 「の考え 「動」 止 期り 乗よ系 態系維
展	両者の主	○主催者側と市民運動側の主張にどの ような違いがみられるか。 ・両者の主張に違いが生じるのはなぜ	T:発問する P:答える		とり、進制と が、進制生を の発る。	「側は、オス」 然を保護で オタカないと オオタタないと オオタスを 東京で、 東方で、 東方で、	す果とのすでる護しするある	ととうるのかない。	えて 京 京 京 京 京 ま よ の の の の の の の の の の の の の
開	主張の前提となる用語の定義	か。 ・そもそも生態系とは何か。	P:答える T:発問する P:答える	•	る ・生物 ・ り ・ り ・ 連 と ・ 連 と ・ 連 と ・ 連 と ・ も も も も も も も も も も も も も も も も も も		も地域の地域である。	成のすべ 空間から 物質循 ついてお りり合い	ての生 成り立 環,食 り,全
II	找	・開発とは何か。・開発と生態系はどのような関係にあるのか。	T:発問する P:答える T:発問する P:答える	8	充たし ゆる行 ・開発を せるー	は個人と花 、生活の質 動をいう。 でうこと 方で、開発 など響を及	質を応は生活の仕	可上させ 舌の質を 方によ	るあら 向上さ っては,
	市民運動側の主張の吟味	◎市民運動側の主張を実現しようとすると費用と便益はどのようになるか。・市民運動側は、なぜ、海上の森全体を保護しなければならないと主張しているのか。	T:発問する T:資料を提示 し発問する P:答える		スが取 すれば ランス	らは種の多れ なられている で、海上の系 、を崩し、 E 、と考えてい	る。 z 森の生 自然和	トオタカ 生態系全 支壊が進	が絶滅

	市民運動側	・生態系を保護するためには、どんな ことが必要か。	T:発問す P:答える	,	9	ば 蔓 な	態系を守るには森を ならない (除伐・間 きりなど)。つまり ければ維持できず, 時間と労力と費用が	伐・枝打ち・ , 森は管理し それには莫大
	の主張の吟	・市民運動側は開発の中止を主張して いるが、中止するとどうなるか。	T:資料を し発問 P:答える	する	•	な	上の森の生態系を守 いが,万博開催によ くなる。	
	味	○市民運動側の主張を実現すると費用 と便益はどのようになるか。	T:発問す P:答える	f		は	態系を保護できるが 費用がかかり,その 済効果は望めない。	
		◎主催者側の主張を実現しようとする と費用と便益はどのようになるのか。	T:発問す	る				
展		・中止すると,経済効果がなくなるの か。	T:発問す P:答える		Ī	て	催者側:少なくとも きた費用 (税金) が 待される経済効果が	無駄になるし,
		・開催すると,本当に経済効果がある のか。	T:発問す P:答える	3	•	・市 赤 れ	催者側:経済効果が 民運動側:主催者の 字が見込まれる。実 まで使ってきた費用 うことになる。	試算があまく, 施すれば, こ
開	主催者側	・開催すると、本当に生態系の破壊に つながるのか。	T:発問す P:答える			な し ・市	催者側:開発が必ず がるとは限らない。 なくてはならない。 民運動側:開発は開 壊のない開発はあり	生態系も管理 発であって,
II	側の主張の吟味	○主催者側の主張を実現すると,費用 と便益はどのようになるのか。	T:発問す P:答える	3		は 〇開 そ 〇万	算によって,期待さ 異なる。 発にも自然破壊につ うでない開発がある 博を開催した場合も 益がある一方で費用	ながる開発と , 。 しない場合も ,
		・これまでの学習でわかったことを整 理しなさい。	T:発問す P:これま 学習を 返る	での 振り	月月八 公。		②参照)	#1
				138(2)			した場合の便益と費月 ————— (開催)	
				主催	 者側の記	-	市民運動側の試算	市民運動側 (中止)
			便 益 (メリット)	める	気系を保		***	・生態系の 保護
			費 用 (デメリット)		* * *		・経済効果が見込 めない ・生態系を破壊す る	生態系の保護の費用経済効果なし

			◎あなたの考える望ましい社会とはどのようなものか。そのような社会のあり方に基づく解決策はどのようなものか。	T:発問する	
		望ましい	○あなたは、どのような自然と人間の 関係が、望ましい社会につながると 考えるか。	1 -, -,	(多様な答え) ○A:ある程度自然に負荷をかけてでも、経済成長を続けて人間の生活を豊かにする。 ○B:自然の保護を優先することで、人間の生活を豊かにする。 ○C:開発と自然保護の費用と便益のバランスを最も重視する。 ○D:技術の開発によって環境問題の解決を重視する。
	展開Ⅲ	社会のあり方と解決策の選択	○あなたが考える望ましい社会のあり 方にもとづいて、愛知万博と海上の 森の問題に対する解決策について、 グループに分かれて考えなさい。	T:指示する P:作業する	(多様な答え) ○Aの考え方にもとづくグループ →計画通り開催する。 ○Bの考え方にもとづくグループ →中止する。 ○Cの考え方にもとづくグループ →規模を縮小して開催する。 →会場を分散して開催すればよい。 →会場を移転して開催すればよい。 ○Dの考え方にもとづくグループ →技術的に問題を克服すればよい。 (詳細は、表③参照)
1	1		「実金」	切ましい社会とそのための	(紀汝等)

【表③ 望ましい社会とそのための解決策】

	 解 決 策	内容	根拠となる社会のあり方	
案 ①	計画通り開催する。	主催者側の計画の通りに、海上の森で万博を開催する。	A ある程度自然に負荷をかけてでも、 済成長を続けて人間の生活を豊かにす	
案 ②	中止する。	市民運動側の主張通りに,万博の開催そのものを中止する。	B 自然の保護を優先することで,人 生活を豊かにする。	— 間の
案 ③	規模を縮小して 開催する。	環境に与える影響を減らすために, 海上の森の会場を縮小して,万博を 開催する。	C-1 環境に与える影響を最小限に して、開発を行う。	く開
案 ④	会場を移転して 開催すればよ い。	オオタカへの影響を配慮して海上の 森での万博を中止し,会場を移転し て開催する。	C-2 オオタカの営巣を守ることを 最優先し、開発を行う。 C-3 環境への負担の集中を避ける とともに、交通網の整備やより	自然保護
案⑤	会場を分散して 開催すればよ い。	環境に与える影響を分散させるため に、海上の森だけで万博を開催する のではなく、都市会場、臨海会場に 分散して開催する。	C-3 環境への負担の集中を避ける とともに、交通網の整備やより 広い範囲での開発を行う。	の費用と便益
案⑥	技術的に問題を 克服 すればよい。	環境への影響が少ない施設を建設し、 海上の森で万博を開催する。	D 技術の開発によって環境問題の解析 重視する。	決を

○これらの解決策の中から、最善なも | T:発問する ○開催のための開発による便益やそれ のを選択するためには、それぞれを P:答える にかかる費用について考える必要が どのような観点で評価すればよいか。 ある。 展|解 ○自然の保護ができるかどうか、また、 決 そのための費用がどのくらいかかる 策 か考える必要がある。 開 ・グループごとに、環境バランスシー T:指示する (パランスシートを作成する) トを作成し、それぞれの解決策につ P:作業する 評 いて評価しなさい。 Ш 価 表 環境バランスシート作成例 ○それぞれのグループで,最も望まし T:指示する 〈発表の例〉 い解決策を決定し、その理由を発表 P:グループ毎 ○わたしたちのグループでは、規模を しなさい。また, 却下した解決策に に発表する 縮小して実施すべきだと考えました。 ついても理由を発表しなさい。 それはオオタカの営巣を避けて規模 を縮小すれば、海上の森の生態系も 守ることができると考えたからです。 また,中止すべきでないと考えたの は, 愛知県などがこれまでかけてき た費用が無駄になると考えたからで 望ま す。 ○わたしたちのグループは, 万博を中 社会の 止すべきだと考えました。なぜかと 終 いうと, 開催による経済効果に疑問 があるし, 中途半端な開催でも自然 あり方と解決策の 破壊につながるから、中止して余っ た費用を海上の森の自然保護に使う べきだと考えたからです。また、海 結 上の森の生態系に多かれ少なかれ影 響を与えることになるので、規模を 縮小しても開催はすべきではないと 考えました。 ・また,他のグループに発表について, T:指示する 〈多様な質疑応答〉 質問や意見を述べなさい。 P:質疑応答を する ・議論をふまえて,個人個人で最終的 T:指示する (まとめる) な意思決定を行い, これまでの学習 P:まとめる をまとめなさい。

表 環境バランスシート作成例

観点	開発による	便益の観点	開発による	費用の観点	自然保証	嬳の観点	自然保護の	費用の観点
解決策	短期的	長期的	短期的	長期的	短期的	長期的	短期的	長期的
計画通り開催する	+ +	+ + +	<u> </u>	-	_		+ +	+ +
規模を縮小して 開催すればよい	+	+	_	-	+ +	+ +		
会場を分散して 開催すればよい	+ +	+ + +	-		+ +	+ +		
会場を移転して 開催すればよい	+ +	+ + +	-		_	- -	+ +	+ +
技術的に問題を 克服すればよい	+ +	+			+ + +	+ +		
中止			_	+	+ + +	+ + +		

5 教授資料およびその出典

- 資料① 「オオタカが問う「共生」」中日新聞1999年5月13日朝刊第1面,第31面
- 資料② 「国際博覧会の歴史的役割の変化」 愛知県ホームページ (http://www.pref.aichi.jp/expo/towa1114.html)
- 資料③ 「EXPO2000の開催」 愛知県ホームページ (http://www.pref.aichi.jp/expo/towa1400.html)
- 資料④ 「愛知万博の経済効果」 東海銀行ホームページ(http://www.csweb.co.jp/TBK/eco/banpaku.html)
- 資料⑤ 「万博予定地のオオタカの営巣―県と専門家『保護』で一致」中日新聞1999年 5 月13日朝刊 第16面
- 資料⑥ 「万博とオオタカ共存できるか」中日新聞1999年5月27日朝刊第3面
- 資料⑦ 「生態系」式部久他「高等学校新訂現代社会」第一学習社, p.90
- 資料⑧ 「開発」東京学芸大学野外教育実習施設編「環境教育辞典」東京出版堂, 1992, p.45
- 資料

 ⑨ 「私たちの願い」2005年の万博開催を支援する地元の有志の会ホームページ (http://mediazone.tcp-net.ad.jp/iam-set/TEX/wish.html)
- 資料⑩ 「国際博覧会の推進」 愛知県ホームページ(http://www.pref.aichi.jp/zaisei/12/6/5.html)
- 資料⑪ 「万博で地域活性化を-採算の検討十分に-」中日新聞2000年9月12日朝刊第12版

見頭しという事態に発展す

(関一の恐れがあるとして具体的

一たマニュアル「猛きん類保

境庁は一九九六年につくっ

| 堪を確認したという。 密州

れ、万博や関連事業の計画

営巣 確認 知事 きな試練

た。しかし、営巣地は万博一二歳ぐらい」。近くでオス |は「共存ができる万博に向||客な試練」と顔を赤らめ| た。会見に臨んだ同県幹部一り切らなければならない大 工を目指す姿勢を強調し一周りと羽の色からすると調 県職員によって確認され も。神田真秋県知事は「乗 タカの営巣が十一日、愛知 か。これから考える」と た。 と子定通り、本年度中の昔のを抱いたメス。 けて知恵を出し合いたい」 党知万帥の会場予定地内一 絶滅が心配されるオオ た。(金田田 ||る可能性を認め「道路を面||一ク」事務局長の新井真さ||推進局の近藤徳娥・環境別||る万 博に 向けて 検 討す げるか、トンネルを摂る

ょ)の旅」を買く新しい道「職員とともに営巣を確認し 開催時に「海上(かいし」が鳴いた。この日早朝、脈 一見の

路に近い。計画に影響が出一た「日本オオタカネットワ

現地調査で確認されたオオタカの甘果(日本野鳥の会愛知県支配提供)

共存できる知恵紋る

んの説明で会見は始まっ

万坤を担当する県国際博一種の住意を払う。共存で8一センター保護容長古南森弘 整線長は「専門家、野麻の」る」。すかさず、同席した 会と協力して巣立つよう最 | 日本野馬の会の保護・調査

今宝の平地から山地の 一それがあり「種の保存法」 オオタカ 会長五〇が程 | 一杯杯で繁殖する。 絶滅のお

る。甘葉の確認で一九九三 多町で中部国際の港造政用 都市近郊の開発に伴い保

一種に指定されている。ニー・スロン会場が変更されたほレッドデータブックで危急・年に長野冬季五輪のパイナ かではない。 一た。 一た。 で国内希少和に、環境庁の 七月が営巣内。全国で数千一か、九八年には発知県南知

めらわるものではない。田 や例如会協会などと自念に に回ばは某と派は名に追 神田寛秋愛知県知事のほ

ただ、マニュアルはあく

「境アセスをやり直し、開催|見車すべきだ。 □協会はオオタカに関する環|阴遮事義の計画を根本的に 協会保護部長の話が対金 吉田上人・日本自然保護 計画見直すべきだ のため適切な措置を取り、

への影響を懸念する声も関

きを中断し、オオタカ保護 めるべきた。愛知県も手続 地を「海上の戸」の外に水 博事業の緊密スケジュール

を存成して運用してほし |な影響を与えるかはケース 国家プロジェクトである方 パイスする考えた。 事情に応じて専門家の意見 ・バイ・ケースで「現地の 場。明発計画が背操にどん い」とも話す。地元何から まで自安を記したという立 担切があれば技体的にアド 一方、環境庁内部には

愛知万博の予定地

事業計画影響も

上(かいしょ)の」茲で當 |日本野鳥の会愛知県支部の 定地の愛知県瀬戸市の「抑一と、四月に営巣を見つけた」 **博覧会(愛知万神)会理学** おが、二〇〇五年日本国際 絶滅が心配されるオオタ タカ研究者の新井真さん 連記車のの面に) 現地調査は同日朝、オオ て「関連事業も含めて上班 近藤映長は営巣場所につい な場所は公表していない。 調査後に張庁で会見した

事業に影響が及ぶとみら一近づき、巣と抱卵中の雌の オオタカ、近くに飛来する ている木から約四十分まで 一の広発樹の林の中、営業し 一課長の三人が実施。独斜面一 一進局環境経験の近隣徳雄 村額貞彦さく、県国院博推 できなくなる可能性もある。いいとかられ、計図通りは設しいがありません。 では分からない」とした。 を改変する場所ではない」

問題で、愛知県と博覧会協

に現地明本し、甘果を確認 会は十二日、専門家ととも 巣しているのが見つかった

したと発表した。道路建設

|が「影響の大きさは現時点|瞳の進め方」で、二世巣期 |を含めた一年半以上研究す TO A と協議してい

営巣が見つかった場合、環 ため、 同原は今後の具体的 中の雌を確認。 既に把握し 開発予定地でオオタカの | るよう指揮している。この | 予定地外でも一カ所、抱卵 この日の調査では、会場

|な隅蛮方法や時期などにつ||ている別の一力所と合わせ||祭し、スケシュール通り進

環境庁や通産省など一会場予定地内と隣囲で計三一めたい」という。しかし、

| タカと共存できる万味を模 県と博覧会協会は「オオ

つかったことになる

|の見渡しを余徴なくされる

時中断するかによって計皿 事業と並行して行うか、 一局)登録申替に向けスケシ コールはぎりぎり。四変を

のBIE (神気会国祭事務 の基本計画策定も来年六月 を目指しているうえ、万は きる知恵を行けたい。

関連事業は本年度中の登工

るのか、あらゆる方面から のか、従来語り近む道があ かを詰め対策を取じたい。 に、どの程度の影響が出る 話し合い、計画のどの部分

回変更を余掛なくされる

するかという方はのテーマ 体行し、 息尽といかに共生

いい、オオタカと共存で

さんが「共存というのは、一 この営巣の保持だけではな一ペストを尽くす」と順則。 「環境庁と相談しながら」の会側と、どろ折り合いを

課長がうんうんとうなずい一全く工事に手を替けられな いですよ」と念押し。近隣一ところが「調査が済むまで とは思っていない」と

| 共生| 。オオタカが具体窓

万頃が求めた「良などの

つけるのか。

を追ってきた。

設されるルートに近い。 共一台)で実施することを受替 利用のため新たな道路が建一変を会場全体(五百四十 れていないが、万何と跡地 具体的な情操地は公表さ 少なくとも二首集前の調

存には計画変更が必至の頃一し「工事とな行する概義で一でオオタカの営巣が確認さ は意味がない」と話す野髙一れた情報は十二日、環境庁

ュアル 「猛きん類 保護の 犯については無事に巣立つ 進め方に則した調査の家 し、同庁がまとめたマニ 状を把握してほしい」とは 始を強く早んでいる。 特に 以では「さらに切査して現 にも届いた。両庁野生生物 一類知万博の倉場予定地内

よう方金の配成を求めてい 環境庁が望む 「さらに調査を

資料②

●国際博覧会の歴史的役割の変化

<19世紀後半の国際博覧会>=展示中心としての性格。ロンドン、パリ中心。

最新の文明の成果を世界各国に紹介する物産展としての性格が強いものでした。

19世紀に行われた初期の国際博覧会は、ヨーロッパで開催されてきた特産物展覧会や美術展覧会などの国内博覧会が、 産業の発展により規模が大きくなったり、内容が充実したりして、国際化してきたものでした。

<20世紀前半の国際博覧会>=開催ルールと基本テーマ化。アメリカ中心。

20 世紀に入って、国際博覧会は、豊かな工業社会となった欧米先進国で盛んになる一方で、国際博覧会の乱立と質的 な低下が問題となりました。このため、開催回数や開催内容に秩序を与えるためのルールや枠組みを決めるため、1928 年に国際博覧会条約が定められました。

その後、国際博覧会は1933年のシカゴ博覧会から、開催の方向を打ち出すための基本テーマを持つようになりました。

1933 シカゴ: 進歩の一世紀、

1939 サンフランシスコ:平和と自由

1935 プリュッセル:民族を通じての平和、 1939 ニューヨーク:明日の世界と建設、

1937 パリ:近代生活における芸術と技術、

<20世紀後半の国際博覧会>=科学万能主義から人間性の探求へ

第2次世界大戦後、20世紀後半の世界は、科学技術の進歩が目覚ましい反面、南北問題や東西の対立など新たな問題 に直面しました。

こうした時代の変化を受け、国際博覧会でも、今までのように科学万能主義と物質文明を謳歌する博覧会の在り方を 見直す動きがみられるようになりました。そして、地球社会での人類生存の原点を改めて見直そうとするテーマが登場

1958 ブリュッセル:科学文明とヒューマニズム、 1970 大阪:人類の進歩と調和

1962 シアトル:宇宙時代の人類

1992 セピリア:発見の時代

1967 モントリオール:人間とその世界、

※このように、国際博覧会は、過去 150 年の歴史の中で、時代を先導し、時代に応じてその役割と性格を変えながら、 人類の発展に大きく貢献してきました。………そして

<21世紀の国際博覧会>=地球環境にやさしいライフスタイルの探求(問題提起型)

みんなで未来を考える、という博覧会本来の開催意義を再確認するとともに、自然の浄化再生力の限度を超えて、人 間の豊かさを追求してきたことを謙虚に反省し、人類と地球が未長く共存していけるすべ(術)を探求するという、新し い形の博覧会が期待されています。



WHY: EXPO2005は、なぜ開催されるのか?

……地球的課題の解決策や 21 世紀の新しいライフスタイルを提示し、人類の未来を考える世界的なビッグイベントの開催で、愛知・日本を世界にアピールし、世界に貢献するため開催されます。

● 博覧会の新しい意義……… 世界の期待に応える

近年の国際博覧会が、お祭り、単なる展示、見世物といったことが強調され過ぎて、"人類の未来をみんなで考える"という本来の目的がおろそかになってきており、今までにない新しい国際博が世界から期待されていました。

誘致の段階の構想が評価され、"日本ならばそれをやってくれる"という期待が開催決定につながりました。世界の期待に応え、挑戦的 に新しい博覧会に取り組みます。

国際博覧会条約第1条

「博覧会とは、名称のいかんを問わず、公衆の教育を主たる目的とする催しであって、文明の必要とするものに応ずるために、人類が利用することのできる手段、又は人類の活動の一若しくは二以上の部門において達成された進歩、若しくはそれらの部門における将来の展望を示すものをいう。」

博覧会の定義は言い換えれば、「芸術、科学、産業が産み出す物品を組織的に展示し、それによって大衆の興味を刺激し、知識欲を充たすと共に、新たな創作を促し、広範囲な人類のさまざまな生産活動の進歩と意識の啓発に寄与すべき催しであって、広く、専門家と一般大衆を区別することなく、来場者を対象として教育的価値と娯楽的価値を持つ展示を主とした行事である。」と言えます。

これは、現代の情報化社会からみて極めて古典的な定義かも知れませんが、国際博覧会には、"基本テーマの下に、言語、宗教、民族、文化などが建う世界の国々が集い、国際的に相互の理解と交流の促進を図り、友好親善を図る"という「祝祭的」な側面が欠かせません。 国際博覧会条約が意図するところは、各博覧会が条約の基本精神とそのルールに基づいて計画され、国際的に共通した一定の秩序の下に実施されることにあります。

情報化が健む現在、19世紀から今世紀初頭の博覧会にみられたような画期的な発明品が次々に登場する時代は去ったと言えます。しか し、20世紀後半に入って、欧米先進国の植民地が次々に独立するようになり、地球規模での爆発的な人口増加や世界各地で生産活動が盛 んになるにつれて、最近では、環境保護と資源の有効利用、食糧の生産と供給といった人類社会の課題が、国境を超え、地球規模でます ます重視されています。

さらに、技術革新に伴う社会変化は、人間のライフスタイルにもさまざまな変化をもたらします。都市への人口集中と農村の過疎化や都市における労働と生活のあり方、さらには、高齢化社会の出現とそのための新たな社会のあり方等が問われ、人間の医療と健康管理、その他さまざまな問題が人類共通の課題として国際レベルでクローズアップされています。

また、人種、民族、宗教、文化、言語、慣習や思想等の違いによる価値観の違いは、文明が進歩した現代社会においても偏見や利害の 対立を生み、社会的緊張を増幅します。こうした社会的な問題は、国際的に或いは地域的に紛争を招き、依然として容易に解決の糸口が 見い出しにくい国際的な大きな政治問題でもあります。

しかし、こうした社会問題が多様化し地球的規模に拡大する中で、より良き地球社会を構築したいとの人間の願望は、時代を超えて絶えず求め続ける理想であり、未来に向けての人類社会の課題であります。

国際博覧会は政治的、社会的な対立を解決する手段ではありません。しかし、こうした人類の課題と願望を受けて、広く一般市民の意識を啓発し、教育効果を高めることができる国際行事であると考えられます。

即ち、条約にいう国際博覧会とは、より良き地球社会の構築という世界共通の普遍的な願望の達成を目的として、人類社会の発展に寄与すべき質の高い国際行事として注目されるべきものなのです。

愛知万博の経済効果

(単位:億円)

	<u> </u>	全国			愛知県内	(単位:银円)
	生産誘発額		雇用者所得	生産誘発額		雇用者所得
		直接需要	誘発額		直接需要	誘発額
建設業	6, 824	6, 650	2, 266	6, 691	6, 650	2, 041
製造業	6, 749	1, 068	1, 218	1, 561	380	301
食料品	992	298	132	199	111	25
繊維製品	375	163	90	44	31	10
パルプ・紙・木製品	673	-	- 124	143	-	27
化学製品	392	-	48	22	- ,	3
石油・石炭製品	291	-	9	43	-	1
窯業・土石製品	536	-	117	175	-	38
鉄鋼	570	_	76	109	-	14
非鉄金属	140	-	21	16	-	2
金属製品	772	-	203	283	-	73
一般機械	128	-	27	28	-	6
電気機械	295	-	53	33	-	6
輸送機械	679	400	97	214	145	39
精密機械	18	-	5	1	-	- 0
その他の製造業	888	207	215	252	92	57
非製造業	11, 598	2, 550	3, 701	4, 290	1, 548	1, 404
農業・鉱業	415	-	45	37	' - i	4
電力・ガス・水道	521	-	83	164	-	24
商業	1, 877	-	916	616	-	289
金融・保険	834	-	320	199	~	78
不動産	1, 028	-	40	210	-	11
運輸	1, 870	653	623	797	248	259
通信・放送	326	-	109	127	* t	37
対事業所サービス	2, 095	550	674	960	378	319
対個人サービス	1, 973	1, 346	591	1, 024	922	321
公共サービス・その他	658		299	158		61
合 計	25, 171	10, 267	7, 185	12, 543	8, 578	3, 746

(資料)愛知県:あいちの産業連関表(1995年)、総務庁:平成7年産業連関表

法について国の指導や専門「ある。全体計画に、どう影」

万博予定地のオオタカ営巣 が浮き彫りになった。一間一答は次の通り。 オタカと万岐の共存」を訴える原例に対し、専門家らは「共存は難しい」とし、เ認識の違い **県は専門家や野鳥の会と合同で記省会見を開いた。 両者は営巣地の保障では一致したが「オ** 愛知万博予定地の瀬戸市海上(かいしょ)の森で、オオタカの営巣が確認された十二日、 一共存」では認識の する日本) 一県庁で 野で 写真 氏「巣から四十ぱの場所で 注意を払う。保護や調業方 計皿に 影響する可能性は 求めたい と分かった。 再度の調査を | 予定地内にある。 県は種の 保護・調査センター保護室 行助をしているのは問題い 卵を抱えたメスを確認し、 ナが育つよう、県も最善の一改変する地域でないが、 周環境切整課長「無事にヒ オスの声も聞こえた。以外 長宮芸「果の環境影響評価 (アセスメント)が不十分|るため公表はできないがい 近極後は・県国際博士連 オオタカ研究者の新井冥 古別草弘・日本野県の会 ――営巣の確認につい一家の協力を受け、オオタカ 造い しも してほしい 保存法に基づき、ぜひ保護 は共存にならない」 にする続けるようしなけれ でなく、オオタカが持続的 原文部長「密猟の恐れがあ 影響がある場所が と共存できる方はを実現し 近縣課長「直接、地面を 山木単山・早本野県の会 高田翼二指別だけ 営巣地は方時計画に

予定地だった。野界自然村 の変更や見望しを余儀なく のアカマツ林などで終殖す 相類質食(NAOC)で で指典が見つかり、同五輪 学五輪のパイアスロン会場 きせんがいている される事業が、中部地方の 地では異か確認され、計品 市近郊での開発事業の予定 る場合が多いことから、か 目立つ、繁殖 平地や丘陵で オオタカは平地や丘岐地 九九三年には、長野冬 曹 は、既存のクロスカントリ 地とその周辺二力所で単が、近りに進めるとしている。 埋め立て用土砂の採取予定 案をまとめている… る。同市では昨年九月、保 発事業で単が発見されてい ている時山市の総食公園頃 温泉村に会場を変更した。 ーコースがあった同興野沢 計画から大幅に増やす変更 て、自然の森ソーンを記 盟軍を検討するために設け 物館の建設などが予定され に南知多町の中部国際沿港 た検討器員会の報告に沿っ 福井県でも、県立敖竜博たる調査を実施することを 愛知県では、九八年七月 俊文化センター」予定地の 世間(約一年)にわ に影響はない」として計画 は追悼があるため、「緊発 が見つかったが、王定坦と 市で県が計画する「世界民 の一部を変異。岐阜県高山 年、常典が確認され、計画 地間発針風の予定地で九六 本せざるを得なかった。 調査マニュアルに従い、一 確認された。県は環境庁の 周辺で昨年末、古、甘県跡 **決定し、土砂採取事業は断** 三頭頭久倉市では工業団

| タカも営巣しており、全域 | で、予定地の変更を求める | こにでもある普通の茲でな | ほしていた。 響するかは、また分からな一で調率すべきた」 る。予定地近くに別のオオ 事ができないとは思ってい 四十つの予定地すべてでエ で調査に影響が出る」 と工事は何時にできるか。 十分の範囲で活動してい 新井氏「オオタカは五百 近棘線長「必ずしも五首 新井氏 つできない。工芸 -オオタカの生態関変 今後の調査区城は める手定だが、オオタカと マニュアルなどを参考に、 に実施したい」 か、知想を出して本年度中 国と話し合っていく」 共存できないと思う 万時は共存できるか。 で関連事業の替工などを始 古南蛮長「営典の確認」ことになり、御上の茲はど一面的に見越してほしい」 近賊陳長「環境庁の調査」た。今後も県に再考を求め 近解課品「今後の課題だ 斬井氏「現在の計画では ていく のオオタカが生恵している。に反する。今こそ計画を全 続ける「愛知万婦から海上 地近くで敵後の監視活動を 私たちの主張が補強され 強などを発し、 質量 全面的な見難しを 大生」という方はのテーマ か証明された。このまま計 か正明された。このまま計

合同会見-

-問-·答



まな意見が出る中、野生 タカ研究センター (同県 収り組んでいる日本ワシ 季掛け、保護活動にも のワジやタカの個の指摘 べき方気は何か。さまさ 成り立つのか。 明が取る 既を痛めている。 共存は しての考えを聞いた。 長つもに、生顔研究家と 長城地市)の中央政場 (社会部・保険 智芸)

日本ワシタカ 研究センター

所長

計画を中止せようと、オオー州にずっとすみつくオオタ ったからといっていよ。別発にも個体差がある。一つの されているか。 タカの存在を格対視するの カもいれば、二年ほどで単 旋率をとか大切だ かになること。オオタカの 適応できるタカもいる。 県 では知恵がない。まず、冷ある。少々の開発行為には は短絡的だと思う。保護を作り替えたり、複数の単 行助や巣の状況をしっかり、 「オオタカの巣が見つか 中よの二表に

た疑知県は、万博とオオ のおそれがあるとされる 窓で有土田、心臓

オオタカの甘果を確認し

を使い分けたりする場合も

東兵(嬰知万世)の会場

TOUR TO

下一 男兄親が最初に行べ 「人们と同様、オオタカ

いつの日本日本日間

「海上(かいしょ)の 子定地・愛知県湖戸市の

タカとの共存取の検討に



『冷静になってオオタ カを調査することが必 要』と話す中島欣也所 長一愛知県尾張旭市で

関のための研究施設としてセード 明発が衝突する事例が多地で 調塞や助着に当たっている。 やは、 これを巻つかけに、タカの保 だったい かり おり 技術を直伝で習得。 いまれるランタカ類の保護と のり が相次いてアドバ に れを巻つかけに、タカの保 だった。 が かり 技術を直伝で習得。 いまれるランタカ類の保護と のり は では、 自治はも明発 は に取り 4人でいる。 また、 人工 増 は 1度度で、 独設省よど 4度の は 1度度で、 1分割 1度では、 1分 **率正確に把握し、明発行為、営巣周間だけの工事停止す。歩するかが大切だこ**

館」のような形を目指す手

「生きている自然科学博物

不可欠行政は柔軟さを震力の ら生きている。人間がごう、する時代は終わり、

する、人と接触を保ちながしれない。自然を「放魔」

四」 する時代にな

からオオタカは人里近くに

壊滅のおそれがあったかも

タカが出てくるように、昔一森は虫食い的に開発され

「古文器にたびたびオオーと。万博問題がなかったら

と保護の阿立は可能か。 . 心の注意を払って少しずつ 恵があり、技術や道具を持っないだろう ればならない」 ――間変した上で、開発す。しかも、工事方法に加 はオオタカよりはるかに知、駆使して考えなければなら の分を保障する指置を施一便になってきただけ。人間「姿勢になり、知恵上技術を

は可能だ。えざを捕る領域「本年度の事業だから」と
ためには、人間がいかに抵 「時間さえおれば、、共存、改変させていく。行政はっているのだから、共存の すべきか

り食気を場所た。個人的に 助植物まで見渡せば、やは 点に位置している。底辺の **里山全体の生態を辞明する** 数を監視カメラでリアルタ 思うが、例えばオオタカの できるようにしてほしいと は今の環境をそのまま保全 イムで中心できるような、 「オオタカは生態系の頂

の生成数は本格的な調査が実施さ 生恵するとみられるものの、実際指定されている。全国で数千羽が れていないため不明。神経質な性 人目につかない姚木林の樹

は西積した生データをあら、オオタカがい来年も同じと、どういう行動を取るのか、で失われるのなら、行動パーら考えられないことがある・

生態を含ちんど見極めなけ。ターンを分析した上で、そ

が、柔軟に対応すべきた」

て考えることは。

-オオタカ問題を通

も人と共存してきたのか。

の対象になるのは植物など

「海上の森の自然が路路

オオタカはこれまで

970

S S

後の別変を通じ、営料した

ためて見直すとともに、合ころに巣を作るのかなど、



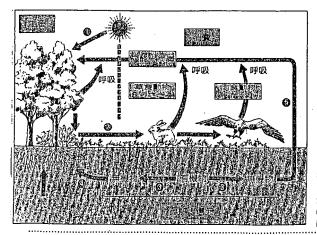
、治神宮など東京都心でも観察され、治神宮など東京都心でも観察され、明したいする様子は、明 護問題が各地で統発。一九九三 には長野冬季五輪のパイアスロン 都市近郊などの開発に伴い、

成用の土砂採取計画が中断した。愛知県南知多町で中部国際党帯造 会場が変更されたほか九八年には

- 50 -

く」という財政な

資料⑦



〇生態系 ●有機 物(炭水化物)が植物 の光合成によって生 産される。❷生産さ れた有機物は動物に よって消費される。 ❸枯れ葉や死骸が微 生物によって分解・ 還元される。◎分解 によって生じた無機 物が、水といっしょ に吸収され再利用さ れる。の分解によっ て生じた無機物が大 気中にはなたれ CO。として光合成 に再利用される。

●生態系 焼畑などによる森林の破壊にともなう動植物の種の減少を例にとれば、人間がつくりだす政治、経済、文化などの社会環境も、生態系を構成する一つの要素である。

資料(8)

開発

開発とは「文明の名による人間自らの未来づくり」のことである。開発の基礎にある文明は、人間がおよそ1万年くらい前のころを境にして確立した。環境にたいする能動的な生活様式のことであるが、そのはじまりとされる展耕や牧畜についてみれば明らかなように、文明は空間の自覚のほかに、時間の自覚がなければ成り立たない。つまり文明はその本質のなかに、「未来の計画とその実現」をふくんでいる。そして開発とは、そのような「文明を造りだす具体的行動」のことであ

る。このように文明も開発も、本来人間が人間であるための条件だが、にもかかわらず現在、地球上には妥当性を欠いた開発行為によって、人間の生存や生活が脅かされるという逆説的状況が、さまざまの規模で出現している。それゆえ開発のあり方を根本的に転換することが緊急の人類的課題である。ちなみにUNEP(国連環境計画)は、開発とは「個人と社会が人間の必要を充足して、生活の質を向上させるあらゆる行動」であるとしている。 (株 智)

資料(9)

私たちの願い

まず下の2枚の写真を見てください。かつて瀬戸の山々は陶器を焼くための木々を入手するため、周辺の木々が何度も伐採され、ハゲ山になりました。その復旧のため植林が行われ、現在の緑豊かな山々となりました。ですから万博のの開催候補地となってる瀬戸市南部の丘陵地の多くは、実は第2次世界大戦後に甦った山々なのです。





▲ハゲ山になった瀬戸の山 ▲植林により甦った瀬戸の山

瀬戸の人々は昔から山を敬い、大切にしてきた。 山々が甦ったのは終戦後、窯を燃やす燃料が薪から石炭、石油、ガス、電気と変わっていったと いう歴史的な経緯もあります。しかし最も大きな理由は、私たちが先祖代々、豊かな陶土と燃料を 授けてくれる山の神を敬い、大切にしてきたからです。

伝統を誇る地元の窯元では、いまでも「山の神」として祠(ほこら)を祀(まつ)り、祈りを捧げています。毎年秋には祠にお神酒を供え、火を焚き、数百人の人が集まり、祈りの酒盛りをします。

私たちが考える山への恩返し、それが万博の開催です。 山を知らない都会の人たちは、山の自然を守るには、人間の手を加えないで、自然のまま放って おけばいいのだと考えています。しかし、それは大きな誤解です。 このまま放置しておけば、山はまたいつしか荒れて、滅びる恐れがあります。そのため私たちは山 と人間がつねに対話し、自然を積極的に整備する必要があると考えます。そして、その絶好の機

会が2005年の愛知万博なのです。

資料⑩

国際博覧会の推進 1,274,034千円(平成11年度6月現計 907,634 千円)140.4 %

-= 0		邳	成	12	年	度	予	算	······································	平成11年度6月
項目	金額		主	な	事	業	内	容		現計予算
国際博覧会の推進	千円 891,831	1	国際博覧会	推進事	業費			72,504	千円	千円 565,264
		2	愛知県出席	展参加	事業費			18,214	千円	550,251
			基本計画	i策定		•				
		3	国際博会均	易関連オ	トオタカ	調査費		20,000	千円	
		4	青少年公園	圓再整備	#計画!	酒査費 (新規)	137,600	千円	
		5 2	2005年日2	机邻国才	轉覽会協	法会補助	加金	643,513	千円	
		<	国際博覧	会関連	事業>					
		1	ふれあい	の森(仮	称)整值	費		29,35	50 千円	
		2	森林と人	との共生	ヒ推進対	打策事 業	費	5,40	00 千円	
		3	道路改良	費				1,912,00	00 千円	!
·		4	大規模事	業関連	道路事	業費		7,479,10	00 千円	
		(伯	宅用地対	策事業	特別会	計)	ئدي	•		
		5	宅地開発	事業費	(瀬戸市	南東部	『地区)	2,967,23	33 千円	
			用地取 環境共			等				

7 P

図査方法 アンケートは9月初旬に実施。 景知、岐阜、三直、静岡、長野、従阿、福 井、石川、富山の中部9県に本社や拠点を閣 く主理企業151社にアンケート四紙を送付、 90社から回答を得た(回答率95.6%)。 8グ ラフの数字は小政点第2位以下四括五入のた め、合計数額は必ずしも100%にならない。

独設質の三分の一を食ねず 経済外を含む民間は会場

〈赤字の負担はどこがすべきか〉

团 经济界 その他 無回答

成での独砂質(子四百五十 指摘を避けるためにも、密むし、な力を費をのぞかい新付の形になるだけに、をむめ、な力を費をのぞかい新付の形になるだけに、ないのない。 これでは、一方で質問時、禁禁への負担や休主からのないのでは、一方で質問時、禁禁している。企び、からないのでは、一方で質問が表している。企び、

必要ない」とした企業で| 力、「(変対方的は)

る企業も地元

部に吃

貢献を最大の

おり、むしろ

アン しっての : 「不必要] (20%) 経済進入 13 動力を感じ 9 同社の事業と 4

インフラが明得 1 できない

左右することになりそう。

愛知万神に求められるも

さん

心強

エクトに紹力 地元企業とし

て地域プロジ

1611

期待する企業は少なかっ|効果は降いと や、ビジネスチャンスを | 政疫的な経済 回答企業が目立った。逆 に道路などインフラの弊級 | 企業の多くが 上の観点から必要とする。たことを考え では「地域の活性化」や一類知万前の必要性につい 「地域の団際的知名度向|いる。 こうし 合わせると、 い。蘇ば

効果が少な 考えている。 [必要] (80%) 18 インフラ袋朔

|は、その理由として「魅力|するといった意味合いが強|

を感じない」

「経済的波及」

いといえぞうだ。

わらないとみられる。

直接的な経済効果は薄

()

6 ビジネスチャンス (数字は会社数)

(20%) (20%)

ギャンブルの収益症で陥っ る。こうした削減努力や中 など純粋な経済が負担を軽 程度を競輪、競別など公世 木で開催された過去の万時 めかねている企業の対応を 資金傾旧に対する態度を決 身の充実が、現時点でまた くする方法を検討してい ただ、中部別では、日 ならい、民間負担の半分 の回答が最も多く、「経済 が成功のかぎ

求める声は強い。 いて、国や自治体の関与を かーは、赤いの穴埋めにつ がは独」という回答はなが の紹介といった過去の万頃

の三式が均好に負担すると 愛知県など自治体、経済が 州てん主体としては、四、また、赤字が出た場合の

わしく、回答企業の四分の テーマに掲げる万例にふさ を挙げている。 三班が「現場技術の紹介」 のを尋ねたところ、環境を 逆に国際性や、中部地域 半数を超え、 ズメント性を 高めるべき」

で が背景にあり といった自食 を戸れてきる ただ、一方 「娯楽な

どのアミュー

ーズメント作

将来への夢と希望 31.1

中部の紹介 国際性 (1) 6.7 その他 (2) 6.7

の相次で個外 ない。中部の経済界が工場一る。 状める意見は思ったより少 移転などで に見られたような地域性を | こうした 施設が持つ、 客効果に関待を寄せてい 無い

れた。その一例を紹介するとー。
万仲に対する往文や意見も数多く寄せら

今回のアンケートでは、企業から愛知

りしない」(通信)「(目的を)地域の

体の怠耗が碎れる中、阴健目的がはっき 不透明なことへの不満や住文。コ万神自 最も多かったのは、開他目的や内容が

五年日本国際博覧会(愛知万博)アンケートで、企業 中部の企業アンケート詳報 「地域活性化のため、万世は必収」ー。中日新明社

の大半が万仙安禄に前向者な客員であることが鮮明にも忘れなかった。(〇面参照) が十一日走どめた中部の主製企業を対象にした100 し、独装物をつくれば成功するわけではない」「採集「地域活性化のため、万時は必収」 - ・中日新州社 制に上っている。一方で、企業は「単にお金を投入 面を十分、検別すべきだ」といった厳しい指摘や往文 なった。臣気の先行きには依然、不透明感が深ってい るが、現時点で「寄付に応じる」と回答した企業は六

一首協円程度削減されても変

アンケートで6割の企 た愛知万博の会場とな 愛知県瀬戸市で、本社 ことや、製造 可能性の高さ を超えたグロ ての技術的な 鉄の拠点とし ーパル社会を 温へ直が

環境技術の紹介には原文は原文は

〈愛知万博に求めるもの〉 (数字は%)

入し、独築物をつくれば、成功するわけることに収れ」(食品)「単にお金を投る」とに収れ」(食品)「単にお金を投国際的知名度向上と環境保全活動を耐え

性が乏しい」(住宅間辿)といった指摘 ぎ」(会融)「会場変紅が相次ぎ、計配 中には「軽惰性の思案が先行されず まった。各国への働きかけをしっかり」バー方はは、資前で米政府の不参加が決 層の努力、工夫を」といった住文も少な 配」(独設)との不安や「無字になる」 ではない」(機械部品)ーなどだ。 「一般市民や小中学生のPRなど、粧統 が疑問視され、地元財界の負担増が心 もある。探察師では「規模縮小で探察性 的なムード残り上げの事前イベントを」 今後の進め方については、 「独ハイ

の記りの記念

赤「西い」を見た。

一のが本章。こうした実感は

(途円) については、六割以 | 付額はできるだけ抑えたい

199<u>1</u> [د:ا

か均等に 自治体をと

が応じると 愛知方博の必要性を八割の企 いただくことが、地域活性化としている。わずかな企類では、より多くの企業に協力しても、より多くの企業に協力して 安部治平•中経連会長 しての万様の性格を方高める 待している企業は、さほど多くなからだ。大きな後押しになると、ないようだが、海域では、地域でして、 は悪いものくなり、海域では、地域では、地域では、地域では、地域では、 10 四野がまらてが、たばれもあったが、これが近に、世界的なおびつを分裂でなった。 そくの企業で「カーンでものを異一般に、この地域の知る度は低したい」というはっきりした意、、 万両を契模に、知る度をしたい」というはっきりした意、 10 万両を契模に、知る度をしたい。 10 両面がまらせる情報になったと 増せば、地域にしてのビジネスに、 10 四野がまらせる情報になったと 増せば、地域にしてのビジネスに、 10 回覧がまらせる情報になったと 増せば、地域にしてのビジネスに、 10 回覧がまらせる場合に、 10 回覧がまらせる場合に、 10 回覧がまらせる場合に、 10 回覧がまらせる場合に、 10 回覧がまらせる場合に、 10 回覧がまらせる情報によったと 10 回覧がまられる。 10 回覧があると、 10 回覧があると、 10 回覧があると、 10 回覧がまられる。 10 回覧があると、 10 回覧があるとの、 10 回覧がある。 思哲不をさせる結果になったと 配案の格小などもあり、万 チャンスはさらに膨らむはず

B

--- 53 ---

第 3 章

現代民主主義社会の制度学習

――世界史単元「アメリカ独立革命―革命はいかなる状況で正当化されるのか」――

研究協力者

角田将士 土居延匡松 本佳子 重松 純

1 主 題:アメリカ独立革命一革命はいかなる状況で正当化されるのか

2 学習目標

- (1) アメリカ独立革命を事例とし、以下の①~③の知識を習得することで、どのような状況のもとで 革命は正当化されるのかについて吟味・判断する。
 - ① 独立革命時は正当な行為として認められていた革命は、現在認められていない。
 - ・独立革命時の理念が反映されている「独立宣言」では、すべての人の権利を保障するために、 有害な政府を倒す権利が認められている。
 - ・現在、連邦議会は反逆罪を宣告する権利を有しており、革命は認められていない。
 - ② 独立革命当時,革命派は,民主主義の理想と立法過程への参加の権利を求めて革命を正当化しようとした。
 - ・革命派は、イギリス政府の課税によって生命・自由・財産の権利を侵されていると判断し、革 命に及んだ。
 - ・革命は非合法的な手段であったが、異議申し立てのための合法的な手段、すなわち立法過程への参加が認められていなかったため、革命行為はやむをえないと、革命派は判断し、行動を起こした。
 - ③ 革命後、合衆国政府は、国家を転覆しようとする反乱を不当とする一方で、自己のおこなった独立革命は正当化しようとした。
 - ・シェイズの反乱が鎮圧されたのは、少数派による統治は共和制を崩壊させるものであるし、反 乱側の主張は公共の福祉に反するものである、とみなされたためである。
 - ・アメリカ独立革命時の革命派の主張は、多くの人々に共通するものであり、独立革命は公共の 福祉には反していなかったと解釈された。
 - ・ウィスキー反乱は鎮圧されたのは、憲法に明記されている合法的な手段に基づいた平和的な変 革しか認められないと判断されたためである。
 - ・独立戦争当時は、異議申し立てのための合法的手段が与えられていなかったため、違法行為である革命も正当化できると解釈された。
- (2) 革命の正当化とそのための条件を吟味・判断する過程で以下の二つの能力を習得する。
 - ① 事実の背後にある価値観を読み取ることができる能力。
 - ② 資料から必要な情報を読み取り、それらの情報を整理することができる能力。

- (3) 革命の正当化とそのための条件を吟味・判断することで以下の態度を身につける。
 - ① 現在の制度を批判的に見直すことができる態度。
 - ② 自分とは異なる価値観に基づく主張も考慮し、尊重できる態度。

3 単元の全体構造

	パート	主な発問	獲 得 さ せ た い 知 識	意思	· 決定 階	時間配当
導入	革命の否定	◎独立革命時に認められていた革命が、 現在認められないのはなぜか。革命は どのような状況で正当化されるのか。	・独立革命の正当性と、現在における革		段階 の	113
展 開 I	「革命」と「抵抗」	◎独立革命当時,革命はいかに正当化されたか。 ○「革命」と「抵抗」の違いは何か。	・「革命」は既存の政治体制の否定した 暴力などの非合法的な手段による社会 改革であるが、「抵抗」は既存の政治体 制の中での合法的な手段による社会改 革である。			1 時間
展 開 II	革命行為の正当化独立革命時における	○独立革命を起こした人達は革命行為を どのように正当化したのか。	・イギリス政府によって生命・自由・財産などの基本的人権が侵害されている状況の中で,人民主権に基づいた立法過程への参加や,異議申し立ての手続きが認められていなかったために,非合法的な暴力の行使もやむなしとされた。			1 時間
展開Ⅲ	への対応への対応を決めいるの対応をある。	○独立革命後,政府に対する非合法的な 暴力の行使はなかったのか。あったと すればそれはどのように結果になった のか。	・シェイズの反乱とウィスキー反乱など の反乱が起きたが、いずれも政府は非 合法的な暴力の行使を不当とみなし、 鎮圧する方向での対応をした。	第3段階 価値に	第2段階	1時間
		◎独立革命によって成立した政府が革命 と類似した行為を不当とみなし,鎮圧 するのはなぜか。その際,独立革命は どのように正当化されるのか。		に関する仮説の	問いの調査	
展 開 IV	反乱鎮圧と独立革命正当化両	〇シェイズの反乱とウィスキー反乱のような人々による力の行使が不当とみなされ、政府による力の行使が正当とみなされたのはなぜか。	・個人は制度や法の認める手続きの範囲内で、社会改革を試みるべきであり、革命行為のような非合法的な暴力の行使は認められない、とされたため。 ・政府は制度や法の範囲内において、秩序や政治体制の維持のため、あるいは諸個人の利害を調整するため強制力を行使する。その際、暴力の行使も認められるとされたため。	確定		
	両立の論理	〇その論理に基づけば、独立革命はどの ように正当化されるのか。	・独立革命時は、個人の権利要求は植民地の共通した要求であり、当時の公共の福祉に反するものでなかったため、暴力の行使もやむなしとされた。 ・独立革命時は、立法過程への参加や異議申し立ての手続きが認められていなかったため、非合法的な暴力の行使もやむなしとされた。			1時間
終結	の 条件 化	◎革命はどのような状況で正当化されるのか。	(革命正当化のための留保条件について, 意思決定させる。)	第8 第8 第8 第8 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3 第3	決定 行と	

4 単元の展開

パー	- ト	発 問	教授•学習活動	資料	生徒に習得させたい知識
		・映画「パトリオット」の中でアメリカ独立革命はどのように描かれているか。		1	・イギリスの不当な圧政に対して植民地が自由と平等を求めて立ちあがり、戦ったものとして描かれている。(独立革命の一般的なイメージの確認)
導	独	・独立革命当時の人達は革命 をどのようにとらえていた のか。革命中に採択された 「独立宣言」にはどんなこ とが主張されているか。	発問する。 P:答える。	@	・独立することの権利 ・イギリス政府は有害であること (独立革命の一般的な知識の確認)
	立革命によって成立し	・現在、政府が自由と権利を 保障していないと判断され たとしたら、革命を起こし てもよいのだろうか。独立 革命後に制定された合衆国 憲法にはどう書かれている だろうか。	発問する。 P:答える。	3	・連邦政府は反逆罪の刑罰を宣告する権限を 有すると規定され、革命は認められていない。 (革命に関する一般的な知識の確認)
	した政府による革	・革命を権利として唱え,成立した政府が,革命を反逆 罪として罰するのは矛盾し ていないだろうか。			・現在は民主主義によって自由・平等や権利 が保障されているから革命は許されないの ではないだろうか。詳しいことは調べてみ ないとわからない。
入	る革命権の否定	・独立革命後も黒人の自由と権利は保障されなかったし、現在でも少数であるために必ずしも自由と権利が保障されているとは言いがたい人々がいる。それでも革命は認められないのだろうか。またそれはなぜか。			(一般的な知識では説明がつかない)
		◎独立革命時認められていた 革命が現在認められないの はなぜか。そもそも革命は どのような状況の下で正当 化されるのだろうか。	T:発問する。		٠.
		◎独立革命当時,革命はいか に正当化されたのか。			
		○そもそも「革命」とは何か。「抵抗」とどう違うのか。	T:発問する。		
展	「革命」、	・「革命」とは何か。	T:資料を提示して 発問する。 P:答える。 T:説明する。	4	・「革命」とは、既存の政治権力を倒し、新 しい政治権力・政治体制を建てることを指 す。多くの場合、暴力の行使などの非合法 的な手段がとられる。
開	と「抵抗」の	・「抵抗」とは何か。	T:資料を提示して 発問する。 P:答える。 T:説明する。	4	・「抵抗」とは、既存の政治体制のもとで認められた手続きの範囲内で政治の変革を図ることを指す。革命とは異なり合法的な変革である。
I	概念	・「革命」と「抵抗」の違い は何か。	T:発問する。 P:答える。 T:説明する。		 「革命」とは既存の政治体制の否定であり、「抵抗」とは既存の政治体制まで否定するものではない。 「革命」は暴力など非合法的な手段によるもので、「抵抗」は合法的な手続きによるものである。

	,			,
	○独立革命を起こした人達は 革命行為をどのように正当 化したのか。	T:発問する。		
	・独立革命は合法な行為だったか、非合法な行為だったか。			・革命である以上,非合法的な行為だったは ずである。
	・本当に非合法な行為だった と言えるか。	T:資料を提示して 発問する。 P:答える。 T:説明する。	7	・ポストン茶会事件やコンコードの戦いに見られるように、暴力が行使されている。・独立を目指すもので、イギリスの統治を否定するものであった。
	・独立革命とは何か。	T:発問する。 P:答える。 T:説明する。		・独立革命とは,イギリスの統治を否定し, 新しい政治体制を建てることを目指した, 非合法的な暴力の行使であった。
	・非合法的な行為にも関わらず,なぜ革命を起こしたのか。	T:発問する。		
展し独立			7	・「大陸会議での議事」「コモンセンス」「独 立宣言」などに主張が表われている。
革命時における	がよく表われている「第1回大陸会議の宣言及び決議」	T:説明する。		
開る革命行為の正	・「第1回大陸会議」とはど のような会議だったのか。	T:資料を提示して 発問する。 P:答える。 T:説明する。	7	・独立革命の戦闘開始の前年(1774年)に植 民地の代表者が集まり、イギリス本国政府 に対する要求をまとめた会議であった。
II 常	・「第1回大陸会議の宣言お よび決議」はどのような主 張をしているのか。	· ·	6	 ・植民地の住民は生命,自由,財産の諸権利を持っている。 ・植民地の住民は本国の立法議会への参与を認められていないにもかかわらず,同意なくして課税されることに反対する。 ・植民地の住民は集会をし,国王へ請願する権利をもっており,これを禁止する措置は不法である。 ・印紙税法,タウンゼント収入法などや平時の軍隊駐屯は植民地の議会の同意なくしては違法である。
	・独立革命戦闘開始の翌年 (1776年) に第2回大陸会 議で可決された『独立宣言』 はどんな主張をしているか。	発問する。 P:答える。	6	 ある国民が他の国民から政治的に独立することは正当なことである。 すべての人は平等であり、生命、自由および幸福の追求の権利が与えられている。(基本的人権) これらの権利を確保するために人々の同意に基づいて政府が設けられた。(人民主権) 人々には絶対専制に陥れようとする政府を転覆し、新しい政府を建てる権利がある。(革命権) 植民地はこのような状態にありイギリス国王の絶対専制に対する革命は正当な権利である。
			ł	

		○独立革命を起こした人達は 革命行為をどのように正当 化したのか。			・イギリス政府によって生命・自由・財産などの基本的人権が侵害されている状況の中で、人民主権に基づいた立法過程への参加や、異議申し立ての手続きが認められてよらず、非合法的な暴力の行使もやむを得ない、と判断して革命行為を正当化した。
		○独立革命後、政府に対する 非合法的な暴力の行使はな かったのだろうか。あった とすればそれはどのような 結果になったのか。		,	
		・独立革命後の政府に対する 非合法的な暴力の行使には どのようなものがあったか。	発問する。	7	・1786年にシェイズの反乱が,1794年にウィスキー反乱が起きている。
展	独立革命後の	シェイズの反乱とはどのような事件か。	T:資料を提示して 発問する。 P:答える。 T:説明する。	8	・1786年、マサチューセッツ州で高い税金と 通貨不足に不満を持つ群衆が革命軍人ダニ エル・シェイズを指導者として裁判所に打 しかけた事件である。
開	の非合法的暴力行使	・シェイズの反乱の結果はど うなったのか。	T:資料を提示して 発問する。 P:答える。 T:説明する。	8	・反乱を不当とみなした州政府の呼びかけんよって、シェイズの反乱は簡単に終息した。その後、連邦政府にほとんど権限を認めていなかった連合規約改正の動きが強まり、憲法制定会議が召集され、1788年合衆国憲法が制定された。
III	くの対応	・ウィスキー反乱とはどのよ うな事件か。	T:資料を提示して 発問する。 P:答える。 T:説明する	9	・1794年, 酒税法違反に問われた者を逮捕しようとしたことに対して, ペンシルバニ 西部の農民がこれを阻止しようと暴動を起こした事件である。
		・ウィスキー反乱の結果はど うなったのか。	T:資料を提示して 発問する。 P:答える。 T:説明する。	9	・反乱を不当とみなしたワシントン大統領は 民兵を招集し、反乱者に対して解散を呼び かけた結果、反乱はほとんど血を見ること なく、おさまった。
		・独立革命後の反乱について 政府はどのように対応した か。	,		・いずれの反乱も政府は非合法な暴力行使を 不当とみなし、鎮圧する方向での対応を た。
展	反乱鎮圧:	◎独立革命によって成立した 政府が革命と類似した行為 を不当とみなし、鎮圧しよ うとするのはなぜか。その 論理に基づけば、独立革命 はどのように正当化される のか。			
HP.	と独立革命	○なぜ政府はシェイズの反乱 を不当とみなし,鎮圧した のか。			
開	中の正当化両立の論	・シェイズの反乱を鎮圧しよ うとした州政府はどのよう な主張をしているのか。	T:資料を提示して 発問する。 P:答える。 T:説明する。	8	・「共和政体においては多数派の統治を原」とする。もし少数派によって統治されるであれば、それは貴族制になるであろう。 もし誰もが、勝手に反対するのであれば、それは政治ではなくなり、無秩序と混乱すぎない」と主張した。
IV	理	なぜ政府はシェイズの反乱を不当とみなしたのか。	T:発問する。 P:答える。 T:説明する。		・「多数派の要求に基づく決定に従わなけだならない」「改革は投票によって実現さなければならない」という共和政体におる原則を侵しているとみなしたため。

		なぜ政府はシェイズの反乱 鎮圧を正当とみなしたのか。			・シェイズの反乱は、無秩序と混乱を招く可能性がある。このような状態を避け、諸個人の利害を調整し、公共の福祉を実現するためには、政府による鎮圧は正当である、とみなしたため。
		○なぜ政府はウィスキー反乱 を不当とみなし、鎮圧した のか。	T:発問する。		
展	反乱鎮	・ウィスキー反乱を鎮圧しよ うとしたワシントン大統領 はどのような主張をしてい るのか。	発問する。	9	・「政府は国の法に向けられた暴力による組織的な抵抗を許すことはできない。共和国において変革は合法的な手段に基づいて平和的に進められなくてはならない。法に不満を抱く人は,法の修正や廃棄を試みるべきであり,非合法的な行為に訴えてはならない」と主張した。
	圧と独立	なぜワシントン大統領はウィスキーを不当とみなしたのか。	l		・憲法制定によって法の修正や廃棄の手続き が認められているにも関わらず,合法的な 手続きによらなかったため。
開	革命の正当化両・	・なぜ政府はウィスキー反乱 鎮圧を正当とみなしたのか。			・ウィスキー反乱は、憲法の認める社会改革 の手続きを無視しており、政治体制の混乱 を招く可能性がある。このような状態を避 け、政治体制を維持するため、政府による 鎮圧は正当である、とみなされた。
IV	立の理論	○シェイズの反乱やウィスキ 一反乱のような,人々によ る力の行使が不当とみなさ れ,政府による力の行使が 正当とみなされたのはなぜ か。	P:答える。 T:説明する。		・個人は制度や法において認められる手続きの範囲内で立法過程・政策決定に働きかけたり、異議申し立てをすべきであり、革命行為のような非合法的な暴力の行使は認められないとされたため。 ・政府は制度や法の範囲内において、秩序や政治体制の維持のため、あるいは諸個人の利害を調整するため強制力を行使する。その際、暴力も認められるとされたため。
		○その論理に基づけば,独立 革命はどのように正当化さ れるか。			・独立革命時,個人の権利要求は植民地の共通した要求であり,当時は公共の福祉に反するものではなかった。 ・独立革命時,立法過程への参加や異議申し立ての手続きが認められていなかったため,非合法的な暴力の行使もやむを得なかった。
終	革命	◎独立革命当時,革命はいか に正当化されたのか。	T:発問する。 P:答える。		・イギリス政府によって生命・自由・財産などの基本的人権が侵害されている状況の中で,人民主権に基づいた立法過程への参加や,異議申し立ての手続きが認められていなかったために,非合法的な暴力の行使も止むなしとされたため。
結	正当化の条件	◎独立革命によって成立した 政府が革命と類似した行為 を不当とみなし, 鎮圧しよ うとするのはなぜか。			・個人は制度や法において認められる手続きの範囲内で立法過程・政策決定に働きかけたり、異議申し立てをすべきであり、革命行為のような非合法的な暴力の行使は認められない。 ・政府は制度や法の範囲内において、秩序や政治体制の維持のため、あるいは諸個人の利害を調整するため強制力を行使する。その際、暴力も認められている。

終	革命正当化の名	◎その論理に基づけば, 独立 革命はどのように正当化さ れるのか。		・独立革命時,個人の権利要求は植民地の共通した要求であり,当時は公共の福祉に反するものではなかった。 ・独立革命時,立法過程への参加や異議申し立ての手続きが認められていなかったため,非合法的な暴力の行使もやむを得なかった。
結	条件	◎革命はどのような状況のも とで正当化されるのか。	T:発問する。 P:意思決定する。	(留保条件をつけて意思決定させる。)

【授業資料】

- ① 映画「パトリオット」
- ② 「独立宣言」(木村尚三郎監修『世界史資料 下』東京法令出版 1977, pp.6-7より抜粋。)
- ③ 「アメリカ合衆国憲法第3条 第3節 第2項」(阿部竹松『アメリカの政治』公論社 1978, p.319より抜粋。)
- ④ 「革命と抵抗の定義」(大学教育社編『改訂版 現代政治学事典』ブレーン出版 1998, p.130・p.699より抜粋。)
- ⑤ 「第1回大陸会議の宣言及び決議」(木村尚三郎監修『世界史資料 下』東京法令出版 1977, pp.3-5より抜粋。)
- ⑥ 「独立宣言」(木村尚三郎監修『世界史資料 下』東京法令出版 1977, pp.6-7より抜粋。)
- ⑦ 「年表」(メアリー・ベス・ノートン著 本田創造監修『アメリカの歴史① 新世界への挑戦』三省堂 1996, pp.12-13より抜粋。)
- ⑧ 「シェイズの反乱」(メアリー・ベス・ノートン著 本田創造監修『アメリカの歴史① 新世界 への挑戦』三省堂 1996, pp.311-314より抜粋。)
- ⑨ 「ウィスキー反乱」(メアリー・ベス・ノートン著 本田創造監修『アメリカの歴史② 合衆国の発展』三省堂 1996, pp.19-20より抜粋。)

【参考文献】

- ・阿部竹松『アメリカの政治』公論社 1978。
- ・有賀貞・大下尚一・志邨晃佑・平野孝編『世界歴史大系 アメリカ史1』山川出版社 1994。
- ·木村尚三郎監修『世界史資料 下』東京法令出版 1977。
- ・大学教育社編『改訂版 現代政治学事典』ブレーン出版 1998。
- ・日高八郎編『アメリカ精神 アメリカ合衆国建国の歴史に残るドキュメント』ラボ教育センター 1987。
- ・メアリー・ベス・ノートン著,本田創造監修『アメリカの歴史① 新世界への挑戦』三省堂 1996。
- ・メアリー・ベス・ノートン著,本田創造監修『アメリカの歴史② 合衆国の発展』三省堂 1996。

授業資料

【資料②⑥「独立宣言」】

独立宣言 Declaration of Independence (1776年)

人間界の出来事の過程で、ある国民が、これまで彼らを他の国民に結びつけていた政治的なひもをほどき、地上の諸強国のあいだで、自然と自然の神との法が彼らに認める独立平等の地位を占めることが、必要となるようなときには、人類のもつている諸々の見解に対する相応の尊敬ということからいつて、彼らがそのような分離をせざるをえないようになつた理由を宣

言することが要求される。

われわれは、次の真理を自明なものと認め る。すべての人は平等に創られていること。彼 らは、その創造者によつて、一定の譲るべから ざる権利を与えられていること。それらの中に は、生命、自由および幸福の追求が数えられる こと。そうして、これらの権利を確保するため に,人びとのあいだに政府が設けられ,その正 当な権力は、被治者の同意にもとづくこと。ど んな形態の政府でも、この目的に有害なものと なれば、それを変更または廃止して新らしい政 府を設け、その基礎となる原理、その組織する 権力の形態が、彼らの安全と幸福とをもたらす に最もふさわしいと思われるように すること は、人民の権利であること。なるほど、分別の **教えるところによれば,長きにわたつて存立し** た政府は、軽々しい、一時的な原因によつて変 えられてはならない。したがつて、経験の示す ところによれば、人類は、自分たちが慣れてい る形態を廃止することによつて、みずから正す よりは、害悪が我慢できるあいだは、我慢をし ようとする傾きのあるものだ。けれども、同じ 目標をたえず追求する権力乱用と簒奪とが長く 相つぎ、人民を絶対専制のもとにおとしいれよ

うとする意図を明らかにするようになると、そのような政府を願覆し、彼らの将来の安全のために新らしい保障を備えることは、彼らの権利であり、彼らの義務である。これらの値民地が、忍耐しつつ苦しんで来たのは、この古い政はものであったし、彼らをして、その古い政治をとうに強制している必然性は、今史は、侵害と簒奪との繰返しの歴史である。それらはすべて、これらの諸州に、絶対事制を制立することを直接の目的としている。これを証明するために、公正な世界に向かつて、事実を提出せしめよ。

(鵜飼信成訳『西洋史料集成』平凡社)

解認 1776年6月7日,第2回大陸会議に提出されたヴァージニア代表リチャード=ヘンリー=リーの「独立決議」の提案に基づき,トマス=ジェファソン・ジョン=アダムズ・ペンジャミン=フランクリン・ロージャー=シャーマン・ロバート=リヴィングストンの5人が起草委員に任命

された。原案は委員の一人ジェファソンがもっぱら起草 し、フランクリンとアダムズが若干加筆して大陸会議に提 出され、7月4日に全会一致で可決、公表された。これが いわゆる独立宜言である。

この文書は、簡単な前文と独立の宣言をおこなっている 結語を除くと大きく二つの部分にわかれている。前半はアメリカの政治哲学を述べた思想的に重要な部分であり、基本的人権・人民主権・革命権を主張し、後半は極めて具体的に国王ジョージ3世の圧政を列挙している。そして最後に結語として、アメリカの13植民地がここに連合して自由・独立な国家をつくると宣言している。

ジェファソンは、のちに、独立宣言は「アメリカ人の心の表明」であると語っている。ロックの政治思想に源をもっていることはいうまでもないが、長い間の本国との抗争をとおして培われた理念を定着化させたものとして、当時のアメリカ人の思想の結晶として重要な意味をもっているといえる。

【資料③「アメリカ合衆国憲法第3条第3節第2項」】

連邦議会は、反逆罪の刑罰を宣告する権限を有する。 しかし、反逆罪の判決にもとづく権利喪失は、その処罰 を受けた者の生存中のみで、血統汚損あるいは財産没収 までは及ばない。

【資料④ 「革命と抵抗の定義」】

4

革命権 かくめいけん (英) right of revolution 非合法的暴力によってでも権力の交替や権力の奪取をは かることを是認し正当化する思想。最も有力なのは、17 世紀の名誉革命を正当化したロック*, あるいは資本主 養社会の廃絶にさいし暴力革命を主張したマルクス*・ エンゲルス*・レーニン*などの政治思想。アメリカ独立 宜書や山岳党憲法(フランス)宣言(1793年)にも革命権を 権利として宣言した文言がみられる。ロックは、主著 『政治論(Two Treatises of Government, 1690)』(『政治二 論』『統治論』)において、名誉革命は、人民の所有権(生 命・財産・自由)を守るべき政治がその目的を破壊する 圧制をおこなったので、ジェームズ2世(James II)の追 放は人民のやむをえざる行為(天に訴える行為)であった, と述べている。マルクスたちは、支配階級の交替を求め る行為は,暴力(軍隊・警察)によって抑圧されるので被 支配階級もまた暴力を用いて政権を奪取せざるをえない ことを強調している。このような専制・圧制に対抗する 思想は、今日においても思想的には生きているが、現代 国家においては実定法上の規定はみられない。したがっ て革命権の思想は、選挙における民意の表明を通じて、 あるいは日常的な大衆動員(デモ)などによって行使され るもの、と考えられている。 (田中 浩)

•

ていこうけん (英) right of resistance (独) Widerstandrecht (仏) droit de résistance 国家や政府などに抵抗し反抗する権利。革命権が非合法 的・暴力的手段による反抗までも是認するのに対し, 抵 抗権の場合は、いちおうは合法の枠内での抵抗や反抗を 行使できる権利と考えられる。なぜなら現代国家におい ては,革命権は実定法上規定されていないが,抵抗権に ついてはたとえば、ボン基本法(ドイツ憲法)やラント (州)憲法であるヘッセン・ベルリン憲法などにおいて規 定されているからである。いずれにせよ,抵抗権の行使 が激化すれば革命権の行使となるわけだが、現代民主主 義国家においては、解散・総選挙あるいは市民・住民運 動などのさまざまな民衆意志の表明が制度的に保障され ているので、15、16世紀のような宗教の自由をめぐる紛 争や武力闘争,あるいは17,18世紀の人権や自由の獲得 をめざした市民革命時代,さらには,ロシア革命をはじ めとする社会主義革命実現時代のようには抵抗権は一 抵抗権的行為は事実上つねにおこなわれているにしても ----思想上はそれほど声髙には叫ばれなくなった。しか し、資本主義国家・社会主義国家を問わず、依然として、 政治的・社会的矛盾が完全に解決されていない以上、人 権保障や自由の確立あるいは平等の実現を求める人民の

要求としての抵抗権の思想は、現代においてもその意義 はいささかも失われていない。

ところで、抵抗権思想が政治的意味をもって注目されるようになったのは、16世紀後半以降、とくに宗教と政治をめぐる問題を通じてであった。 すなわち、カトリック君主に対するプロテスタント(新教徒)の、あるいはプロテスタントの君主に対するカトリック教徒の抵抗の正当化理論がそれで、なかでもオトマン(Hotman, François)の『フランコ・ガリア(Franco-Gallia、1573)』あるいはランゲ(Languet, Hubert)とモルネイ(Mornay, Philippede, Seigneur du Plessis-Marly)の共作といわれる匿名の『暴君に対する反抗の権利(Vindiciae contra tyrannos、1579)』は、フランスのユグノー(新教徒)派をはじめ、その他のヨーロッパ諸国の新教徒に大きな影響を与えたといわれている。

またカルヴァン*主義は世上、抵抗権思想の聖典とさ れているが、カルヴァン自身は、市民個人の君主に対す る直接的抵抗権は容認せず、君主の悪政については、上 級の官職機関や身分議会を通じて抵抗の意志を表明でき るとしているにとどまっている。革命権の父といわれる ロック*でさえも政治への不満については可能なかぎり カルヴァン的抵抗の方法をとることを人びとにすすめ、 究極の手段としてのみ消極的に革命権の行使を認めてい るにすぎない。この意味で、市民の個人的抵抗権を認め たのはむしろホップズ*に始まるといえる。彼は、もし も主権者が個人の生命を奪うような措置を命じたときに はあらゆる可能な手段を用いて自己保存をはかる行為を 人びとに是認しているからであり,とするならばもしも 全国民が生命の危険を感じて起ち上がったときには、そ れは積極的な総反乱(革命)の発生を是認していたことに なろう。いずれにせよ、近代的な社会契約説が、権力の 起源を人民の同意・契約におく以上、抵抗権の行使の延 長線上にはつねに革命権の主張までも想定されていたと 考えられるべきであろう。 □社会契約説

[参考文献] Bowle, John, Hobbes and his Crivics, 1951. Mayer-Tasch, Peter Cornelius, Thomas Hobbes und das Widerstandsrecht, 1965(三吉敏博・初宿正典訳『ホップズと抵抗権』木鐸社, 1976).

【資料⑤「第1回大陸会議の宣言及び決議」】

第1回大陸会議の宣言及び決議 Declaration and Resolves of the Continental Congress (1774年)

この前の戦争の終結以来、英国国会はあら ゆる場合に諸法律を制定して、アメリカの人民 を束縛する権力を当然の権利として要求してい たが、とくに若干の法律により、アメリカの人 民に課税し、また他方には積種口実を設けて、 しかも事実においては収入を増加する目的のた めに、これらの植民地において支払わるべき税 金を課し、非立憲的な権限をもつ税関管理局を 設置し、関税を徴収し、かつ単に国内の事件の 裁判のために海事裁判権を拡張した。しかし て,他の法律にもとづいて,従来,植民地議会 の決定せる給料により執務せる判事は国王にの み停給を依存せしめられるとともに、常備軍を 平時にも駐屯せしめた。また最近、英国国会に おいて、……植民地において犯された叛逆お よび犯人隠匿もしくは叛逆秘匿の罪に問われた 植民地人はその身柄を英本国に送って裁判する ことが鼭決された。………

英国国会の前会期中に三つの法律が制定され、……またそのときもう一つの法律が制定された。これらすべての法律は、無思慮、不公正、残酷かつまた非立慈的なものであり、アメリカ人の諸権利に対して最も危険かつ破壊的なものである。……各植民地の善良なる人民は、……フィラデルフィアの町に全体会議を召集し、これに出席すべき代表をそれぞれ選びかつ任命したのである。かくして、これらの任命された代表たちは、……以上述べた賭目的を違成する最良の方法を協議するために、いまや集合し、まず英国人として英国人の祖先がかような場合にいつもおこなつて来たように、その権利と自由を主張し維護するために、次のごとく宣言する。

北アメリカにおける英領植民地の住民は自然の不変なる話法および英国憲法の話原則ならびに数多の特許状あるいは契約にしたがつて,次のごとき話権利を享有するものである。

決議 1 植民地の住民は、生命、自由および 財産の話権利を享有している。そして彼らは自 己の同意なく、そのいずれを処理する権利も、 これをいかなる外国的権力にも、いまだ譲渡し たことはない。 決議 2. これらの植民地に最初に移住したわれわれの祖先たちは、その母国からの移住のときに、イギリス王国内における自由にしてかつ生えぬきの臣民としてのすべての権利および自由ならびに特権を享受していたのである。

決議 3. かかる移住により、彼らは決してこれらの権利のいかなる部分をも喪失し、あるいは陰渡し、あるいは失なつたものでなく、しかも、かかる権利の行使ならびに享有の権利を彼らが有し、また彼らの子孫に与えられているものである。

決議 4. 英国人の自由ならびにすべての自由 なる政府の基礎は,人民をして彼らの立法議会 に参与せしめる権利に存する。 しかして,英国 の植民地人は(英国国会に)代表せしめられ ず、また彼らの地方的な状況ならびに他の事情 から英国国会に適当に代表されえないのである から、彼らはそれぞれの植民地議会において自 由にして独占的なる立法権を与えられている。 しかしてこの植民地議会においてのみ彼らの代 表権は、今まで用いられまた慣らされてきた様 式において、とくに彼らの主権の否認のみがお こなわれたほかは、課税および内政のすべての 事項において保持されえたものである。 しかし ながら、われわれは、事態の要請と両国の相互 利害関係にかんがみて、英国国会のかかる法律 の施行に対しては、それが母国に対し全帝国の 通商利益を確保する目的をもち、また英国のそ れぞれの構成分子の通商利益を得んとする目的 のため、われわれの外国通商の規正に善意をも つてとどまる限り、喜んで同意する。 ただし、 これは植民地人の同意なくしてアメリカにおけ る英国臣民からの収入を増加するために国内税 および関税を課すというあらゆる考えを排除す るものである。………

決議 & 植民地人は静穏に集会し、その苦情を考慮し、また国王に請願する権利を有する。 そしてこれに対するすべての訴追、禁止的な宣言および措置は不法である。………

決議 次のような英国駿会の酷法律は、植民地人の権利の侵害である。これらの撤廃は大英国およびアメリカ諸植民地間の和解を恢復するために是非とも必要である。すなわち、印紙税法、タウンゼンド収入法、1774年の懲罰的諸法、クェベック法などである。また平時においてこれらの植民地に常備軍を駐屯せしむることは、軍隊を駐屯せしむる福民地の議会の同意なくしては違法である。

(中屋健一訳『西洋史料集成』平凡社)

- 臼 1) フレンチェアンド・インディアン戦争。
- 2) ボストン港閉鎖法、マサチュセッツ統治法及び裁判行 政法。
- 3) クェベック法。

【資料⑦「年表」】

1720-40	チェサピーク地方の黒人人口が自然増で増えはじめる	1779	サリバンのイロコイ村遠征
1720-40	ナエッと一ク地方の無人人口が自然項で増えなしめる 特許状によるジョージア植民地の創設	1780	イギリス軍、チャールストン占領
1 - 1 - 2		1	
1739	ストノ反乱	1781	連合規約批准される
	ジョージ・ホイットフィールドの渡米、大覚醒の拡大		コーンウォリス、ヨークタウンで降伏
1739-48	ジョージ王戦争	1782	和平交涉開始
1741	奴隷反乱の恐怖(ニューヨーク市)	1783	パリ条約
1754	オルバニー会議	1786	アナポリス会議
	フレンチ・アンド・インディアン戦争始まる	1786-87	シェイズの反乱
1760	アメリカ大陸で戦争終わる	1787	北西部領地条例。憲法会議
	ジョージ3世即位	1788	ハミルトン、ジェイ、マディソン『フィラデリスト』
1763	パリ条約		を発刊。憲法批准される
	ポンティアックの蜂起	1789	ジョージ・ワシントン初代大統領に就任。1789 年の
	1763 年宜君		裁判所法を制定
1764	砂糖法		フランス革命はじまる
1765	印紙税法	1790	アレグザンダー・ハミルトン「公信用に関する第 1
	「自由の息子たち」結成	İ	報告書」
1765-66	ハドソン川の土地暴動	1791	憲法修正第1~10条(権利章典)批准される.
1766	印紙税法撤廃	1793	フランスがイギリス,スペイン,オランダに宜戦布告。
	宜香法		合衆国、中立宣言を発表
1767	タウンゼンド諸法		デモクラティック・リパプリカン協会の結成
1767-69	レギュレーター運動(サウスカロライナ)	1794	ウィスキー反乱
1770	ノース卿首相となる	1795	ジェイ条約締結
	タウンゼンド諸法撤廃 (茶税を除く)	1796	┃ 最初の大統領選挙。ジョン・アダムスが大統領に、ト ┃
	ポストン虐殺事件		マス・ジェファソンが副大統領に選出される
1771	ノースカロライナのレギュラーたち、アラマンスの戦	1798	XYZ事件。外国人法・治安法制定。パージニア決議・
	いで敗北		ケンタッキー決議
1772	ポストン連絡通信委員会結成	1798-99	フランスとの間に宜戦布告なき戦争
1773	茶税法	1800	米仏協定調印。ジェファソンが大統領に、アーロン・
	ポストン茶会事件		パーが副大統領に選出される。第 2 次大覚醒始まる
1774	強圧諸法		(~1840 年代)
1774	第1回大陸会議		ガプリエルの反乱
1775	レキシントン・コンコードの戦い、ダンモア卿の宣言、	1801	ジョン・マーシャル最高裁長官に就任
	第2回大陸会議		ジェファソン,大統領に就任
1776	トマス・ペイン『コモン・センス』、イギリス軍のポス		
	トン撤退		
	第2回大陸会議。諸州に州憲法草案作成を指示		
	独立宣言。ニューヨークでの戦闘		
1777	イギリス軍によるフィラデルフィア占領		
	パーゴイン、サラトガで降伏		
	連合規約、批准のため各州に送付される		
1778	米仏同盟		· · ·
	イギリス軍、フィラデルフィアを撤退		
			L

危機の時代から憲法制定へ

制の影響をまともに受けていた。一七八六年までには景気も回復し始めていたものの、戦争の影響を根絶する のは、とりわけ低南部では、不可能だった。 くにタパコ・米)の輸出業者と工業製品の輸入業者のどちらもが戦後のヨーロッパ諸国によるアメリカ貿易規 えられていなかったからである。戦後一年もたたないうちに、アメリカ経済は不況に陥った。主要商品作物(と は連合会議には統一的な通商政策を確立し、条約の履行を確実なものとするだけの諸州にたいする統率力が与 た人びとだった。連合規約の弱点が離の目にもはっきりしていたのはこれらの分野においてだった。というの 連合規約が不十分であることを深く憂慮していたのは、アメリカ人のなかでも海外貿易と外交に携わってい

ドアイランドのポータケットではアメリカ最初の織物工場が生産を開始した。人口の絡え間ない増大は、経済 たにもかかわらず、戦後のアメリカは目覚ましい勢いで工業化への道を突き進んだ。例えば一七九三年にロー 断絶されたが、このことは国内工業に大きな刺激となった。その結果一七八三年以降ヨーロッパ製品が殺到し 、戦争はアメリカ経済に永続的な変化をもたらした。戦争中、非軍事的な部門ではほぼ全面的に通節が

た。(そのためチェサピーク地方ではタバコから穀物生産への転換に拍車がかけられた。) ンス領とオランダ領カリブ結島に運ばれていた食糧はタバコを遊ぎ、それだけでアメリカ最大の輸出品となっ ていたことだが、海外貿易のパターンが対ヨーロッパから対西インド諸島地域へと変化したことである。フラ 全体に占める国内市場の相対的役割をこれまで以上に重要なものとした。さらには、戦争前からすでに始まっ 連合会職が通商問題に関して無力であったことに限界を感じたパージニアは、他州に呼びかけてメリーラン

ではあまりにも少数だと悟った。そのため九か月以内にフィラデルフィアでもう一度会議を開催することにし、 が、そのうち会議に参加したのはわずか五州だけだった。参加者は政治体制への現実的な圧力としてはこの数 ドのアナポリスで会議を開き、通商政策について議論した。一七八六年九月の会議には八州が代表を任命した 「連邦の緊急事態に対応できるような連邦政府の撤法制定に必要と思われる……迫加条項を検討するため」の呼

な意味をもっていたのか。無政府状態が楚し迫っていることの前兆だったのだろうか。このような疑問がこの よる反乱として片付けられるようなものでないことは明白だった。この反乱は共和国の将来にとってどのよう り、かれらは当時この反乱が語られるときには「ジェントルマン」と呼ばれた。この事件が無秩序の爲合の衆に 尉にまで昇格したグニエル・シェイズで、これに加わった多くの人びとも世間では一目置かれた退役軍人であ ビ州当局が末納税者の財産を没収するために弱かれていた敷料を停止させた。反乱の指導者は農民で革命軍大 とにも納得させるきっかけとなった。高い税金と通貨不足を不満とした農民群衆が裁判所に押し掛け、ちょう その年の秋、マサチューセッツ西部で起こった事件は全国政府に大幅な変更が必要であることを他州の人び

国の政治指導者たちを憂慮させた

異様を申し立てた。かれらは革命軍兵士としての経験に触れながら「一瞬の自由のためには永久に束縛されると た。かれらは国にたいする忠誠は表明したが、州の財政政策では家族を十分に繋っていくことはできないとの とも辞さない」と主張した。 反乱に加わった者たちはマサチューセッツの知事と行政評議会への説明のなかで自らの立場を明らかに!



311 第6章 共和国の建設

五人がフィラデルフィアに集まり客議を開始した。 めて連合会職は憲法会職を承認したのだった。五月半ばになり、ロードアイランドを除くすべての州の代表五 助にいやがおうにも拍車をかけた。一七八七年二月、ほとんどの州がすでに代表団を任命した後になってはじ しかしジェファソンの見方は明らかに例外的だった。シェイズの反乱は、運合規約の全体的修正を求める運

う。」ジェファソンはアメリカ大使として駐在していたパリからこのように鬱き送ってきた。「一世紀、または二 ことに為政者が時折警告されることなくしては、どんな国でもその国の自由を守ることなどできないであろ 世紀のあいだに数人の命が失われたからといって、それが一体どうだというのだ。自由の徴は時として受国者

や暴君の血によって流められねばならない。それが自然の幾分となるのだ。」

セッツのこの出来事を平然と見ていたのはトマス・ジェファソンだけだった。「人民が抵抗の精神を蓄えている は軍隊によっていとも簡単に騒散させられたのだった。)アメリカの指導的な政治思想家のなかで、マサチュー 全体にとっては国の存続にたいする挑戦を象徴していたかのように思われた。(一七八七年はじめに反乱者たち

んどの代装がアメリカ生まれで、その多くが一七世紀に移住してきた家族の出だった。全人口のうちでもほん 人、プランター、軍人、医者、知事、そしてとりわけ法律旅が多く、二三人の代表が法律を修めていた。ほと まり政府に新たな権限を与えることで合衆国を悩ませている諸問題を解決することを望んでいた。代表には眩 ばフィラデルフィアにはこなかったであろう人びとだった。かれらのほとんどが全国政府を強化すること、つ 代表たちの圧倒的多数派が地主と資産階級に属じ、全員が運合規約の修正を望んでいた。またそうでなけれ

ージニアのエドマンド・ランドルフ、ジョージ・メーソン、ジェームズ・マディソン。この一二人の代表のう ルベニアのジェームズ・ウィルソン、サウスカロライナのジョン・ラトレッジとチャールズ・ピンクニー、パ ーファス・キング、ニュージャージーのウィリアム・パタソン、ニューヨークのグーヴヌア・モリス、ペンシ カットのオリヴァー・エルズワースとロジャー・シャーマン、マサチューセッツのエルブリッジ・ゲリーとル ように、ほとんどの代表が精力的な壮年期にあった。つぎの一二人が会議の仕事の多くをこなした。コネティ 二六歳、最年長者は八一歳のペンジャミン・フランクリンだった。議長に退出されたジョージ・ワシントンの ウィリアム・アンド・メアリー(四人)、イェール(三人)、ハーパード(二人)、コロンピア(二人)。 最年少者は ギリスで飲育を受けた者が数人いたが、大半はアメリカの教育機関を卒棄していた。プリンストン(一〇人)、 のわずかの人びとしか高等教育を受けられない時代に、この代表たちの半数以上が大学教育を受けていた。イ ちマディソンはとりわけ重要である。彼はまことに意法の父と呼ばれるに値する。

313 第6堂 共和国の海政

なら、行き着くところは混乱と政府の崩壊でしかないである た。もしこの国の市民が合法的權力に従うことを拒否するの もはや合法的ではなくなったことを強闘した。共和国におい リスの専制支配への正当な対応手段と考えられた大衆行動が であれば、それは政治ではなくなり、無秩序と混乱にすぎな . それは黄族政となるであろう。もし誰もが勝手に反対するの

ては改革は力に訴えるよりも投票で実現されねばならなかっ

い。ここうしてマサチューセッツの役人たちは、かつてはイギ

を原則とする。もし少数派によって統治されるのであれば、 に直接結び付けようとしたことを一番恐れた。州議会はつぎ に加わった人びとがこの反乱を独立戦争の初期の段階の戦い マサチューセッツ東部の住民と他州の合衆国市民は、反和 嬢しようとする不正な派閥であると非難し合ったのだった。(ファクション=派閥は、伝統的な解釈によれば公 の支持者は「フェデラリスト」と名乗った。つまりどちらの倒も、相手方を共和主義にもとづく革命の原理を破 者と非難した。自分たちこそが憲法を正しく解釈する立場にあるとしてその合法性を主張したハミルトンと彼 パプリカン」と呼び始めた。それにたいしてハミルトン派はジェファソンとマディソンを共和国の転獲を企てる 正当性を訴えたのである。こうした立場を明確にするために、二人はその問調者と共に議会内で自分たちを「リ の原則を事実上堕落の方向に陥れようとしていると主張し、 ハミルトンとハミルトンの政策に反対することの ジェファソンとマディソンは自分たちこそが革命の真実の後継者であり、それに反してハミルトンは共和主義 れた。反対派の指導者はトマス・ジェファソンとジェームズ・マディソンで、二人は早くも一七九二年には、 た。しかし伝統的な政治理論によれば、組織的な対抗行為は、とりわけ共和国においては非合法行為と見なさ

階の産業を奨励・保護するための大がかりな計画の青写真を示した。ハミルトンは、工業製品をほとんどヨー の多くは後に実現されることになるのだが、一七九一年当時においてはこれらの提案を高く評価する議員はほ 技術者と労働者の移民を歓迎し、保護関税を確立し、工業化を援助すべきであると論じた。ハミルトンの提案 ロッパに依存しなければならない状態が続くかぎり真の独立国とは言えないと強調した。それゆえ彼は議会が る彼の処方護の第三の、しかも最終的なものであった。そのなかで彼は靴製造や織物工業など合衆国の初期段 とんどなきに移しかった。アメリカの将来は展業にあることを連邦題員たちは信じて疑わなかった。共和国の 柱となるのは有徳の自営農民なのである。結局、諡会はこの提案を否決してしまった。 一七九一年一二月、ハミルトンは議会に「製造業に関する報告書」を提出した。これはアメリカ経済にたいす

酒税は国内で生産されるウィスキーの価格をつり上げた。この新税によってもっとも直接的な影響を受けたの は西部農民だった。かれらは、大量のとうもろこしに高額の輸送費をかけて山脈の反対側の東部に荷馬車で運 た。)一七八九年に制定された輸入関税はラム酒価格を引き上げた。(ラム潤は輸入精繁から製造された。)そして 多量飲煮の悪い習慣があったと言われる。当時の一人当たりのアルコール年間消費量は現在のおよそ二倍だっ 幾員が国民の爲留潤消費量を減少させようと考えたことから、これが採択された。(一八世紀のアメリカ人には 搬するよりも、穀物を蒸留酒に変えで売却する方法を取っていたからだった。 同年、連邦議会はハミルトンの財政計画に含まれていたウィスキー税について、政府蔵入の増額の必要性と、

場を整持した。八月七日、彼は反乱省にたいして九月一日までに解散するように呼び掛けた布告を発表し、同 部に向かって遺軍する頃までには(ワシントン自身が進軍の指揮を取ることも何度かあった)、反乱は収まって 時にペンシルベニア州と近隣諸州から一万二〇〇〇人以上もの民兵を召集した。一〇月と一一月に連邦軍が西 殺されたのは反乱の指導者一人だけだったが、ワシントン大統領はシェイズの反乱の再来は許されないとの立 けだったが、ワシントンはこの二人を赦免した。こうして反乱はほとんど血を見ることもなく終わった。 いた。軍隊は抵抗にあうこともなく、疑わしいとされた多くの者を逮捕した。反逆罪と宣告されたのは二人だ ようとしたことにたいして、ペンシルベニア西部の農民がこれを阻止する行動に出たときだった。この騒ぎで した。しかし、問題が深刻化したのは、一七九四年の夏に酒税法違反の罪に問われた者を連邦執行官が逮捕し ウィスキー反乱の一番重要な点は、何の衝突も起こらなかったということもあるが、反乱者にたいする軍隊 **頽税法の知らせはペンシルペニア州と南北カロライナ州のフロンティア地方でただちに抗議行動を巻き起こ**

の勝利ではなく、むしろアメリカの国民に強力に訴えたその内容にあった。全国政府は国の法に向けられた暴

法的手段にもとづいて平和的に進められねばならない。法に不満を抱く人びとは法の修正や廃棄を試みるべき 力による組織的な抵抗を許さないという姿勢を、ワシントンは実証したのだった。新しい共和国では変革は合

すでに一七九四年までには、選挙政治の枠内での変革を組織的に追求しようとするアメリカ人たちが存在し

ハミルトンと彼の支持者が合衆国に腐敗した貴族的な政府を押しつけようとしていることを感じ取っていた。

であり、非合法的な行為に訴えてはならないということである。

20 19 第7章 新生共和国の政治と社会

ワシントンが二期目の大統領職を引き受けることを説得するうえでも大いに役に立ったと言える。しかし一七 腱をおくようにしていた。それにもかかわらず、この論争は政治的団結の推進を図るためにも、一七九二年に 九三年以降になると、外交問題における一連の進展は対立をさらに深化させずにはおかなかった。 ワシントン大統領ははじめ、ハミルトンとジェファソンという彼の強力な顕問を対立させた政治論争から距

第 4 章

現代民主主義社会における社会問題史学習

1 日本史単元「女性と教育-保井コノはどのような問題にぶつかったのか」

研究協力者

笠 崎 俊 正 河 野 暁 渡 部 竜 也

1 主 題:女性と教育-保井コノはどのような問題にぶつかったのか

2 学習目標

- ① 戦前の教育上の問題を日本初の女性博士である保井コノの視点から読み解いていく。
 - ・ 中等教育・高等教育を受ける時の壁には良妻賢母の思想や女子の高等教育機関(制度)の未整備の問題があった。前者に関しては、コノの両親がこのような考えを持っていなかったため克服できた。後者に関しては、両親が東京にコノが進学することを理解してくれたため克服できた。
 - 教師になって教科書を作る時の壁には女性蔑視の問題があった。この問題は現在に至るまで解決されていない。
 - ・ 理科系の研究をする時の壁には留学や研究環境の問題があった。この問題に関しては、コノ が優れた能力を持っており、東京女子高等師範学校と東京大学の教官達がコノを支援してくれ たため克服できた。
 - 女子の高等教育機関を創設する時の壁には制度的な男女不平等という問題があった。この問題に関しては、コノ自身が東京女子高等師範学校を大学に昇格させる運動を展開し、克服を目指した。
- ② 戦後の女性の教育・職業における機会均等がどの程度達成されたかを検討し、現在に残されている問題を発見する。
 - ・ 女子の高等教育機関(制度)の整備、留学、研究者支援といった問題は解決したが、家制度 を維持する良妻賢母の思想、女性蔑視の問題や職業選択の自由といった問題に関しては、完全 な解決までには至っていない。また、現在は上記の問題の他に結婚や育児と研究の両立の問題 などが起こっている。
 - ・ 女性蔑視, 職業選択, 育児支援といった問題は, 現代の働く女性全般に当てはまり, 解決が望まれている。

3 単元の全体構造

	主 な 発 問	獲得される知識	内容の初	
	初の女性博士保井コノは, どんな問題に 直面したか。	①中等教育・高等教育を受ける時の壁 ②教師になって教科書を作る時の壁 ③理科系の研究をする時の壁 ④東京女子高等師範学校を大学に昇格させる時の壁	戦前の教	
保	なぜ県立香川師範学校女子部は,三年に 一回しか入学試験を行わなかったか。	18世紀後半から19世紀前半の学校制度の 問題点	の教育における女性の地位向上過程	
保井コノ	なぜ文部省は、コノが執筆した教科書を 認めなかったか。	女性に対する蔑視と当時の教育制度の問 題点		
	なぜ文部省は、コノに国費留学を許可し なかったのか。	当時の女性が研究者として自立していく 上での問題点	の地位向	教育に
	なぜ文部省は、留学の際、コノに家政学 の研究を行うように誓約させたのか。		上過程	おける女
	なぜコノは,女子高等師範学校を文理科 大学に昇格させる運動を展開したのか。	女子高等教育の問題点		おける女性の地位の向
教育	大正時代と今日では,女性が教育を受ける弊害はどのように変化しているか。	教育における女性の権利獲得		位の向上
教育を中心に	なぜ女性にとって,中・高等教育を受け る制度の充実が重要なのか。	男女平等教育の意義	地位向は戦後の数	<u></u>
とした戦後の	なぜ教育を受ける権利が平等になって以降,大学進学率が同じになるまで30年も要したのか。	女性が高等教育を受けることに対して消 極的な考えが残っていたという事実	地位向上過程と今日的課題戦後の教育における女性の	
の女性の	なぜ今日,女性の研究者や大学院進学者 が少ないのか。	教育における今日的課題		
題	女性研究者が抱える現在の問題はなにか。	家庭や育児と研究の両立が難しく,「良妻 賢母」の思想が残っているという問題		

4 単元の展開

パート	発問	教授学習活動	資料	子どもに習得させたい知識
	・日本初の女性博士はだれか。	T:発問する P:考える	1)	日本初の女性博士は,保井コノという理学博 士である。
導 入	○保井コノが直面し た問題にはどんな ものがあったのだ ろうか。保井氏の 人生をみていこう。		2	コノは、次の四つの壁に直面した。 ①「中等教育・高等教育を受ける時の壁」 ②「教師になって教科書を作る時の壁」 ③「理科系の研究をする時の壁」 ④「東京女子高等師範学校を大学に昇格させる時の壁」

		〇保井コノの生涯を 見ていくことで, 女性の視点から見 た社会の問題を検 討していこう。	T:指示する		
		○中等教育・高等教育を受ける時の壁をどのように乗り越えていったかみていこう。	T:資料を読ま せる P:資料を読む	1	
		・なぜ、県立香川師 範学校は女子部の 入学試験を三年に 一回しか行わなかったのか。	* *		当時,高等小学校レベル以上の学校に進む女性は少なかったから。
展	教育	・なぜ、当時の女性 の進学者は少なか ったのか。	T:発問する P:考える	③④	良妻賢母の思想が一般的で,女性は家庭にい ることがよいとされていたから。
	を受け	・コノはどうして県 立香川師範学校に 進学することにな ったのか。	T:発問する P:考える		両親の勧めと金銭的余裕とコノ自身の学習意 欲があったから。
開	る自由	・東京女子師範学校 に進学する際の問 題点はなんだった のか。			東京女子高等師範学校の採っていた県別割り 当て制の入学制度による入学制限。 女子の高等教育機関は東京にしかなかったこ と。
		・当時の女性が学問する上での問題点はなんだったのか。		3 4	家制度(システム), 良妻賢母の思想 女子の高等教育機関(制度)の未整備
I		○コノはこの問題を どのように克服し たか。	T:発問する P:答える		良妻賢母の思想に関しては、コノの両親がこのような考えを持っていなかったため克服できた。 女子の高等教育機関(制度)の未整備に関しては、両親が東京にコノが進学することを理解してくれたため克服できた。
	教育をする自由	○教師になって教科 書を作る時の壁を どのように乗り越 えていったかみて いこう。	せる	2	

		・コノが対ない。 ・コ書の見いでは、 ・コ書の見いでは、 ・当のでは、 ・ものでは、 ・			「女の子がこういうものを書くはずがない」という教科書調査官の言動から、女性に対する蔑視の問題。 当時の教育制度では、女性の研究者の存在は考えられていなかった。 女性蔑視の問題。 女性蔑視に対して、女性としての研究者になることを決心した。
		○理科系の研究をする時の壁をどのように乗り越えていったかみていこう。	せる	3 4 5	
展開		・ な ぜ, 1905 年 に 「動物学雑誌」に 載せた論文が, 日 本初の女性の論文 になったのか。		3	1904年に、日本初の女性のための研究機関として東京女子高等師範学校が設置され、コノは翌年、理科の研究科にただ一人推薦されて入学したため。
I	研究す	・海外留学における 問題は何か。	T:発問する P:考える	4	日本人の海外留学は1875年に始まり、1940年にまで延べ3209人になる。そのうち、女性の数は39人であり、英語、体育、家政の研究に行くものはすぐに留学許可が下りたが理系は困難だった。コノの場合、申請してから二年後に藤井東大教授の後押しと、「家政学の研究」を条件に許可が下りた。
	自由	・帰国後の研究にお ける問題点とその 解決策は何か。		5	石炭の研究を進めたかったが、東京女子高等師範学校は研究設備、予算などに問題があった。 東京女子高等師範学校と東京大学の総長同士が尽力したが、東京大学に「嘱託」という立場でしか研究の場を与えられなかった。
		・当時の女性が研究 をする上での問題 点はなんだったか。	T:発問する P:答える		理系の研究者には「家政学の研究」を条件に しないと留学の許可が下りなかった。 女性の研究のための支援が整っていなかった。
		○コノはこの問題を どのように克服し たか。	T:発問する P:答える		留学の問題に関しては、コノが優れた能力を 持っており、東大教授がコノを支援してくれ たため克服できた。 研究環境の問題に関しては、東京女子高等師 範学校と東京大学の教官達が支援してくれた ため克服できた。

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		○東京女子高等師範	T:資料を読ま	6	
		学校を大学に昇格	せる	7	
		させる時の壁をど		-	
		のように乗り越え	1 · A4 6 6 6 6		
ł					
		ていったかみてい			
	社	こう。			
		・コノが博士号をと	T:発問する	6	│ │女性が研究者として成り立つことを示した。
]	会		P:考える	(5)	
	の		-	•	
		・なぜコノは,東京	T:発問する	7	コノは,常に男子と同等の研究生活と教職生
展	中	女子高等師範学校	P:考える		活を望んでいたため。
1 1	で	を大学に昇格させ			
		る運動を展開した			
i l	の	か。			
	自				
開		・当時の女性が社会	T:発問する		職業選択の自由がなかった。(「研究者」とい
	由	の中で生きていく	P:答える		う職が認められていなかった)
		上での問題点はな			
		んだったか。			a-e ^e
			en - BARR) -		A STATE OF THE PART OF THE PAR
I		○コノはこの問題を			コノは東京女子高等師範学校を大学に昇格さ
		どのように克服し	P:答える		せる運動を展開し,職業選択の自由がないこ
		たか。		:	とをアピールした。
] [○保井コノの残した	T・発問する		女子の高等教育の整備不十分。
			P:答える		男女の雇用機会不均等。
	ま		Γ・台える		
1 1		よう。			女性蔑視の問題。
	と	○これらの問題点は,	T:発問する		
		戦後どのように解			
	め	決されていったの		i I	
		か。			
 					
		・大正時代と今日で	T:発問する	6	戦後の諸改革によって,男女が教育を受ける
		は,女性が教育を	P:考える		機会が、制度面で均等になった。
		受ける弊害はどの			
		ように変化してい			
展		るか。	i		·
"		-		'	
	戦	・なぜ女性にとって,	T:発問する		それまでは,学問を続けたい女性の道が閉ざ
	後の	中・高等教育を受	P:考える		されていたから。
	百	ける制度の充実が			
	日本の	重要なのか。			
開	教	_	en a mariet à -		F / .ld.) \$ 225 HH .b.)
	教育	・なぜ教育を受ける	T:発問する	7	「女性が学問をしてもものにならない」とい
	の	権利が平等になっ	P:考える		う考えや「女性は良妻賢母がよい」という考
	展開	て以降、大学進学			えが国民に浸透していたから。
	ر.ر	率が同じになるま			
II		で30年も要したの			
		か。			
		~ o			
			<u> </u>		<u> </u>

					
		○現在はどんな問題があるでしょうか。 主に、女性研究者の立場から見ていこう。・現代の研究者の男		8	平成11年度では、日本全国の大学(国立、公
		女比はどうなって いるか。	P:答える		立, 私立) の教官数は147,577名おり, そのうち, 女性は19,034名しかいない。(全体に占める女性教員の比率は12.9%) 男女比率はほぼ横ばい状態。
展	女性に関する今日的課題	・まずは,研究者になる前段階の大学院生の状況についてみてみよう。	T:指示する		
開 II		・なぜ今日女性の大 学院進学者が少な いのか。		9	·
		・女子学生が指摘し た男子教授の間で の態度とは何か。		10	進学後の指導や就職の世話などに関して,女 性蔑視の態度がとられている。
		家族は女性の大学 院進学に対してど のような考えを持っているか。		11)	男性の大学院進学に比べて,女性の進学に対し消極的な考えを持っている家族が多くなっている。
		○では、女性研究者が抱える現在の問題をまとめてみよう。		12)	家庭や育児と研究の両立の問題があり、「良妻 賢母」の思想が残っている。 制度的には開かれているが、社会的には閉ざ された状況になっている。
	<i>.</i>	○コノが直面した四つの壁は、現在どれくらい取り払われているだろうか。現在の女性研究者		(1)	①良妻賢母の思想…△ 家制度…△ 女子の高等教育機関(制度)…○ ②女性蔑視の問題…×セクハラ等 ③留学…○自由になった
	冬	現在の女性研究有にとっての問題は、 他にないのか。			研究者支援…○ ④職業選択の自由…制度的には○ 実際的には?
新	吉	·			他に結婚や育児と研究の両立の問題などが起 こっている。
		○今挙げられた問題 は、研究者に限ら れたものか。	T:発問する P:答える		女性蔑視,職業選択,育児支援といった問題は,現代の働く女性全般に当てはまり,解決が望まれている。

【資料】

- ① 「保井コノの写真」(都河明子・嘉ノ海暁子『拓く-日本の女性科学者の軌跡-』ドメス出版, 1996年, p.34)
- ② 「保井コノの関連年表」
- ③ 「1919 (大正8) 年の学校制度」(猿橋勝子・塩田庄兵衛編『女性研究者 あゆみと展望 』 ドメス出版, 1985年, p.40)
- ④ 「良妻賢母に関する記述」(猿橋勝子・塩田庄兵衛編『女性研究者-あゆみと展望-』ドメス 出版, 1985年, p.42)
- ⑤ 「初期の女性学位取得者一覧」(山下愛子編『近代日本女性史 4 科学』 鹿島研究会出版会, 1970年, pp.192-193)
- ⑥ 「教育基本法の一部抜粋」(細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編『新教育学大事典第7巻』第一法規出版,1990年,pp.121-122)
- ⑦ 「高等学校の卒業者数・進学率及び就職率の年次推移」(マーサ・N・オザワ,木村尚三郎,伊部英男編『女性のライフサイクルー所得保障の日米比較ー』東京大学出版会,1989年,p.18)
- ⑧ 「全国の四年制大学の教員数」(文部省「平成11年度学校基本調査速報(高等教育機関)調査結果の概要」)

http://www.monbu.go.jp/news/00000362/#UNIVERSITY

- ⑨ 「大学院進学率の推移」(文部省「学校基本調査」)http://www.sorifu.go.jp/whitepaper/danjyo/sankaku.html
- ⑩ 「大学院において受けた差別」(坂東昌子・野口美智子・新山陽子編『女性と学問と生活ー婦人研究者のライフスタイルー』勁草書房,1981年,p.50)
- ① 「研究者となる過程で賛成・反対をうけたことがら」(猿橋勝子・塩田庄兵衛編『女性研究者 あゆみと展望-』ドメス出版,1985年)
- ② 「ひと」(朝日新聞,2000年1月28日付)
- 1 都河明子・嘉ノ海暁子『拓く-日本の女性科学者の軌跡-』ドメス出版, 1996年, pp.36-39
- 2 山下愛子編『近代日本女性史 4 科学』鹿島研究会出版会,1970年,p.46
- 3 都河明子・嘉ノ海暁子『拓く-日本の女性科学者の軌跡-』ドメス出版,1996年,pp.40-41
- 4 保井コノ「初の女性博士になるまで」中央公論社『自然』 9月号, 1963年, pp.49-50
- 5 都河明子・嘉ノ海暁子『拓く-日本の女性科学者の軌跡-』ドメス出版,1996年,pp.45-46
- 6 山下愛子編『近代日本女性史 4 科学』鹿島研究会出版会,1970年,pp.54-55
- 7 都河明子・嘉ノ海暁子『拓く-日本の女性科学者の軌跡-』ドメス出版, 1996年, pp.55-56

【参考文献】

岡田政子・沖藤典子・萩原康子編『専門職の女性たち-現状とその意識-』亜紀書房,1975年 坂東昌子・野口美智子・新山陽子編『女性と学問と生活-婦人研究者のライフスタイル-』勁草書房, 1981年

猿橋勝子・塩田庄兵衛編『女性研究者-あゆみと展望-』ドメス出版,1985年 篠遠喜人「女性科学者・保井コノ先生」中央公論社『自然』6月号,1971年 女性学研究会編『女たちのいま』勁草書房,1984年 渋川久子『近代日本女性史① 教育』鹿島研究会出版会,1970年 都河明子・嘉ノ海暁子『拓く-日本の女性科学者の軌跡-』ドメス出版,1996年 東京大学女子卒業生の会 さつき会編『東大生の女性-ライフ・リポート-』三省堂,1989年 長島譲『列伝叢書 7 女博士列伝』大空社,1994年

原田伴彦『原田伴彦著作集 第2巻 日本女性史』思文閣出版,1981年

細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編『新教育学大事典第7巻』第一法規出版,1990年マーサ・N・オザワ,木村尚三郎,伊部英男編『女性のライフサイクルー所得保障の日米比較ー』東京大学出版会,1989年

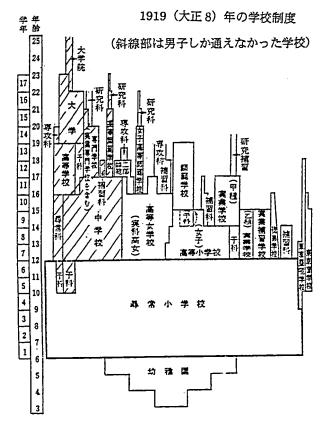
三木寿子「保井コノ博士の研究業績」お茶の水女子大学女性文化研究センター『お茶の水女子大学女性文化研究センター年報』第1号,1987年

文部省「平成11年度学校基本調査速報(高等教育機関)調査結果の概要」 http://www.monbu.go.jp/news/00000362/#UNIVERSITY 山下愛子編『近代日本女性史 4 科学』鹿島研究会出版会,1970年 保井コノ「初の女性博士になるまで」中央公論社『自然』 9 月号,1963年 脇田晴子・林玲子・永原和子編『日本女性史』吉川弘文館,1987年 「女性科学者の源流」http://www/chem2.ocha.ac.jp/genryu.html



研究室でのコノ

3



4

学率が男子にくらべて低かった のであ た例が多く、女子の小学校高等科への進 女主人に家事にづいてしこまれるといっ 奉公にでて、そこで高等女学校出などの また小学校を卒業して、しかるべき家に 子の就学率は一〇〇%にならなかった。 めに退学させられる例があったので、女 れ、義務教育の最中でも家事を手伝うた 一般に女子には学問は必要ないとさ

② 保井コノの生涯と教育関連、社会情勢を示した年表

1889年 文部大田春春日北が南田学校今・印現 学校令などの学校令を出す。 1899年 1899年 (16.20 三年に一回しか実施されない場立質別師師学校女子都の入学誌 前899年 (16.20 三年に一回しか実施されない場立質別師師学校女子都の入学誌 前899年 (16.20 三年に一回しか実施されない場立質別師師学校女子都の入学誌 前899年 (18.20 三年に一回しか実施されない場立質別師師学校女子都の入学誌 前899年 (18.20 三年に一回しか実施されない場立できなかった。 一日の2年 (22 22 22 22 22 23 24 24	年代(年齢)	保井コノ関連	教育関連	社会情勢
1889 年 文政人で成立 大学校の 大	1880年	2月16日番川県三本松町に父忠七、母ウメの長女として生まれる。		
1890 年 1890 年 1896 年 (18 歳) 三年に一回しか実施されたい現立番別師範学校女子部の入学試 教に合格し、阿牧に入学、	1886年	-		
1894年	1889年			
1896 年 (16 歳)	1890年		教育助語が引される。	
1897年 1898年(18 2世) 現立着川崎崎学校卒業、東京女子萬等崎崎学校理科に入学。 高等女学校舎が出される。 日本女子大学校商記。 1902年(22 2世) 同校卒業。 文部省の命を受け、核阜馬等女学校創金となる。 このころ教科書館景に挟わるが、文館省は検定計画を下ろさなかった。 1903年 1904年(24 2世) 利田北立女学校教館となる。 このころ教科書館景に挟わるが、文館省は検定計画を下ろさなかった。 1903年 1904年(24 2世) 利田北立女学校教館となる。 このころ教科書館景に挟わるが、文館省は検定計画を学ぶ、	1894年		高等学校令が川される。	
1899 年 1902 年 22 歳) 阿校卒業、東京女子高等師範学校理科に入学、	1896年(16歳)			- Nati
1899 年				
1902年(22 歳)	1898年(18歳)	県立香川師範学校卒業。東京女子高等師範学校理科に入学。		
1902 年 (22 歳)				
文部係の命を受け、終身高等な学校教験となる。	1901年		日本女子大学校創設。	謝充1
1903年 (24 節) 中田東立文学校教諭となる。その待ら生物学を学ぶ。 中田東文美和整神戦を別であられる。 中国文学教和整神技・ 中国文学教和整神技・ 中国文学教和整神技・ 中国文学教和整神技・ 中国文学教和整神技・ 中国文学教和整神技・ 中国文学教和整神技・ 中国文学教和整神技・ 中国文学和整神技・ 中国文学和整神技・ 中国文学和整神技・ 中国文学和整神技・ 中国文学和 中国文学	1902年(22歳)	文部省の命を受け、岐阜高等女学校教諭となる。 このころ教科書編纂に携わるが、文部省は検定許可を下ろさな		
1905 年 (25 歳)	1903年		国定教科費制度が定められる。	
題初の倫文「他のウエーベル氏類に飲いて」を「動物学報誌」 1908年(28 歳) 助学における女性の倫文第一号となる。 1907年(27 歳) 研究科権プレ、同校の助教授になる。 1907年(27 歳) 研究科権プレ、同校の助教授になる。 1908年(28 歳) サンショウモ原媒体の順文第一号となる。 (情物学における女性の倫文第一号となる。	1904年(24歳)	利田共立女学校教諭となる。その傍ら生物学を学ぶ。	津田女子英語塾創設。	日階戦争勃発
1907年(27 類) 初学科体了し、同校の助教授になる。	1905年(25歳)	最初の論文「鯉のウエーベル氏器に就いて」を『動物学雑誌』	東京女子高等師範学校研究科和設。	
1910年(29 歳) 「サンショウモ原族体に向する管見」を「植物学線域」に形表。 植物学における女性の倫文第一目となる。				
福物学における女性の論文第一号となる。 この論文が東京帝国大学與李陽対院第の三宅氏の目にとまり、指 類を受けることになる。 留学の申請をするが、「女が学問をしてもものになるまい」とい った見解から文能會心能可が下りなかった この時植物学の権政東京帝国大学教授藤井健二郎氏と知り合 う。			穀務教育が8年に延長される。	
1912年(32 歳) この時植物学の構成東京帝国大学教授議并健二郎氏と知り合う。	1909年(29歳)	植物学における女性の論文第一号となる。 この論文が東京帝国大学農学部教授の三宅氏の目にとまり、指		·
5.	1910年(30歳)			
1913 年 東北帝国大学で女子高等師範学校卒	1912年(32歳)	う。 藤井氏が文部省に働きかけ、留学の許可が下りる。ドイツ留学		
1916 年(36 歳) 帰国。 藤井氏の指導を受けることになる。	1913年		東北帝国大学で女子高等師派学校卒	
1918 年(38 歳) 東京帝国大学に遺伝学構座が開設され、「咽紅」という地位で東 東京女子大学校創設。 1919 年(39 歳) 東京女子高等師範学校の教授となる。				
験を担当した。この頃から日本の石炭の研究を始める。 1919 年 (39 歳) 東京女子高等師範学校の教授となる。 1923 年 1927 年 (47 歳) 東京帝国大学から「日本産石炭の植物学的研究」他の研究が認められ、理学博士号を授与される。日本で最初の女性博士となる。 この頃、東京高等師範学校が文理科大学昇格の際、女子高等師範学校が文理科大学に昇格しないことはおかしいとして母校昇格や開委員会を 16 人の仲間と運動を展開。 1939 年 1939 年 1941 年 (61 歳) 戦火の中、授業をする。 1948 年頃 2 女子高等師範学校を女子大にする運動を展開する。 1948 年頃 1948 年頃 1948 年頃 1948 年頃 1948 年頃 1948 年(69 歳) 1952 年 (72 歳) 1962 年 (72 歳) 1962 ま 大水大学創立。同校の教授になる。				
1923 年 関東大健災 東京帝国大学から「日本産石炭の植物学的研究」他の研究が認められ、理学博士号を授与される。日本で最初の女性博士となる。	1918年(38歳)		東京女子大学校創設。 	
1927 年 (47 歳) 東京帝国大学から「日本産石炭の植物学的研究」他の研究が認められ、理学博士号を授与される。日本で最初の女性博士となる。 この頃、東京高等師範学校が文理科大学月格の際、女子高等師・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		東京女子高等師範学校の教授となる。		
められ、理学博士号を授与される。日本で最初の女性博士となる。 この頃、東京高等師範学校が文理科大学昇格の際、女子高等師 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		designed 1 M. J. S. Too Large with a label Mathematic. His average 1 Mars		関東大腹災
## 1939 年 1939 年 1939 年 1939 年 1941 年(61 歳) 戦火の中、授業をする。	1927年(47歳)	められ、理学博士号を授与される。日本で最初の女性博士とな		×*,
1939 年 女子高等師範学校が専門学校並に昇格。 校・ 教育審議会が女子中学校、女子高等学校、女子大学を設けることを提起。(戦争のために延期) 1941 年(61 歳) 戦火の中、授業をする。 太平洋戦争勃発 1948 年頃 女子高等師範学校を女子大にする運動を展開する。 太平洋戦争勃発 1949 年(69 歳) お茶ノ水大学創立、同校の教授になる。 1952 年(72 歳) 退官、お茶の水大学名誉教授となる。		純学校が文理科大学に昇格しないことはおかしいとして母校昇		
1941年(61歳) 戦火の中、授業をする。 太平洋戦争勃発 1948年頃 女子高等師範学校を女子大にする運動を展開する。 1949年(69歳) お茶ノ水大学創立。同校の教授になる。 1952年(72歳) 退官・お茶の水大学名誉教授となる。	1939年	THE THIRD AND A STAN ASSESSMENT OF THE PROPERTY OF THE PROPERT	格。 教育審議会が女子中学校、女子高等 学校、女子大学を設けることを提起。	
1949 年 (69 歳) お茶ノ水大学創立。同校の教授になる。 1952 年 (72 歳) 退官。お茶の水大学名誉教授となる。	1941年(61歳)	削火の中、授業をする。		太平洋戦争勃発
1952年(72歳) 退官、お茶の水大学名誉教授となる。				
1965年(75 歳) 「	1955年(75歳)	紫綬褒章を受ける。 NG-15		

初期の女性学位取得者一覧

【理学博士】

【理	学博士	=}				
姓	名	出身校	授与年	授	与校	主論文
保井	コノ	東京女高師	'27. 4.20	東	京	日本産亜炭、褐炭、瀝青炭の構造に就て
無田	チカ	東京女高師/東北大	29.11. 4	東	4 6	カルサミンの構造に就て
加藤	セチ	東京女高師/北大	31, 6, 8	京	都	アセチレンの重合
4/11	文代	奈良女高師/ 東北大	′38, ·4. 5	東	北	蚯蚓の成長時に於ける神 経系に就て
松本	静子	大阪府女子専 門	'40, 10, 9	京.	都	成熟せる蜜柑の生化学的 研究
浅居	ちか	同志社女専/ 検定	'41, 10, 15	京	都	蒼鉛硫化物を主体とする 半導体膜の構造と其の光 伝導効果との間の関係
染野	廢子	女高師付属	'42, 4.30	京	都	脂肪族アルコホル類の熱 分解とその燃焼機関
吉田	武子	東京女高師/ 東北大	'42. 6.10	東	北	アンモニアと二酸化炭素 との反応動力学
稻葉	文技	広島文理大	'44. 7. 6	京	都	コマユパチの遺伝学的研 究
館脇	操	北大	45. 6.21	東	北	アカエゾマツ林の群落学 的研究
吉村	フジ	東京女高師/ 北大	'46. 2.15	北港	道	浮萍科植物の栄養ならび に発育生理学
【薬学	博士]				
鈴木ひ	でる	日本女子大	'37. 1.12	東	京	レモンジソ揮発油成分ペ リレンの構造
堅田	真佐	帝国女子漢專	47, 11, 13	束	京	ピリヂン-N-オキシドに 関する研究
【農学	博士]				
辻付み	ちよ	東京女高師	32. 6. 8	東	京	緑茶の化学的成分に就て
本間	ヤス	東京女高師	36, 5, 4	北海		日本産ウドンコ菌科
波多腰	ヤス	奈良女高師	39. 5. 4	京	都	鯛に関する栄養化学的研 究
丹下	ウメ	日本女子大/ 東北大	40. 8.14	東	京	ビタミン B _z 複合体の研 究
【医类	博士	:]				
西村	康子	東京女子医専	'31.' 1. 8	東	京	邦人聴器の形態学的研究
井出	ひろ	東京女子医専	'31.10. 3	東	北	人間男性の正中並に坐骨 神経の横断に現れたる人 種に関する種々の特徴に 就て
福井	繁		'32, 4,20	大	跤.	胎盤物質注射による人工 質体発生時に於ける家元 卵巣の質体の死波卵及び 間質膝の計測的競察
中村身	加栄		'32, 5,27	疫	應	卵巣ホルモン及び所請脳 下垂体前葉ホルモンと子 宮運動
吉原リ	ユウ	東京女子医専	'33, 2, 1	東	北	エンテロコッケンの研究
竹内	茂代	東京女医学校	'33, 8, 6	東	京	日本女子の体質に関する 研究
芦田	2=	東京女子医専	'34. 5.22	麦	應	Uber die Spaltung des Cholins im Organismus
三条	かの	東京女医学校	'34. <i>7</i> .31	京	都	虹彩上皮細胞培養に就て の薬物学的研究
越智シ	ゲル		'34, 8,31	题	Æ	吸虫類の被弧幼虫並びに 発育史に関する研究
佐藤イ	クヨ	東京女医学校	35, 6,24	九	#H	粘液性連鎖状球菌に由る 前額質炎及前額質炎性脳 膜炎の実験的研究
浅野ハ	ル子	東京女医学校	36. 5.27	大	麽	白色葡萄状球菌性膿疱疹 病原菌に関する研究
岡本さ	かき	東京女医学校	'36. 9.14	京	却	所謂悪性腫瘍毒素の副 腎、淋巴系統、其他12の 器官に及ぼす影響に関す る生物学的研究
押田	草子	東京女医学校	'36, 11, 16	束	京	消化管粘膜の抗原透過性 「慣れ」に就て
安川八	遊子	東京女医学校	'37. 3.27	東	京	冷却「ロイマチス」の実 験的補遺
		'	l	ŀ	ı	and There

6

教育基本法

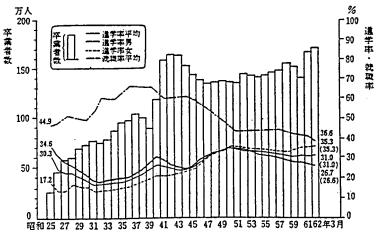
(昭和22年3月31日) 法律第25号

第3条(教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、 その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

第5条(男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

7

高等学校の卒業者数、進学率及び就職率の年次推移



- 注: 1) 「追学率」は、卒業者のうち大学・短期大学へ進学した者の占める割合である。また昭和62年3月の() 内の数値は、大学・短期大学の通信教育部へ進学した音を除く選挙率である。
 - 2) 「飲職申」は、卒業省のうち放職者 (進学者及び専修・各種学校入学者のうち放職している者を含む) の占 める割合である。

3) 『学校基本調査報告書』より作成。 資料出所: 日本連路指導協会『連路指導』1987年11月号。

8

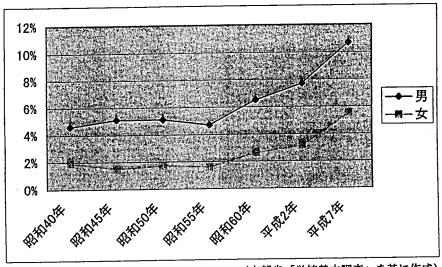
全国の四年制大学の教員数 (1999.5.1 現在)

年度	計(人)	男 (人)	女 (人)	安性教員の世卒 6%是
1994	134,849	120,970	13,879	
1995	137,464	122,712	14,752	
1996	139,608	124,003	15,605	
1997	141,782	125,217	16,565	
1998	144,310	126,525	17,785	177
1999	147,577	128,543	19,034	12.9

[文部省による平成 11 年度学校基本調査 (高等教育機関) 速報調査結果より作成]

9

大学院進学率の推移



(文部省「学校基本調査」を基に作成)

邁	 MC の過学のとき女子は指導ができないからということで第1志望を落された(理学部)。 DC 過学の際、就職の世話はしないと説明され、DC 選学をやめるよう説
学上	明された(選学部)。 ・選学しても一生仕事を続ける可能性が弱いため女子の選学は極力押えられ 余程の覚悟がないかぎり選学できなかった(工学部)。 ・院選学は女子に不向きといわれた(医学部)。
契学金	・DC 進学のとき予約審を書いてくれなかった(選学部)。 ・会社の奨学金を男子優先でことわられた(工学部)。 ・既婚女性は研究能力がひくいということで奨学金が当らないかもしれない と言われた(理学部)。
指導上	・全然指導がない(農学部)。 男性には将来指導的立場につくようにするが、女性にはしない(塵学部)。 責極的に引張ってゆくという窓志が教授にはない(農学部)。 研究が一時期の遊びのように解釈され、あらゆる点で指導の甘さや無責任 さがあらわれる(理学部)。 女の人はこの程度と思われ積極的に指導してくれない(工学部)。
就職	・就職口がない(慶学部、工学部)。 ・就職の際いくらくらいの給料がほしいかといわれた(理学部)。 ・国立機関、会社など男子優先で女故にことわられた(工学部)。 ・希望したとき、女性だからそのうち結婚するだろうということで指導教授は世話してくれなかった(医学部)。 ・自分の行きたいところへいけない(医学部)。
共同研究上	・維用が多い(工学部)。 ・学生のペースにあわさないと進行しない(工学部)。 ・钴佐的仕事(工学部)。 ・対外的役割では男子優先を宣言(工学部)。 ・女性及び技官に対しては主体的研究活動を全くみとめていない(工学部)。
その他	・子供ができた時やめろといわれた(理学部)。 ・研究室の中での女性に対する窓路で精神的圧迫を感ずる(理学部)。 (興味本位,封建的女性蔑視) ・京大特育の隆湿な個見(虚学部) ・女子大で学生生活を送ったこと(文学部)。

出所:「京大詞人研究者自む」 注) 1970年アンケートより、原文のませ。MC は後士譲召、DC は神士謀理の略。

(11)

研究者となる過程で受成・不美成をうけたことがら

			女	连				اِ	予 往		
	%	校部 歌か	ナークル・研究な ど か	深 族・親近所の人などが	友 人・先か	書物 やい 映	学教 校師 教か	サークル・研究などの対象		. T	書 物・映
	小学校時代	南ち 7.ぷ	会会 5 0.7	類ら	撃ら 2.1	選ら 7.6	育ら 5.6	会会 1.1			運ら 5.6
漤	中学校時代	9.4	1.7	10.7	 			!	6.9	4.0	8.9
成	药饺辟代	15.7	3.8	12.8	7.3	13.9	15.4	4.3	10.5	5.8	12.5
	大学時代	46. 9	9.3	23.7	29. 2	23.2	42.5	10.3	21.5	23.9	22, 4
	小学校時代	2. 4	1.7	2.2	2.0	1.5	1.6	1.6	1.6	1.3	L. 3
不变	中学校時代	2.5	1.5	3. 2	1.7	1.3	1.3	1.6	2.0	1.3	1.3
成	简较時代	4.5	1.5	6.6	1.8	1.0	0.7	0.9	2.9	1.1	1.1
	大学時代	3.8	1.5	13.6	3. 1	1. 1	1.6	0.9	. 4.5	0.9	0.4

注 1) 数字は各間に〇(賛成)または× (不要成)を起入した人の比率。

にひかれ、地元の名古屋大学

「岡崎フラグメント」を

に載るほど高い評価を受け

念な気がします」

文・写真

尚

生き方のためでないのが、

残

女性の育児支援も整い始め

力を確保する理由から、働く

少子化の時代。最近は労働

た。「そのきっかけが女性の

生命科学進歩に貢献した 女性科学者の賞を受けた



簡 羇 竜 子さん

の顕微鏡で血液など人間の細 胞をのぞいた。その不思議さ れたおかげ」と言葉を添えた。 初の受賞者となった。パリの ユネスコ本部での授賞式で 性科学者に贈る「ロレアル・ 生命科学の進歩に貢献した女 子供たちがしんぼうしてく 、レナルビンスタイン賞」の 子供のころ、開業医の父親 ユネスコなどが創設した、 という雰囲気が強かった。 族にも、医者になるのが当然 行って将来はあるのか」と高 れていた。「女性が理学部に 仕組みを予測させるDNAの んと出会った。約三十年前、 校の担任に論されもした。家 理学部に進んだ。 一人で協力して遺伝子複製の 当時、女性の就職先は限ら 名大の大学院で夫の令治さ 思いを果たすことを選んだ。 し、「同志」と呼ぶ令治さんの 長女が二歳半のときだった。 発見した。 はっきりさせたい」と思い直 二十五年前。長男が十二歳 者が使う分子生物学の教科管 研究の断念も考えた。だが、 「岡崎フラグメントの役割を 令治さんを亡くしたのは 三年後に実証に成功。研究

所元チームを引っ長ってい続けている。

研究チームを引っ張ってい をい子供のめんどうを見てく れる知人が近所にいた。「で れる知人が近所にいた。「で も、子供の大事な時期に自分 で責任が持てないという葛藤 が絶えずありました」 か絶えずありました」 って

子供たちには「お母さんらしい思い出がない」って言われます。66歳。

らざまに反対する男性教授が

設置運動に加わった時、あか

囲の協力に恵まれないと女性

いたことが忘れられない。「周

は研究が続けられなかった」

保井コノは1880(明治二二)年二月一六日,香川県大川郡三本松村に九人姉弟の長女として生まれた。商業を営む父忠七が二〇歳,母ウメが十六歳のときの子どもであった。三本松は播磨灘に面して開けた港町で,江戸時代に高松藩がこの地に砂糖会所を設けたことから,その積み出し港として栄えたところである。当時も大阪や京都,遠くは下関,北海道とも往来がある活気のある村であった。村には明治杜という教育団体もあり,教育にも熱心な風土であった。コノより以前に東京女高師の卒業生が出ていたというから,その進取の気風というものがうかがえよう。

コノは尋常小学校を終えてから、郡に一つしかなかった白鳥高等小学校に進んだ。父のすすめで 福沢諭吉の『学問のすすめ』を読んだり、課外に漢文を習ったりしていた。この頃のことを「一般の 人は『大学』とか『論語』とかを学んだが、私は『国史略』を教えて下さいと先生に頼んだあと、 『十八史略』や『日本外史』を学んだ。今考えて見ておしゃまだったと思う」と述懐している。

高等小学校を卒業した1896(明治二九)年に、幸いにも県立香川師範学校女子部の募集があったので受験し、合格した。女子部はまだ学生数が少ない時代だったので三年に一度しか募集がなく、同学年でも学生の年齢はまちまちで、コノは最年少の十六歳であった。故郷を離れ、高松での寄宿舎生活が始まった。女子部の授業は男子部とはまったく別であったが、理科は男子部の教室が使われた。学科のなかでは数学と理科が好きで、課外には友人たちと英語の勉強も始めていた。

当時,女子の最高の高等教育機関は1890(明治二三)年に創立された東京女高師であった。コノが香川師範を卒業した1898(明治三二)年に女高師は文科と理科に分科され,科別に学生の募集があった。この学校は中等教員の養成を目的としており,学生の募集は各県に分配されていたが,この年香川県には五人が割り当てられ,香川師範から文科に三人,理科に一人,女学校から文科に一人が入学を許された。理科の一人はコノであった。この年の女高師の新入生は文科と理科を合わせて四十数人であり,一県五人の配分は多いように思えるが,香川師範の学科の程度は高く,すでにそれだけの実績があったためであろう。コノら四人はいずれも一番から四番までに入る成績で合格している。

四国から東京まで三日もかかった時代に、子女を東京に遊学させるのは今日の海外留学以上に大変なことであったと思われる。コノが香川師範卒業と同時に東京女高師に進学することができたのには、本人の才能と勉学意欲はいうまでもないが、家庭環境が大きな要因であったといえる。保井家は学問のために江戸に出た近親者もおり、母方の実家が廻船問屋で日本全国をめぐっていたので、子女を遠くに出すのにわりあい抵抗が少なかったらしい。そのうえ、母ウメが教育熱心で、彼女に強く学問の道を進めた。父はその頃、日清戦争に出征したままで留守であったが、帰還後東京まで会いにきたという。

2

当時女高師は、現在の東京医科歯科大学(お茶の水)の聖橋寄りにあり、現在の門の内側は、男子の高等師範であった。選科生以外は全寮制であったが、その寮も構内にあり、日曜のほか、週に一回、二時間の外出が許されるだけであった。寮費、食費も国費で受けられる代りに、卒業後二年間は、文部省の命令のままに任地に赴き、勤務する義務があった。

明治三十五 (一九〇二) 年二十二歳で女高師を卒業して、岐阜県立加納高等女学校に勤めた。翌年、 女高師の恩師飯盛挺造から、物理の教科書を編集するように命ぜられて執筆した。しかし検定のとき、 文部省の役人から「女の子がこういうものを書くはずがない」と言われ、検定が通らなかった。先生 が書いたものを保井の名で出したと思われたらしい。飯盛は書き直しをすすめたが,女の子でも勉強ができるかどうか見て貰いたい,と思いたって,教科書を書くことをやめて上京した。

明治三十八(一九〇五)年,東京女高師に三科とも研究科が設けられ,各科に一名ずつ研究生が選ばれた。このとき保井は第一回理科研究生として,生物学を専攻することになった。そのかたわら神田共立女学校で数学を教えていた。

3

岩川の指導のもと、研究科事目に初めての論文「鯉ノうえべる氏器ニ就テ」を学会雑誌に発表した。この論文はわが国で女性発表した最初の科学論文となる。二年目にはヒルの卵の発生をやるようにといわれたが、ヒルは大嫌い、取るのもいやだった。どうも自分には動物は向かないと思った彼女は、岩川に植物学への転向を申し出た。岩川は「おれは植物学者でないから、これから自分でやれ」といって了承してくれた。そこで、彼女は植物を材料として発生学的研究をしようと考え、試行錯誤しながらサンショウモの原葉体を調べ始める。

1907 (明治四十)年、コノは研究科修了と同時に母校の助教授となった。当時の東京女子高師の植物学の教授は分類学を専門としていた矢部吉禎博士であり、彼女のほうは解剖学と細胞学を担当することになった。教師としての責任を果たすかたわら、独力で研究を続け、二年後には植物での最初の論文「さんせうもノ原葉体二関スル管見」が『植物学雑誌』の巻頭に掲載された。

この論文はその頃東京帝大農学部に奉職していた三宅驥一の目に止まった。三宅はドイツのシュトラスブルガーのもとで当時先進的学問領域であった細胞学を学んだ新進気鋭の学者であった。コノは三宅から細胞学の手ほどきを受ける機会を得、その指導で先の論文をさらに深めたものを1911(明治四十四)年にイギリスの雑誌『Annals of Botany』に発表した。この国際的雑誌への論文掲載は、のちに米国留学に際して、日本で大学を卒業していない彼女が、大学院生という身分で研究できる条件を得るのに大きな助けとなった。

三宅はまた、彼女の留学先としてシュトラスブルガーを推薦し、再度渡独した折に彼女の座る席まで手配してくれた。三宅との出会いは彼女植物学者として飛躍する大きな契機となり、この当時の三宅の指導に対して終生、深く感謝している。

4

研究科を終えて後、間もなく母校の助教授に任ぜられ、つづいて米独に留学をさせていただきたいとの希望を学校から文部省に出されたが、女子が科学をやって、ものになるまいというので、あとから申請した英語や体育の人に許可が出たのに、私にはなかなか許可がおりず、当時三宅先生が再度の渡独をされ、ストラスブルガー先生のところに私のため座席まで設けて下さったのに、困ってしまった。ちょうどその時(1912)、分類学の大家エングラー(A. Englar)先生が来朝せられて、植物園で会食のあった座上、藤井健次郎先生が、日本にたった1人の女の植物学者だ、といって紹介して下さったあとでそのお礼に伺った時、あなたの留学問題はどうなっているのか、と聞かれたので、経過を話したら、その筋に話をして下さったので、1週間後に許可がおりて学校側も面喰らってしまった。ところで、ドイツに行ってストラスブルガー先生のところにゆくつもりが、留学問題がぐずっている間に、先生がなくなってしまわれ(1912)、第一の目的地がなくなってしまったので、藤井先生にどこにしようかとご相談したら、ミュンヘンへ行ったら、といって下さった。そこでは細胞学は出来ない

ので、それまでにした細胞学の問題を片づけるために、シカゴ大学のコールター(J. M. Coulter)先生とチェムバーレン(C. J. Chamberlain)先生のところに行った(1914)。ところで、その年の8月に第一次世界大戦争が始まったので、ドイツへ行くことは出来なくなってしまった。

そこで、シカゴで論文を一つにまとめた後、三宅先生が、ぜひハーバード大学のゼブレー (E.C. Jeffrey) 先生のところで、先生の創始された植物組織の研究の新しいテクニックを習って来 てほしい、といわれたので、3ヵ月の予定でそれを学んだ後、イギリスへ行くつもりだったが、大使館から大西洋は危険だからイギリス行きはやめよ、との命令をうけた。

その時、ゼブレー先生は石炭の新しい研究法を始められたので、その仕事をさせてもらえたらと思ったが、とてもだめだろうと思っていたところ、ある機会に石炭をやらせていただきたいのだけど、といったら、すぐにやったらいいではないか、といって下さったので、とても嬉しかった。それで、直ちに日本の方々から石炭を送ってもらって研究を始め、1年あまり留まって論文を一つまとめて『Annals of Botany』に出して、1916年に帰朝した。

5

帰国後、コノは東京女子高等師範に復職するが、女高師では設備や研究費の点で石炭研究を続けることは困難であった。しかし、幸いにも藤井教授の助力で、東天で研究する道が開けたのである。当時、帝大で女性が研究職を得るなどということはほとんど考えられなかったが、東京女高師の中川謙二郎校長や東大の山川健二郎総長の尽力もあり、1917(大正六)年に東大理学部植物学教室の嘱託という地位を与えられ、翌年に開設された遺伝学講座を手伝いながら研究を続けることができたのである。東京女高師での助教授という身分はそのままで、研究活動の本拠は東大に移った。これは周囲に良き理解者を得た特別なケースとみることもできるが、彼女の非凡な才能と惜しみない努力があってのことである。1919(大正八)年に女高師教授に昇進した彼女は、この頃女高師で週十数時間の授業をこなし、一方、東大では嘱託として藤井教授の手伝いや、学生の細胞学実習を指導し、そのうえで夕方から夜遅くまで、文字どおり寸暇を惜しんで研究を続けたのである。

6

『主婦の友』の昭和二年六月号には、インタビューに答えて、次のような述懐がある。

記者「婦人が学問をするといふことに対して,不自由さをお感じになったことは?」

保井「それはもう随分ございます。この頃は女子にも大学の門を開いてゐるやうでございますが、その当時は、さうしたこともなく、学校に入ることも出来ませんし、良い先生の許で、参考書を調べることも、男子の方のやうにはゆきませんので、不自由な思ひをし、不安な思ひをしながら、自分で歩いて行かねばならない状態でございました。さうした機関が女子のためにないといふことは、第一、婦人として不自由に感ずることでございました」(『主婦の友』昭和二年六月五六~五八頁「わが国最初の女博士、保井コノ女史を訪ふ記」より)

これは,のちに,女子の国立大学が一つくらいあっても良いのではないかという考えにつながり, 新学制以前に,女高師の帝国大学昇格を強く望む結果となった。 コノは表だって女性解放運動にかかわるようなことはなかったが、東京女高師がまだお茶の水女子 大学に昇格する以前に、女子のための国立大学がひとつぐらいあってもよいと考え、設立運動に加わっ たことがある。篠遠によれば、東京高等師範学校が東京文理科大学になったとき、女高師もその程度 に上げてもらいたいとの運動があり、コノらは文部省や大学に頼みに行った。そのとき、彼女は小野 塚東大総長に「こういう運動に加わるのは止せ」と叱られたが、「みなのためにしなければならない」 といって逡巡することはなかった。

また敗戦後,東京女高師では,理学部の教授たちが集まって敗戦に対する教育者の責任,これからの教育法の改正などについて議論したことがあり,その結果として国立の女子大学設立の要請書をつくり上げた。敗戦直前にフランスから帰国して物理を担当していた湯浅年子は,この案を文部省に提出してもし通らなかったら理学部の教授は総辞職しようと提言した。そのとき,「第一に賛成されたのは保井先生であった。先生は笹塚の疎開先で戦火にあわれ物質的には決して豊かであられなかったのであろうが,"女子教育の進歩のため"には少しもためらいをあらわされなかったのである」と,湯浅は当時のコノの態度を伝えている。この案は,いろいろの事情で提出されず,結局,翌年に出された文部省の一般新制大学案に東京女高師も従うことになったのである。

第 4 章

現代民主主義社会における社会問題史学習

2 日本史単元 「戦前の婦人運動ーなぜ戦前の婦人運動は体制化したのか」

研究協力者

植 田 健 久 保 啓太郎

1 主 題:戦前の婦人運動-なぜ戦前の婦人運動は体制化したのか

2 学習目標

- ① 戦前の婦人運動の展開を理解する。
 - ・戦前の婦人運動は、運動の目標と性格の変化から、3つの時期に区分できる。
 - ・第一期は、自由民権運動期から大正末までであり、婦人の全面的な地位向上を目指した時期で ある。
 - ・自由民権運動期に、先駆的な人物(岸田俊子ら)が初めて婦人(女性)の地位向上を訴えたの が戦前の婦人運動の始まりである。
 - ・青鞜社や新婦人協会といった婦人運動団体が登場し、婦人に関する全般的な地位向上がめざさ れた。
 - ・第二期は、大正末から満州事変前までであり、参政権獲得に目標を特化することで多くの婦人 が団結し、運動が最も高揚した時期である。
 - ・男子普通選挙運動の時期に、婦人運動は婦人参政権獲得運動(婦選運動)に性格が変わった。
 - ・1925-31年にかけて、婦選運動は思想や階層を越えて高揚し、大衆運動化した。
 - ・第三期は、満州事変から終戦までであり、戦時体制化していく中で婦人運動が次第に国策への 協力という傾向をもち始め、最終的に体制化して失敗に終わった時期である。
 - ・満州事変後、婦選運動は、国策協力運動化し、最終的には戦争への婦人動員運動へ変容した。
 - ・戦前の婦人運動は、国家と結びついたときに成果を得たが、その成果は戦争への動員に協力するものであり、本来の目標である婦人(女性)解放とは程遠いものであった。
- ② 戦前の婦人運動が戦時体制化するという失敗の原因をみることで, 当時の女性観を理解させる。
 - ・戦前の婦人運動の失敗の原因として次のものが指摘できる。
 - ・当時の女性たちの「婦人」という差別的な女性観。
 - ・母性主義,女権主義,社会主義,良妻賢母主義といった女性内部の思想・階層対立。
 - ・旧民法に代表される女性を差別視するような法制度や家制度。
 - ・当時の男性たちの女性への差別意識。
 - 満州事変後の戦時体制。

3 単元の全体構造

〈小単元名〉

1)婦人運動の始まりー自由民権期から新婦人協会解散まで-

- 2)婦人運動の高揚ー婦選運動の開始と満州事変まで-
- 3)婦人運動の終焉-満州事変から敗戦まで-
- 4) 戦前の婦人運動のまとめ一市川房枝を事例として一

	主 な 発 問 獲得される知識			内容の社	構成 見点	
小	戦前の婦人運動はどのような結果 に終わったのか。どうして戦前の 婦人運動は体制化して、失敗に終 わったのだろうか。		婦人解			
単元	戦前の婦人運動はいつ始まりどの ような結果をもたらしたのか。	自由民権期に始まり,差別的な扱いの改善を訴えて先駆者たちが運動を始めたが本格化しなかった。	胖放を訴えて			
1	本格的な婦人運動はいつ始まり, どのように展開したか。	1911年の青鞜社設立をきっかけに様々な思想上 の立場から婦人の解放を訴える団体が設立され, 運動を行った。	いた時期		戦前の	
	この時期の婦人運動の特徴は何か。	婦人に関する全般的な地位向上(参政権に特化 されていない)が目指された。		婦人団体	の婦人運動失敗	:
小	婦人運動はなぜ婦人参政権獲得運 動に変化したのか。	男子の普選運動や海外の女性参政権獲得運動の 影響を受けたから。	参政権	人団体からみ	動失敗の	
単元	男子の普通選挙制が実現したあと の婦選運動はどのように展開した か。	思想の対立を越えて婦選団体が協力し,また大 衆婦人層が加わり大衆運動化し社会に対する影響力が増した。	参政権獲得を訴え	た戦前の婦)原因提出過程	戦前の
2	この時期の婦人運動の特徴は何か。	婦人運動が,婦人参政権獲得運動に特化され, 大衆運動化した。	た時期	人運動学習過程	程	婦人運動
	満州事変後の婦人参政権獲得運動 はどのように展開したか。	婦人各層の分裂による影響力の低下で権利獲得 を主張する従来の運動の転換が必要となった。	国策運:	子習過程		婦人運動理解過程
小	影響力が低下した婦人参政権獲得 運動はどのように変容したか。	権利の獲得運動から自治体・国家への協力による地位向上をはかる国策協力運動に変容した。	動に変化			程
単元	国策協力運動化した婦人運動はど のように終焉したか。	婦選獲得同盟に代表される民間団体が解消され, 国策団体に取り込まれ戦争への婦人動員運動に 変容した。	した時期	-		
3	戦前の婦人運動失敗の原因は何か。	女性を差別視する明治憲法下の法体系や家制度, 女性たち自身の「婦人」という女性観,女性内 部の対立(思想・階層)男性の女性に対する差 別意識,戦時の国家体制が原因としてあげられ る。	戦前の婦		戦前の婦人運動失敗	
小単元 4	市川房枝はどのように婦人運動に 加わっていったか。	女性の権利獲得や男女平等をめざした運動を行いたい一心で新婦人協会結成に加わったが、平塚との意見の相違から協会から離脱し、アメリカへ留学した。	婦人運動全体	婦人運動学習過程	失敗の原因確認過程	

小	市川房枝はどのように婦人参政権 獲得運動を主導したか。	アメリカにおいて婦人参政権獲得運動やた日本 における男子普選達成を受けて,婦選獲得に目 標を絞ることで各種運動団体をまとめ,大衆運 動化した。
単	市川房枝は戦時体制の進展による 婦人運動の変容に対してどのよう に活動したか。	戦時体制において権利獲得は困難であるという 認識に立ち,国策に貢献することで婦人の実質 的地位向上を図るように活動した。
Ġ	なぜ市川房枝をはじめとした婦人 運動家たちが戦時体制に協力した のか。	実質的地位向上を図ることが,婦人参政権といった権利獲得への一段階になると考えたから。
4	市川の視点からみて、戦前の婦人 運動失敗の原因は何か。	小単元1-3で見たように,女性を差別視する 明治憲法下の法体系や家制度,女性たち自身の 「婦人」という女性観,女性内部の対立(思想・階層),男性の女性に対する差別意識,戦時 の国家体制が原因である。

4 単元の展開 【小単元1の展開】

パート	教師による指示・発問	教授学習活動	資料	生徒から引き出したい知識
	・これは何についての記事か。	T:資料提示 T:説明する	1	資料①は、女性が雇用差別の撤廃を求めて運動をしている記事である。
導	・このように女性が権利を主張 し始めたのはいつ頃だろうか。	T:資料提示 T:説明する	2	明治時代に、自由民権運動の影響から、女性が権利を求める運動は起こった。戦前の婦人運動は、運動の目標や性格から3つの時期に区分することが可能である。
	女性の権利が認められたのはいつか。	T:説明する	2	主に太平洋戦争後の占領軍の民主化政策によ って認められた。
入	・戦前の婦人運動の結果はどう であったか。	T:説明する	2	戦前の婦人運動はほとんど成果を得ることなく,体制化して失敗に終わった。
	・なぜ戦前の婦人運動は,体制 化して失敗に終わったのだろ うか。	T:発問する		·
	◎戦前の婦人運動の流れをたどって考えてみよう。			
展	○戦前の婦人運動はいつ始まり どのような結果をもたらした			
開 1	のか。 ・自由民権運動はどのような成 果を上げたか。	T:発問する P:答える		政府に国会開設を認めさせるに至った。(既 習事項)

	・この時期制定された法律(憲法) は女性をどう扱っていたか。	T:資料を提示 し発問する P:答える	3	妻を無能力とした明治民法や,女子の政治集団参加禁止や政談集会参加禁止を定めた治安警察法などに見られるように,女性は法的に差別的な扱いを受けていた。
	・こうした状況に対して,婦人 運動を開始したのは誰だった か。	T:説明する	4 5	岸田俊子と景山英子が代表的人物である。特 に岸田は、当時珍しい女性弁士として騒がれ た。
	・彼女たちは婦人運動にどのよ うな影響を与えたか。	T:説明する		先駆者として,婦人運動のきっかけを作った 人物である。しかし,本格的な婦人運動には 至らなかった。
	○では、本格的な婦人運動はい つ始まり、どのように展開し たのだろうか。			
	・本格的な婦人運動のきっかけ となったのは何か。	T:説明する	6	1911年に平塚雷鳥が中心となって設立した青 鞜社が,女性解放を訴えて活動を始めた。
	戦前の婦人運動にはどのような考えが含まれていたか。	T:説明する	A	3 つの立場(「女権主義」,「母性主義」,「社会主義」)が存在し,1918-1919年の母子への国家の生活保障をテーマとした母性保護論争で各立場が明確になった。
	・「女権主義」とはどのような 立場か。	T:説明する	A	与謝野晶子が主張した立場で、婦人は経済的 に独立し、男性と同様の権利を持たねばなら ないというものであった。
展	・「母性主義」とはどのような 立場か。	T:説明する	A	平塚雷鳥,山田わかが主張した立場で,勤労 と母性の両立は困難であり,母性は社会的・ 国家的に保護されるべきであるというもので あった。
開	・「社会主義」とはどのような 立場か。	T:説明する	A	山川菊栄が主張した立場で、女性の経済的独立と母性保護を両立するためには社会主義の 国家体制への変革が必要であるというもので あった。
2	この3つの立場は後の婦人運動にどのような影響を与えたか。	T:説明する		戦前の婦人運動における思想上の根拠として 後々まで影響を与えた。
	○青鞜社は1916年に解散したが、 その後婦人運動はどのように 展開したのだろうか。			` `
	・青鞜社解散後,婦人運動を主 導したのはどの団体か。	T:説明する	2	平塚雷鳥・市川房枝を中心とした新婦人協会 と山川菊栄を中心とした赤瀾会である。
	・この二団体はどのような思想 上の根拠を持っていたか。	T:資料を提示 し説明する	7	新婦人協会は,女権主義と母性主義の立場に, 赤瀾会は社会主義の立場に影響を受けた。
	・新婦人協会はどのような活動 を行ったか。	T:説明する	7	婦人の政治参加を制限していた治安警察法の 改正を訴え,婦人の地位向上,権利獲得を目 指して活動した。

	・赤瀾会はどのような活動を行ったか。	T:説明する	7	当時,治安警察法により婦人は政治団体への加入が認められなかったため社会主義政党の女性版として結成,活動した。
	・青鞜社とどこが異なるか。	T:資料を提示 し発問する P:答える	(6) (7)	(資料の比較から) 青鞜社は, 目標に「女性」 の解放を掲げていたが, 新婦人協会と赤瀾会 は「婦人」の解放を掲げていた。
	・女性と婦人の違いは何か。	T:説明する	В	女性は、男性と平等の性という意味であるが、 婦人は家事に服し、男性に奉仕する意味を持 っていた。
	・この違いは何に基づいている のか。	T:説明する		男と女は人間の人間の性別関係を表す言葉であるが、婦人は主人、戸主などの家制度に関係していて、社会システムの一環を表す言葉である。
	○この時期における婦人運動の 成果はどうだったのだろうか。	-		
終	・この時期に得られた成果は何か。	T:説明する	2	1922年に治安警察法5条の2「政談集会の禁止」が改正され、婦人が政治的な演説を行うことが可能になった。しかし政党への加入や参政権などは認められなかった。
	・この時期の運動の特徴は何か。	T:説明する		婦人に関する全般的な地位向上をめざす婦人 解放を訴えた時期である。
結	・この時期の運動は成功したと 言えるか。	T:発問する P:答える		若干の成果(治安警察法5条の部分改正)を 得たが、全般的な婦人の解放までには至らな かったので、成功とは言えない。
	・この時期においてどんなこと が婦人運動失敗の原因として 考えられるか。	T:発問する P:答える T:説明する		女性たち自身の「婦人」という女性観,女性 内部の思想対立,女性を差別視するような明 治憲法下の法体系や家制度が挙げられる。

【資料】

- ①朝日新聞の1999.7.31の記事
- ②開発者が作成した関係年表-坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館,1989年, 江口圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館,1989年,鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻思想・政治 I』不二出版,1996年,鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻思想・政治 II』不二出版,1996年をもとに開発者作成
- ③明治民法,治安警察法の女性を蔑視した法律の条文-日本近代法制史研究会編『日本近代法120講』 法律文化社,1992年,p.138
- ④岸田俊子の写真, 当時の岸田に関する新聞記事-鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治 I』 不二出版, 1996年, 口絵と p.55
- ⑤景山英子の写真-村田静子『福田英子-婦人解放運動の先駆者-』岩波新書,1959年,口絵
- ⑥青鞜社の綱領-鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治 I』不二出版,1996年,pp.244-245
- ⑦新婦人協会の綱領-市川房枝監修,児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版,1981年,pp.37-39

赤瀾会の資料-鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治 I』不二出版,1996年,pp.474-475

- A. 香内信子『「母性保護論争」の歴史的意義-「論争」から「運動」へのつながり-】総合女性史研究会編『日本女性史論集 8 教育と思想』吉川弘文館,1998年,pp.257-279,国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第12巻』吉川弘文館,1991年,p.727を参照
- B. 市川房枝監修, 児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版, 1981年, p.15, 鎌田正, 米山 寅太郎『大漢語林』大修館書店, 1992年, p.359を参照

【小単元2の展開】

パート	教師による指示・発問	教授学習過程	資 料	生徒から引き出したい知識
導	・治安警察法5条の部分改正の 後新婦人協会は解散したがそ の後どのような団体が設立さ れたか。	T:資料を提示 し発問する P:答える	(f)	1923年に婦人参政同盟が,1924年に婦人参政権獲得期成同盟会(後に婦選獲得同盟に改称)が設立された。
	・これまでの婦人運動団体とど こが違うのか。	T:発問する P:答える	1	団体名に「参政」という言葉が関わっている。
入	この時期の婦人運動団体はどのような性格を持っていると考えられるか。	T:予想させる P:予想する		婦人解放運動が、参政権獲得運動に変化した のではないか。
	◎実際にこの時期の婦人運動の 様子をみていこう。			
	○2つの団体はどのような活動 を行ったのだろうか。			
	・婦人参政同盟と婦人参政権獲得同盟は、本当に参政権獲得に重点を置いていたのだろうか。	T:資料を提示 し発問する P:答える	2	(両団体の綱領を見て確認しながら)参政権 獲得を団体の目標としていた。
展開	・青鞜社や新婦人協会とはどの ように違っているのか。	T:資料を提示 し発問する P:答える	3	(両団体の綱領と比較しながら) 青鞜社や新婦人協会は婦人全般の地位向上を目指しており,参政権はその一部にすぎなかった。婦人参政同盟や婦選獲得同盟は,目標を婦人参政権獲得に特化した。
	○なぜ参政権獲得運動に特化し たのだろうか。			
1	・この時期の日本の参政権の状況はどうなっていたか。	T:資料を提示 し発問する P:答える	4	女性には参政権は認められておらず,男性も 納税額による制限が加えられていた。
	男性たちは参政権についてど のような活動を行っていたの か。	T:説明する	A	男性たちも納税額による制限のない普通選挙制を求めて運動を繰り広げており,1925年に普通選挙権獲得に向けて成果を収めつつあった。
i	·		1 }	l e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

	・婦人参政権獲得運動との関わ りはどうなっていたか。	T:説明する	В	男子の「普選運動」とかけて婦人参政権獲得 期成同盟が「婦選獲得同盟」に名称を変えた ように、大きく関わっていた。
	・その他に要因は考えられない だろうか。	T:説明する	С	この時期海外において女性参政権獲得運動が盛 んで、成果を収めつつあった。また後に婦選獲 得同盟の幹部になるガントレット恒子が、世界 的な女性参政権運動団体の集会に参加した。
	・婦人運動が、婦人参政権獲得 運動に特化したのはなぜか。	T:説明する		男子の普通選挙獲得や世界的な女性参政権実 現が影響したから。
	○1925年以後(男子普通選挙制 成立)の婦人参政権獲得運動 はどのように展開したのか。			
	・男子の普通選挙制は実現され たが、婦人の参政権はどのよ うに扱われたのか。	T:発問する P:答える	1	婦人参政権については実現されなかったので 運動は継続されることになった。
展	・1925年以前の参政権運動と以 後の運動ではどこが違うのか。	T:説明する	D	1925年以前は様々な婦選団体が個々に活動を行っていたが、以後は婦選獲得共同委員会などで団体の枠を越えた運動も行われた。
	・婦選獲得共同委員会とはどの ような委員会だったのか。	T:資料を提示 し説明する	(5)	婦人参政同盟や婦選獲得同盟といった知識人 層や全関西婦人連合のような一般大衆層,社 会主義的な無産婦人団体などが参政権獲得を
開 2	このような委員会の結成によっ て運動はどのように変化したか。	T:説明する	D	旗印に大同団結した委員会であった。 加盟者数3万人の全関西婦人連合のような一般大衆層が運動に加わることで規模が広がり 大衆運動化した。女権主義的団体と社会主義 的団体が思想の対立を越えて団結した。
	・当時の婦人全体が団結したのだろうか。	 T:資料を提示 し説明する	6	少数ではあるが、影響力の強い社会上層部の 婦人層は、婦人同志会という穏健的な婦人団 体を結成して一線を画した
	大衆化した結果,運動はどのような性格になったといえるか。	T:説明する	D	これまで日本の婦人における一部の知識人層 の間の運動だったのが、社会上層部層をのぞ いて婦人が団結することで運動の社会に対す る影響力が増した。
	○この時期における婦人運動の 成果はどうだったのだろうか。			
終	・婦人参政権獲得運動は、社会 における影響力を増したこと でどのような成果を挙げたか。	T:説明する	Е	婦人の地方における選挙権や被選挙権を認める「婦人公民権法案」が1930年に衆議院を通過するが,貴族院では家族制度護持の立場から反対され,成立しなかった。
結	・この時期の運動の特徴は何か。	T:説明する		婦人運動が婦人参政権獲得運動に特化された。 さらに参政権獲得を旗印に思想上の対立を越 え婦人運動団体が大同団結し、大衆運動化し た。

 ・この時期の運動は成功したと 言えるか。
 T:発問する P:答える
 社会への影響力は増したが、具体的な成果は 全く得られなかったので成功したとは言えない。

 ・この時期においてどんなこと が婦人運動失敗の原因として 考えられるか。
 T:発問する P:答える T:説明する
 貴族院や普選運動に見られる男性の女性に対 する差別意識、婦人同志会に見られる女性観 の階層対立が挙げられる。

【資料】

- ①開発者が作成した年表-坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館,1983年,江口 圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館,1989年,鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第 1 巻 思想・政治 I 』 不二出版,1996年,鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第 2 巻思想・政治 II 』 不二出版,1996年をもとに開発者作成
- ②婦人参政同盟と婦選獲得同盟の綱領-市川房枝監修,児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版,1981年,pp.93-95,pp.138-140
- ③青鞜社の綱領-鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻 思想・政治 I』不二出版,1996年,pp.244-245 新婦人協会の綱領-市川房枝監修,児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版,1981年,
- pp.37-39 ④男子の選挙権拡大の表-石井進ら著『詳説日本史 改訂版』山川出版,1998年,p.306より抜粋
- ⑤婦選獲得共同委員会の附則-鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治II』不二出版,1996年,p.70
- ⑥婦人同志会の資料-市川房枝監修, 児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版, 1981年, pp.261-263
- A. 石井進ら著『詳説日本史 改訂版』山川出版,1998年,p.300
- B. 市川房枝『市川房枝自伝 戦前編』新宿書房, 1974年, p.155
- C. 市川房枝監修, 児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版, 1981年, p.80-82
- D. 開発者が作成した婦人運動団体変遷の表-市川房枝監修・児玉勝子著『婦人参政権運動小史』 ドメス出版,1981年,三井禮子編 『現代婦人運動史年表』三一書房,1963年をもとに開発者作成
- E. 市川房枝監修, 児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版, 1981年, pp.190-192

【小単元3の展開】

イード	教師による指示・発問	教授学習過程	資料	生徒から引き出したい知識
	・高揚した婦人参政権運動は, どのように展開したか。	T:説明する	1	1931年を境に参政権獲得について目立った運 動が見られなくなる。
導	・1931年には何が起こったのか。	T:発問する P:答える	1	満州事変。
 _入	・1931年以後,日本はどのよう な体制になるか。	T:説明する		15年戦争へと続く戦時体制に突入した。
	・戦前の婦人運動は戦時体制中 に終焉することになる。			,

	◎この時期,戦時体制とかかわって婦人運動はどのように変容していったのかについてみていこう。			
	○満州事変後の婦人参政権運動 はどのように展開したか。			
展	・「婦人公民権法案」廃案後, 婦人参政権運動はどのように 継続したか。	T:説明する	A	再び婦選獲得を目標に各団体が連合して1932 年に婦選団体連合委員会を結成したが以前ほ どの盛り上がりに欠けた。
開	・このような委員会ができたの になぜ運動は盛り上がらなか ったのか。	T:説明する	A	全関西婦人連合に代表される大衆層が委員会 に加わらなかったため。
1	・大衆層はどうして婦選運動に 加わらなかったのか。	T:資料を提示 し説明する	2	満州事変が起こった後,愛国的になり,婦人 として国家に奉仕・貢献する運動団体に変容 していったため。
	・この結果,婦人参政権運動はどうなったといえるか。	T:説明する	В	婦人の各層が分裂することで影響力が低下し, 権利獲得を主張することが難しくなり,運動 方針の転換が必要になった。
	○影響力が低下した婦人参政権 運動はどのような運動に変容 していったのか。			
	・運動は再び影響力を増すため にどのような活動を行ったか。	T:説明する	С	1933年自治政協力運動が行われた。この運動は、これまで対立していた婦人運動団体と自治体当局が協力して行った。具体的には、市政浄化(腐敗議員の追放)・ゴミ処理運動などが挙げられる。
展	・自治体だけでなく国家との協 力運動はあったのか。	T:説明する	D	1935-36年にかけて選挙粛正運動が行われた。 この運動は、35年の府県会議員選挙、36年の 衆議院選挙の際に官民共同で行われた。
開	・どんな運動だったのか。	T:説明する	3	戦時体制確立の一環として行われた愛国的な 運動だった。婦人たちは選挙粛正婦人連合会 を1935年に結成して国家当局に大いに貢献し た。
2	・選挙粛正婦人連合会とはどん な団体か。	T:説明する	3	社会上層部層,大衆層,婦選団体といった分 裂していた婦人各層が再び団結した団体だっ た。
	・かつて結成された婦選獲得共 同委員会とはどこが異なって いるか。	T:説明する	A	第一に社会上層部層が加わったことで以前より幅広い層の婦人が協力していたこと,第二に権利の獲得を目指したものではなく国家への貢献を目指していたこと。
:	・この結果,婦人参政権運動は どうなったといえるか。	T:説明する		国家に対抗して権利獲得を主張する運動から, 国家に協力して実質的地位を向上させるとい う国策協力運動に変容した。

	○国策協力運動化した婦人運動 はどのように終焉していった のか。			
展開	・国家に協力的になった婦人運動はその後どうなったか。	T:説明する	① E	1940年に婦選獲得同盟が解散し、婦人参政権 運動団体は消滅した。戦争が進展するにつれ て戦時体制が確立され、日本の婦人は1942年 に結成された官製の婦人団体、大日本婦人会 に強制的に参加させられた。
נוען	・大日本婦人会とはどのような 団体か。	T:説明する	E	戦争に協力する目的のもと,国民精神総動員 運動の一環として活動した団体である。後に 大政翼賛会傘下に統合された。
3	・大政翼賛会とはどのような団 体か。	T:説明する	F	戦時国家体制のもと、戦争に国民を総動員す るために組織された官製団体である。
	・国策協力化した婦人運動はど のように変容したか。	T:説明する		国策に取り込まれる形で運動は展開し, 最終 的に戦争への婦人動員運動に変容した。
	○この時期の婦人運動の成果は どうだったのか。			
	・この時期婦人運動としての成 果はあったか。	T : 発問する P : 答える		戦争に協力することで権利を奪われていった ので,成果があったとはいえない。
:	・この時期の運動の特徴は何か。	T:説明する		権利獲得運動から国策への協力運動に変わり、 最終的には戦争への婦人動員運動へと変わっ た。この時期の運動が皮肉にも最も「婦人」 が国家に認められたものであった。
終	・この時期の運動は成功したと 言えるか。	T:発問する P:答える		権利獲得という点では失敗におわり, 国家へ の貢献という点では大成功してしまった。
	・この時期において何が婦人運 動失敗の原因として考えられ るか。	T:発問する P:答える T:説明する		戦時体制下で国家への反抗ができなくなり, 協力するしか道がなかったため。
	○戦前の婦人運動失敗の原因は 何か。			
結	・戦前の婦人運動はどのように 展開されたのか。	T:発問する P:答える T:説明する		婦人解放運動から婦人参政権獲得運動に特化 し,戦時体制に入り国策協力運動化し,最終 的には戦争への婦人動員運動へと変容した。
	なぜそのように戦前の婦人運動は変容し、失敗に終わったのか。	T:発問する P:答える T:説明する		女性たち自身の「婦人」という女性観,女性 内部の思想対立,女性を差別視するような明 治憲法下の法体系や家制度,貴族院や普選運 動に見られる男性の女性に対する差別意識, 婦人同志会に見られる女性観の階層対立,戦 時体制が原因として考えられる。

【資料】

①開発者が作成した年表-坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館,1983年,江口 圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館,1989年,鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第

- 1巻 思想・政治 I 』 不二出版,1996年,鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治 II 』 不二出版,1996年をもとに開発者作成
- ②全関西婦人連合についての資料
- ③選挙粛正婦人連合会の規約
- A. 開発者が作成した婦人運動団体変遷の表-市川房枝監修・児玉勝子著『婦人参政権運動小史』 ドメス出版,1981年,三井禮子編『現代婦人運動史年表』三一書房,1963年をもとに開発者作成
- B. 市川房枝『市川房枝自伝 戦前編』新宿書房,1974年,市川房枝監修,児玉勝子著『婦人参政権 運動小史』ドメス出版,1981年を参照
- C. 自治政協力運動について-鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治II』不二出版,1996年,pp.30-32
- D. 選挙粛正運動について-鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想・政治II』不二出版, 1996年, pp.33-35
- E. 大日本婦人会について-国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第8巻』吉川弘文館,1987年, p.846を参照
- F. 大政翼賛会について-国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第8巻』吉川弘文館,1987年,pp.790-791を参照

【小単元4の展開】

パート	教師による指示・発問	教授学習過程	資料	生徒から引き出したい知識
	・今回は、戦前の婦人運動を個 人の目から運動を振り返って みよう。			
	・戦前の婦人運動に大きく関わった人物は誰か。	T:発問する P:答える		市川房枝,平塚らいてう,ガントレット恒子 など。
導	では、市川房枝を取りあげて どのように婦人運動に関わっ たかみてみよう。			
入	・市川とはどのような人物だったのか。	T:資料を提示 し説明する	1	市川は、愛知県に生まれ、1919年新婦人協会結成に参画して実際に運動に乗り出し、アメリカ留学後、今度は婦選獲得同盟など婦人参政権獲得運動を中心的に引っ張っていった。戦後、一時公職追放になったが53年から5回参議院選挙に当選し、婦人の地位向上に生涯を捧げた。
	◎市川房枝の視点から戦前の婦人 運動を振り返り、前回までにみ た失敗の原因を確認しよう。			
展	○市川はどのように婦人運動に 加わっていったのか。			
開 1	・市川が婦人運動に取り組む契 機は何か。	T:資料を提示 し説明する	2	市川は,26歳の時,友愛会(労働組合)の書 記として婦人労働問題に取り組んだ。そのと き青鞜社の平塚に出会い,見いだされた。

	・市川が1919年新婦人協会に加わった理由は何か。	T:資料を提示 し説明する	3	婦人解放や婦人の地位向上に関する運動に加 わりたかったから。イデオロギーや思想上の 立場は関係なかった。
	・新婦人協会はどのような運動 を行い,成果を上げたか。	T:説明する	1	治安警察法5条の部分改正を1922年に達成し た直後に解散した。
	・そのとき市川はどのような役 割を果たしたのか。	T:説明する	1	新婦人協会から離脱し,アメリカに留学して いたため,直接の役割は果たしていない。
	・なぜ新婦人協会を離脱したのか。	T:資料を提示 し説明する	4	平塚との不和や考えの違い。平塚の考えは、 婦人の地位向上を目指しつつも、家庭の重視、 母子の保護といった良妻賢母主義につながり やすかった。市川は良妻賢母の前にまず男女 の平等が確立されるべきと考えていた。
	・このような意見の違いの原因 は何か。	T:説明する		平塚の考えは、あくまで「婦人」の立場から 運動を進めようとし、市川の男女の平等への 運動とは相容れなかった。このような考えの 違いが婦人運動における対立を招いた。
	・市川は,婦人運動を進めたと きの目標は何か。	T:説明する	В	女子が男子と同じ権利を保持し, 行動できる こと。
	○市川はどのように婦人参政権 獲得運動を主導したか。			
	・市川はアメリカで何を学んできたのか。	T:資料を提示 し説明する	(5)	アメリカの婦人参政権獲得運動にふれ,その 指導者であったアリス・ポール女史から婦人 参政権獲得運動の必要性を説かれた。
展	・市川は日本帰国後どのように 行動したか。	T:説明する	1	ILO(国際労働機関)の東京支局局員として働いた後、婦人参政権獲得期成同盟に加わった。
開	・市川は婦選獲得についてどの ような考えを持っていたか。	T:資料を提示 し説明する	6	男子の『普選』が達成されたのち,抗議の気 持ちを込めて『婦選』を前面に押し出した。
VIJ.			7	運動を活性化するために女性が大同団結する ためには運動の目的の範囲を婦選獲得に限定 することが必要であると考えていた。
2	・市川はなぜこのような婦選獲 得をめざしたのか。	T:説明する	В	男子と同じ権利を持って,政治に参加するこ とが女性の解放になると考えたから。
	・市川は婦選運動の高揚とその 失敗についてどのように考え ていたか。	T:資料を提示 し説明する	8	婦人公民権法案を2度否決した貴族院に代表 されるように婦人は家庭にあって良妻賢母た るべしという封建的な考えが世の中を支配し ていた。
展	○市川は、戦時体制の進展による婦人運動の変容に対してど のように活動したのか。			
開 3	・1931年満州事変後,この当時 の情勢を市川はどのように認 識していたか。	T:資料を提示 し説明する	9	戦時体制のもとでは婦人参政権どころの話で はなく, 今までのような運動は困難であると いう認識だった。

	どのような運動に変わっていったのか。	T:発問する P:答える	A	自治政協力運動,選挙干渉運動など。
	それはどんな運動だったのか。	T:説明する		自治政協力運動は、これまで対立していた婦人運動団体と自治体当局が協力して行った運動で、具体的には、市政浄化(腐敗議員の追放)・ゴミ処理運動などが挙げられる。選挙干渉運動は35年の府県会議員選挙、36年の衆議院選挙の際に官民共同で行われた選挙干渉運動であり、国家体制へ協力する運動であった。
	・市川は、これらの国策への協力についてどのように考えていたのだろうか。	T:資料を提示 し説明する	100	権利として婦人参政権を獲得するのではなく, 自治体や国政に貢献してその貢献度を社会に 訴えることで実質的な地位向上をねらう運動 と捉えていた。
	・なぜ市川は、国家体制へ協力 することにしたのか。	T:説明する	11)	国家への貢献による実質的な婦人の地位向上 は法律上における婦人参政権獲得への一段階 となると市川は考えたから。
	・市川はこのような運動方針転換後どのように活動したか。	T:説明する	1	選挙粛正婦人中央委員会や,大日本婦人会の 審議員など国策協力,国策への動員を行われ, それへの不満から中央を離れ,疎開していっ た。
	○戦前の婦人運動の失敗の原因 は何か。			
終	・戦前の婦人運動は市川の視点 から見てどのように変容して いったと言えるか。	T:発問する P:答える T:説明する		婦人の権利獲得運動から参政権運動に特化され,満州事変後の戦時体制において国策協力 運動から婦人動員運動へと変容していった。
結	・どうして戦前の婦人運動は戦 時体制に協力することになっ たのか。	T:発問する P:答える		戦時体制への貢献による実質的地位向上が権 利獲得への一段階であると捉えたから。
	・個人の目から見て前授業に挙 げた原因は確認できるか。	T:発問する P:答える		全体からみて確認できる。

【資料】

- ①開発者が作成した市川房枝年表-市川房枝『市川房枝『木川房枝『私の履歴書ほか』』日本図書センター、1999年、『歴史評論』編集部編『近代日本女性史への証言』ドメス出版、1979年をもとに開発者作成
- ②市川房枝「市川房枝自伝 戦前編」新宿書房,1974年,p.50より抜粋
- ③同上書, p.50, 68
- ④同上書, p.95, 68
- ⑤同上書, p.118
- ⑥同上書, p.155
- ⑦日本歴史学会編『日本歴史』319号, 1974年, pp.72-73
- ⑧市川房枝「市川房枝自伝 戦前編」新宿書房,1974年,p.265

- ⑨同上書, p.272
- ⑩鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻 思想·政治II』不二出版,1996年,p.464
- ⑩鈴木裕子『新版 フェミニズムと戦争 婦人運動家の戦争協力』マルジュ社, pp.105-107, pp.128-129
- A. 開発者が作成した年表-坂野潤治「体系日本の歴史13 近代日本の出発」小学館,1983,江口 圭一「体系日本の歴史14 二つの大戦」小学館,1989年,鈴木裕子編「日本女性運動資料集成 第 1 巻 思想・政治 I J 不二出版,1996年,鈴木裕子編「日本女性運動資料集成 第 2 巻思想・政治 II J 不二出版,1996年をもとに開発者作成
- B. 市川房枝『市川房枝自伝』新宿書房,1974年,市川房枝『市川房枝「私の履歴書ほか」』日本図書センター,1999年

【参考文献】

- ・石井進ら著『詳説日本史 改訂版』山川出版,1998年
- •市川房枝『市川房枝自伝』新宿書房,1974年
- ・市川房枝『市川房枝「私の履歴書ほか」』日本図書センター,1999年
- ・市川房枝監修・児玉勝子著『婦人参政権運動小史』ドメス出版, 1981年
- ・上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』青土社,1998年
- ・江口圭一『体系日本の歴史14 二つの大戦』小学館,1989年
- ・香内信子『「母性保護論争」の歴史的意義 「論争」から「運動」へのつながり 】総合女性史研究会編『日本女性史論集 8 教育と思想』吉川弘文館,1998年
- ・坂野潤治『体系日本の歴史13 近代日本の出発』小学館,1989年
- ・鈴木裕子『国立市公民館女性問題講座「歴史」 女性史を拓く1 母と女-平塚らいてう・市川房 枝を軸に-』未來社,1989年
- ・鈴木裕子『国立市公民館女性問題講座「歴史」 女性史を拓く2 翼賛と抵抗ー今,女の社会参加 の方向を問うー』未來社,1989年
- ・鈴木裕子『新版 フェミニズムと戦争-婦人運動家の戦争協力』マルジュ社,1997年・鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第1巻思想・政治 I』不二出版,1996年
- ・鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第2巻思想・政治II』不二出版,1996年
- ・総合女性史研究会編『日本女性史論集8 教育と思想』吉川弘文館,1998年
- ・総合女性史研究会編『日本女性史論集10 女性と運動』吉川弘文館,1998年
- ・外崎光広『日本婦人論史(上)女権論』ドメス出版,1986年
- ・外崎光広『日本婦人論史(下)婦人開放論』ドメス出版,1989年
- ·日本近代法制史研究会編『日本近代法120講』法律文化社,1992年
- ・丸岡秀子『婦人思想形成史ノート(上)』ドメス出版,1981年
- •三井禮子『現代婦人運動史年表』三一書房, 1963年
- ・村田静子『福田英子-婦人解放運動の先駆者-』岩波新書,1959年
- ・村田静子・大木基子『福田英子集』不二出版, 1998年
- ・『歴史評論』編集部編『近代日本女性史への証言』ドメス出版、1979年

【参考辞典】

•鎌田正,米山寅太郎著『大漢語林』大修館書店,1992年

- 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第8巻』吉川弘文館,1987年
- ・国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第12巻』吉川弘文館,1991年
- •相賀徹夫編『日本大百科全書 6』小学館,1985年
- ・相賀徹夫編『日本大百科全書 15』小学館,1987年
- •相賀徹夫編『日本大百科全書 20』小学館,1988年

【資料編】

〈小単元 1 〉

1



は今度一の雑誌を発兌せんとて専ら協議中なりといふ 出席さるゝとか女子の演説は是が嚆矢なるべしまた同党新聞社にて **論会を催さるこよし右会には西京の岸田俊女(二十)が客員として** 大坂なる立意政党の諸氏は明一日道領堀朝日座にて臨時演説弁に討

4

(【東京絵入新聞】 一八八二年三月三一日)



3 公権剝奪及停止中ノモノハ公衆ヲ会同スル政事集会ノ発起人タルコトヲ得ス

女子及未成年者ハ公衆ヲ会同スル政談集会ニ会同若ハ其ノ発起人タルコトヲ得ス 第五条 左二掲クル者ハ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス 五 女 子 公権剝奪及停止中ノ者 未成年者 現役及召集中ノ予備後備ノ海陸軍軍人 官公立私立学校ノ数員学生生徒 神官神職僧侶其他諸宗教師

民法旧規定 [1898 (明治31) 年] 第14条 奏力左二掲ケタル行為ヲ為スニハ夫ノ許可

- 第十二条第一项第 行為ヲ為スコト
- 贈与若クハ運贈ヲ受路シ又ハ之ヲ拒絶スルコ
- 身体二路神ブ受クヘキ契約ガネスコト 前項ノ規定ニ反スル行為ハ之ヲ取消スコトヲ得 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限リ様婦ノ訴ラ 提起スルコトタ得
- 賽カ姦通ヲ為シタルトキ
- 夫カ森淫師ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ



戦前の婦人運動年表

年代	一般的な歴史事項		婦人運動年表 婦人運動関連		
1880	国会期成同盟結成	↑ 自	AN CENTRE		
1882	·····	自由	 岸田俊子、大阪で演説する		
1884	秋父事 件	民	IN LINE OF A ALLE		
1886		権運	□ 婦人矯風会創立		
1887	保安条例公布	↓勤			
1889	大日本帝国憲法・衆議院議員選挙法など公布		·		
1890	集会及び政社法公布		 日本基督教婦人矯風会結成		
1893					
1894	日消戦争始まる				
1898	民法施行				
1900	治安警察法公布 衆議院議員選挙法改正公布		177 CP1 L A A A A		
1901			愛国婦人会創立 		
1904	日露戦争				
1906			〉 治安警察法改正案 (衆議院通過・貴族院否決)		
1907					
1910	大逆事件		脊稽社設立		
1911					
1913	Arre Maria M		新真婦人会設立		
1914	第一次世界大戦に参戦		「婦人公論」発刊		
1916		Λ.	『主婦之友』発刊		
1917	米騒動	大			
1919	N. 40.30)		新婦人協会設立		
1920	国際連盟加入	正	万国婦人参政権協会大会開催		
1921			日本婦人参政権協会設立 赤襴会設立		
		デ	治安醫察法第5条改正 新婦人協会解散		
1922		ļ	初,如八、加,五、八千克人		
1923	関東大震災	モ	全関西婦人連合会(全婦) 設立 婦人参政同盟設立		
1924			婦人参政権獲得期成同盟会設立 (翌年婦選獲得同盟と改称)		
1926	治安維持法公布 普通選挙法公布	ク			
1 1	晋通選挙法公布 治安警察法改正				
1926	11. 大声水位以上	ラ	婦選団体連合設立		
	初の普通選挙が行われる 治安維持法改正	シ			
1 1	治安維持法改正		普選達成婦人委員会設立 婦選獲得共同委員会設立		
1930		1	第1回全日本姆選大会開催 婦人公民権法 (衆議院通過・貴族院否決) 婦人同志会設立		
1931	湖州事変)	ティア から		
[}	五一五事件				
۱ <u>.</u> ۱			国防婦人会発足 婦選団体連合委員会設立		
1933	国際連盟脱退		弁護士法改正 自治政協力運動開始		
1935			選举廟正運動開始		
1936	二二六事件		[
1937	日中戦争始まる		日本婦人団体連盟設立		
1938	国家総動員法公布				
1940	日独伊三国軍事同盟成立	į	婦選獲得同盟解散		
	太平洋戦争始まる				
1942			大日本婦人会結成		

五条 本社の目的を達する為め左の事業をなす。

員の寄稿を発表することもあるべし)員、社員、賛助員の生活及思想を発表す。(但し補助団員、社員、賛助員の生活及思想を発表す。(但し補助団、毎月一回機関雑誌青鞜を発刊すること。「青鞜」には係

这種出版

、ほこし可になく思いていていません。とのも、権の信任し賛助員は出席随意たるべし)を開くこと。

話を請ふことあるべし。、毎年一回大会を開くこと、大会には贊助員を招待し講

一、時に旅行を催すこと。

一、本社の事業を達するため別に補助団を組織す。

係員、社員、賛助員は女子に限る。

事業に従事し、自己にその責任を負ふものとす。係員は毎己の生命とするものにして専ら幹部にありて、直接本社の本 係員は本社の目的に賛同するのみならず、本社の事業を自

月「青鞜」の配布を受く。

第九条 係員は四人とし、内二名は経営に、他の二名は編集に従事第八条 係員は在京社員の中より選挙す。

取削をなすものとす。

鞜の配布を受く。 ことを快諾せられたる文壇の諸先輩とす。 賛助員は毎月青第十四条 一賛助員は本社の目的に賛同し、雑誌「青鞜」に寄稿する

第十五条(本社の事業を経済的方面より助力するものを補助団員と

(『青鞜』第三巻第一〇号・一九一三年一〇月一日)第十六条 補助団員は補助団規約によつて募集す。

「婦人と水婦人会体の利益のために、その正しい経済と規判の送行のために団紅すべき中が乗るとようが単位の方となりません。そしてはに世界、人類の後の大学が歴かれるのだと私は信じます。何故なら男子中心社会に対て、今日まで解決したの本が見かれるのだと私は信じます。何故なら男子中心社会的地位の向上改革と対り、人間としての、同時に帰人としての権利の復得のため、男子と監問して現役の仕会が連つ実际的活動に参加するのだと私は信じます。何故なら男子中心社会に対て、今日まで解決したの大学が歴かれるのだと私は信じます。何故なら男子中心社会に対している。

私は日本婦人がさういつまで無智、無徳であるとは信じません。否、既に空が婦人界は今本は人等の事情を認く、社つの実施がある。 は、全球の大きないのは何故でありませう。それは全く婦人相互の間に何の連結なく、在なる人は大きなの様人を個人として軟米の婦人と比較するならあらく強色がないを存在して、少しもその力を婦人の力が一つとして社会的に潜しくは社会的勢力となって活動して来ないのは何故でありませう。それは全く婦人相互の間に何の連結なく、在なって活動して来ないのは何故でありませう。それは全く婦人相互の間に何の連結なく、在なって活動して来ないのは何故であります。しかも今日であなく場合すのためにも社会会体のためにも非常に不利なことであります。しかも今日の如く時代が別に婦人の社会的活動を、その実際的運動の回該を要求しつゝある時に於ては一層運動なことでなければなりません。

し、その必軽と意識と価値とを十分お区の下さいます方は、慌つて精神的並に物質的助力を、特しこの大きな企べは、もとより私共のようと、かけしこの大きな企べは、もとより私共のようと失いたしました。 様別の獲得等のために努力しやうと失いたしました。 は利益の規模等のために努力しやうと失いたしました。 は利益の規模等のために対しまっと表のいたしました。 は、指列の獲得等のために対しまっと表のいたしました。 は、利益の規模等のため、近は利益の増し、 無人相互の団結を計り、 婦人擁護のため、その遺类向上のため、近は利益の増しを刺り、 婦人権運の日結を計り、 婦人権護の行政を対し、 は、 この要求に応ぎべく、 今回姓に帰人の団体制造動のための一機関として「新鮮人協会」なるもの要求に応ぎべく、 今回姓に帰人の団体制造動のための一機関として「新鮮人協会」なるもの要求に応ぎべく、 今回姓に帰人の団体制造動のための一機関として「新鮮人協会」なるもの要求にあず、

兵 市川 房 技 で 塚 明

〔赤瀾会〕団体消息

作品の進行を対象に対象して、最早や新婦人協会に満足する事が出来なく、日本の婦人運動史も、最早や新婦人協会に満足する事が出来なく

らしても、重大な任務を持つてゐる。 して其の産声を揚げた[赤瀾会]は、此した社会的欲求社会的趨勢かして其の産声を揚げた[赤瀾会]は、此した社会的欲求社会的趨勢かの無産婦人の団結であつた。過ぐる四月下旬、社会主義婦人団体との無産婦人の団結であつた。過ぐる四月下旬、社会主義婦人団体とれてしまつた。

報ずる所で明である。せ、ブルジョアジーをして心阻を寒からしめた事は当時の新聞紙のせ、ブルジョアジーをして心阻を寒からしめた事は当時の新聞紙の日本第二回の労働祭には、無産婦人として目醒しき活躍振りを見

尚は綱領、規約は左の如きである。 場近に至り、堺利彦、山川菊栄、伊藤野枝、大杉栄、守田有秋、最近に至り、堺利彦、山川菊栄、伊藤野枝、大杉栄、守田有秋、の反抗運動を行つた事は隠れたる事実として知られて居る。

傾)

規約「切の圧制に対して断乎として宣戦を布告するものであります。」「切の圧制に対して断乎として宣戦を布告するものであります。」(私達は、私達の兄弟姉妹を窮乏と無智と隷属とに沈淪せしめたる

入会者は、本会の綱領及規約を承認し確実なる同志の紹介ある一ノ四四に置きます。本会を、〔赤灁会〕と名づけ、当分の内事務所を、麴町区元園町本会を、〔赤灁会〕と名づけ、当分の内事務所を、麴町区元園町

場合自分名以上の希望に担い。政府会を批ぶた動か出入れた。中央会は毎月第一、第三日曜に事務所に於て列会を開きます。

方に限ります。

(『社会主義』第九巻第九号・一九二一年九月一日)一、会を維持する為会員は、一ヶ月三十銭を納める事にします。

〈小単元 2〉

〈小単元1〉の②で使用

第九条 役員の任期は二ケ年と十、但再選を妨げず 銷七条 第三条 あります。あらゆる我国の現行法規は全く婦人の人格を無視した不合理、矛盾、 旅店を証め 第六条 理事は一般会務を処理し幹事は理事を補佐す たものであります。婦人の地位を向上せしむる第一着爭として、かゝる偏頗畸形的な制度を 第十三条 **郑士二条** 第十一条 | 本会の超電に焚成する婦人は何人も入会することを得 第五条 本会に左の役員を配く 巡りを続けるものであります。 から除外され、始く迄無語者扱ひにされてゐる事は、到底壓視するに忍びない所であります。 打破せねばたりません。背通避挙が突越されんとする当今におきまして、婦人が参畋の範囲 第十四条 本参政問題は如上の越意の下に生まれました。同志協力目的の再做する迄は飽く迄迢当の 会費一を年金一円 理事若干名、 幹事若干名 役員会は必要に応じ聞く 本会の総会は年一国十月に聞く 本会に庶務館、宣伝部、研究師、財政師、事鋭郎を置く 本会は婦人母政権獲得及婦人に政治智識の常及をはかるを以て目的とす 役員の選挙は総会に於て互通す 本会は本部を東京市に置く 本会は婦人移政問題と称す 本金の維持は会員發及旗車家の寄附に依る 本規約は総会に於ける出席会員半数以上の同意あるにあらざれば從冥することを 会員五名以上ある地方には支部を設置することを得

元展を抑圧した習慣因顕から脱し、速かに是等の諸問題を解決するの必要を痛感してゐる次 で居ります。私共女性が男性と等しく人であるといよ内的覚醒に基いて、これ迄女性の自由 而して之を解決する実際運動としましては、唯一途私共女性が政治上の培育権を得て、直 我国現下の数方問題、職業問題、阿挫の貞操問題、母嬰児に対する保護問題を 始め と し 郑多の婦人問題は当然改革さるべきものでありながら、聊かの改善も見ずに今日に及ん

2

40に立法府を動かす他はありません。私共が診験権の獲得を以て、第一の急務とする予以で

本規約に規定せざる事項は役員会に於て協設処理す

师人秘政問題

創立総会決定の宣言及規約

一、我等は二千六百年非の因習を破り、男女兆に天賦の義務権利に即して新日本遠段の実務 、明治初年より半世紀に亙り国民教育に於て己に男女の別なく、又女子高等教育の門戸も

、我国の吸裳路人は既に四百万に遠せり、其利茲加段のために参畋指を要求するは当然の **ず、我等は之を要求す。**

聞かれつつある今日、登通選挙の実施に当り女子を除外するは不当のことと言はざるを得

ことと信子 我国大多数の家庭婦人は其生活完成のため、法律上国家の一員たるべく之を賢求す。

るが故に、ここに大国団結を作り婦人参政権復得運動をなす必要と共可能性とを信ず、

以上は宗教の異同、耽認の蓬興、有ゆる異同を除き唯女性の名に於て一致し得る問題な 市町村に於ける公民たり又国家の公民たる安格を求めて我好は春政権を必要とナー

快 段 一

町村制改正法律案中に婦人を男子と同様に含むことを要求す。 我等は市町村に於ける公民権を獲得せんがために、非る第五十段会に提出されんとする市

决础二

とする選挙法改正法律案中に帰人を男子と同様に含むことを娶求す。 我都は国家の半身たる存在と技術とを全りせんがために、来る第五十段会に提出せられん 决阵三

の三字を削除せんことを娶求する。 我等は政治的結社の自由を獲得せんがために、治安警察法第五条第一項中より「五女子」

第一条 | 本会は婦人参数権獲得別成同盟会と称し事務所を当分の間東京市芝区駐車町二番地

第二条 本会は婦人参政権獲得を以て目的とす。 第三条 本会は政党政派に対して絶対的中立の立場を保つ。

解四条 | 本会は本会の目的に賛同するすべての婦人を以て和椒せらる。 本会は入会の歌企 円を融出し、第五条にかかげたる何れかの郎に残するものとす。

第五条 本会は第一条の目的を適するために左の各部を聞く。

一、騒会運動部(騒会に対しての直接運動)

一、宣伝郎(脳演会の明例、パンフレットの出版符)

一、肘務郎(資金路提)

第六条: 第五条に掲げたる各部は、 互狙されたる三名宛の幹事によって統領せらる。 期七条

本会に左の役員を殴く。 理事三名 (総務理事一名、会務理事一名、会計理事一名)

第八条 総務理事は本会を代表し、本会の連絡統一をはかると同時に大会建中央勢員会の談 長となる。会務理事は本会の一般会務を処理す。会計理事は本会の金銭出納に関する一切 中央委員九名

第十一条 理事及中央委員は中央委員会を担談し、本会に関する会務の協議決定及動行をな **坂十条 中央委員会は第大条に掲げたる幹事之に任じ、その任初は一ケ年とす。** 第九条 - 理事は総会に於て会員中より選挙し、その任期は一ケ年とす。 の事務を処理する

府十四条。 本規約 は大会に於ける出席会員三分の二以上の四धあるにあらざれば之を発行す 第十三条 移会は毎年一回四月これを即く 野十二条

・ 本会の種型は入会金及背別金を以て支弁す。

(5)

声明書

4 挙 異施年 公布年 総数 全人口比 性別年齢 直接国税 以上 万人 45 15円以上 男 25歳 1.1 1890 Œ 1889 10円以上 98 11 1902 2.2 1900 Ш 婐 306 1920 3円以上 11 5.5 1919 原 1928 1946 制限なし " 1240 加藤(高) 20.8 1925 男女20歳 3688 50.4 原 1045

おもな選挙法の改正(金九三郎「新選挙制度論」より) 22)年の選挙法では被選挙人も選挙人と同じ納税資格を必要とした 1900(明治33)年の改正で廃止された。

茲に従来、各の立場より婦人の政治的解放運動を続けて来た我等は、 機会に逢糟してゐる。 婦人大衆は今やその実感を基礎として婦選獲得の猛運動を起すべき る事の不合理さを痛感させた。 的自由獲得の目的を貫徹せん事を希ふものである 更に我等は此の運動を永続的のものたらしめ、以て婦人大衆の政治 参政権の為に、婦選獲得共同委員会を組織し、以て協力、事に当る この趨勢に鑑み来るべき普選最初の駿会に対し、結社権、公民権、 普選第一回の総選挙戦は、我等婦人に政治的自由の全然奪はれて居 ことと決定した。

関東婦人同盟 日本婦人参政権協会 労働婦人連盟

昭和三年三月十二日

婦 婦 選 人参政 獲 得 闻 冏 盟盟

社

会

婦

人 闻

盟 볦

同

6

穏健派婦人団体として

|九三〇(昭和玉)年五月十八日の週刊【婦女新聞』に次の配事が喰っている。 て貫、 名の出席あり……目的は「従来の婦選団体に参加できなかった上流婦人、家庭婦人等を包含 育会館に発起人会を開いたが、主なる女流教育家、各区婦人会の会長、安遠内相夫人ら百余 てここに新たな大婦人参政団体を組織するに至った。即ち背岡弥生、井上秀子、山脇房子、 **貴族院は握り潰しにあったにせよ、婦人参政の実現は頓みに確実性を帯びて来たが、それに** 癌悦孝子……等々の賭氏が発超人代表となって各方面に檄を飛ばし、去る十二目夜、帝国數 力を得てか、従来婦選運動に冷淡であった婦人界の元老、女子敬育家遠がにわかに旭ち上っ 分子の大部分を含むこととて、松楓会(注1日本女子大同窓会)、至誠会(注1女子医専同窓会) する」ということに決定、 し、従来内的に嵜え来った力を組織して、婦人の政治的自由と向上を期して一路社会に連出 「穏健派の新婦選団体生る「婦人公民権は遂に去る第五十八賤会で衆職院を通過して、例え **黎両院職員を訪問、椋解運動を行りことに決定した。新団体は東京連合婦人会の有力 非職会には公民権のみならず参政権をも獲得すべく、委員をあげ**

急進的な婦人団体と対して、愈々運動を効果的にするであろう」 女数員会、桜陰会(注―お茶の水女高師同窓会)等、等、全会員を挙げて入会するものとみられ、

〈小単元3〉

① 〈小単元 1 〉 の②で使用

② 次に主催者側を代表して全関西婦人連合会理事長恩田和子氏より

拶を申上げます。 合大会を開催いたしますにあたり、主催者側を代表して一貫御挨合大会を開催いたしますにあたり、主催者側を代表して一貫御挨大阪朝日新聞社後援の下に、只今より、第十四回全関西婦人運

---政治家は政治のことを、百姓は百姓のことを、学校教員は教生すが、わが日本の現在は経済上、国際上、思想上、その他りますが、わが日本の現在は経済上、国際上、思想上、その他はならぬ---また、考へてゐる点でありますが、そのことについては先に国際連盟を脱退した時に、長れ多くもでは先に国際連盟を脱退した時に、長れ多くもでは先に国際連盟を脱退した時に、長れ多くもでは先に国際連盟を脱退した時に、長れ多くもでは先に国際連盟を脱退した時に、長れ多くもでは先に国際連盟を脱退した時に、長れ多くもではたいてゐるのであります。それは即ち国民はそれ!への立場にたいいてゐるのであります。それは即ち国民はそれ!への立場に立つて、その責務遂行のために一心に努力せよといふ御さとし立つて、その責務遂行のために一心に努力せよといふ御さとし立つて、その責務遂行のために一心に努力せよといふ御さとであります。

てをります。を尽しますことが、非常時日本における最善の道だと、固く信じを尽しますことが、非常時日本における最善の道だと、固く信じを不れで私ども女性は、女性の立場より、国家社会のために努力

してゐるのであります。

育のために、一生懸命に働けよといふ御思召であると、拝祭いた

③ 規約と参加団体

に置く 本会は選挙粛正婦人連合会と称し事務所を京橋区銀座二丁目三番地ノ四山ロビル内第一条 本会は選挙粛正婦人連合会と称し事務所を京橋区銀座二丁目三番地ノ四山ロビル内

の立場より選挙粛正運動を行よを以て目的とす第二条(本会は婦人団体を以て組織し来るべき府県会職員選挙及衆職院職員選挙に際し婦人

第三条 本会は前条の目的を遠する為左の事業を行ふ

出来得る範囲内にて粛正運動に努力せしむる事、、婦人団体による選挙粛正運動の方法を立案し加盟団体及全国の各婦人団体に提示し、、婦人団体による選挙粛正運動の方法を立案し加盟団体及全国の各婦人団体に提示し、

斉に行ふ事二、各団体共同になし得る運動方法を選び(例へばポスター、立看板、チラシ等)全国二、各団体共同になし得る運動方法を選び(例へばポスター、立看板、チラシ等)全国

第五条 本会の事業は代表委員によつて組織されたる代表委員会の決礙を経ることを受け、費五円を醵出し代表委員二名宛を選出するものとす。 本会に加盟せんとする婦人団体は加盟団体二団体の紹介を要す、各加盟団体は加盟第四条 本会に加盟せんとする婦人団体は加盟団体二団体の紹介を要す、各加盟団体は加盟第四条 本会に関する印刷物を刊行、全国の婦人団体及其他に配布する事

(第七・八・九条略) 常任委員会は会務を分担する為更に委員長一名、書記一名、会計二名を互選するものとす。常任委員会は会務を分担する為更に委員長一名、書記一名、会計二名を互選するものとすが五条(代表委員会は決議を実行する為の若干名の常任委員を互選するものとすが五条(本会の事業は代表委員によつて組織されたる代表委員会の決議を経ることを要す

委員長 吉岡弥生

書記 市川房枝

会計がガントレット恒子、田中芳子では、

常任委員 大妻コタカ、金子茂、千本木道子、村上秀子、守屋東

会、新日本婦人協会、洗足母の会、全国中等学校女教員会、水曜会、大和学園同窓会、仏教婦人参政同盟、婦選獲得同盟、婦選団体連合委員会、子供の村お母様学校、至誠 会、松 操婦人会、大妻同窓会、鷗友会、桜楓会、警察官家庭婦人協会、婦人平和協会、婦人同志会、宰原府看護婦連合会、東京府産婆会、東京府を婆会、東京雇会局の会、連枝会、むら竹会、牛込区東京府看護婦連合会、東京府産婆会、東京連合婦人会、東京婦人市政浄化連盟、東京婦人美芳蘭会、日本基督教婦人参政権協会、日本基督教婦人参風会、日本女医会、毋性保護連盟、参加団体三五

女子青年会日本連盟、東京府女子師範同窓会

婦運団設期人動体立 運動期 婦人参政権運動終息期 宏 椒 ₩ 414 ᅺ 緪 묲 恕 [婦人参政権獲得期成同盟会 主な婦人運動団体の変遷 民 雑 卍 器 ڔؘ 数因 II- ₩ 潹 × 全関西婦人連合会 般大衆層 1 社会上層部 愛国婦人会 940 925 1935 1930 1920 * ₩

Ą

婦人運動と市川房枝の年表

年代	婦 人 運 動 関 連 事 項	市川房枝関連事項
	大日本帝国憲法公布	
1890	集会及び政社法公布	
1893		愛知県明地村(現尾西市)で生まれる
1898	民法典施行	
1899		明地尋常小学校入学
1900	治安警察法公布	
1907	『世界婦人』発刊	朝日尋常高等小学校卒業、単身渡米願いを役所に出すが不許可
1 9 0 8		上京し女子学院に入学するが程なく帰郷、尋常小学 校の代用教員となる
1 9 0.9		愛知県立第二師範学校女子部本科一年に補欠入学
1911	「青鞜社」設立	
1912		県立女子師範学校に移るが、新校長の良妻賢母教育 に不満を持ち、同級生と共にストライキをする
1913		県立女子師範学校卒業、朝日尋常小学校訓導となる
1916	『婦人公論』創刊	
1917	『婦人之友』創刊	『中日新聞』の記者となる
1918		新聞社を辞め上京、平塚らいてうと出会う
1919	「新婦人協会」設立	新婦人協会設立に関わる
1920	「万国婦人参政権同盟大会」が行われる	
1921		新婦人協会理事を辞任、渡米
	治安警察法第5条第2項改正公布	シカゴ、ニューヨークで婦人運動、労働運動を視察
1923	「婦人参政同盟」結成	婦選運動の指導者、アリス・ポール女史に会う
1924	「婦人参政権獲得期成同盟会」(翌年、「婦選獲得問盟」と改称) 創立	帰国後、ILQ東京支局職員になる 「婦人参政権獲得期成同盟会」創立に参加し会務理 事となる
1925	男子普通選挙法成立布	
1927	婦選獲得期成同盟会、機関誌『婦選』創刊	「婦選」創刊に関わる ILO 東京支局職員を辞職し、婦選運動に専念する
1928	婦選獲得共同委員会	婦選獲得共同委員会の設立に関わる 第1回汎太平洋婦人会議に出席する
1930	第1回全日本婦選大会開催 婦人公民権法案、衆議院で可決(貴族院審議未	婦選獲得同盟総務理事となる
1931	制限婦人公民権法案、衆議院で可決(貴族院否 決)	第2回全日本婦選大会開会挨拶中、右翼に襲われる
1932	婦選団体連合委員会	
	東京婦人市政浄化連盟	東京婦人市政浄化連盟の設立に関わる
1935	選挙粛正婦人連合会	選挙粛正婦人連合会の設立に関わる
1937	第7回全日本婦選大会(全日本婦選大会最終回) 日本婦人団体連盟	日本婦人団体連盟の設立に関わる
1 9 3 9		国民精神総動員中央連盟非常時国民生活様式委員会 委員となる
1940	婦選獲得同盟解散	大政翼賛会調査委員となる
1942	大日本婦人会発会 大日本言論報国会設立	大目本婦人会審議員となる 大日本言論報国会理事に加えられる
1	『婦人公論』最終刊	川口村(現八王子市)へ疎開する
1945	戦後対策婦人委員会 GHQ、人権確保の5大改革を指令 新日本婦人同盟創立 衆議院選挙法改正公布(婦人参政権の実現)	戦後対策婦人委員会結成に関わり、婦選を要求 新日本婦人同盟の会長になる
	小岐 九	

得同盟」と改称することであった。私どもは婦人参政権を 案の説明を私がしたが、その第一は、名称を短く「婦選獲 「婦選」と呼ぶことにした。これは辞費にもない新語であ いう抗議の気持ちをこめて、会名に使うことにしたわけで まだ完成されてはいない、「婦選」が残っているのだ、と るが、短いし、それに「普選」と同音なので、「普選」は

6

(5) アリス・ポール女史との会話は主として婦選運動で、

のポール女史の忠告は、私ののちの運動に非常な影響を与えたようである。 カ月ぐらいここにいていろいろ見て行ったら……」とすすめられもした。しかし二週間で引き上げたが、こ けない」といったことを繰り返していった。また、「もう ば誰もするものはない。いろいろのことを一時にしてはい に任せておいたらいい。婦人のことは婦人自身でしなけれ 女は私に、「ぜひ婦選運動をしなさい。労働運働は男の人

2

会をつくって、婦人の地位の向上をはかりたいから手伝ってほしいというのである.

私が友愛会をやめた直後、「待っていました」とばかりに、平塚らいてう氏から口がかかった。新たに婦人

平塚氏はその動機を、『青鞜』運動の末期において私たちが突き当った壁――社会に、政治につながるとこ

かよい仕事があれば紹介してあげてほしいと、おわかさんから前に頼まれていたことなどもあってのことでし 肌の婦人をぜひ片腕に欲しいものと考えたからでした。また一つには、市川さんが仕事を捜していること、何 れた市川房枝さんに齎目しました。市川さんはその頃、二十三、四の若さで労働問題、婦人問題にとくに興味 わかさんには発起者となって働いてもらうつもりでした。次に私は、名古屋の工場めぐりで道案内に立ってく たかについては、同じ奢奮の中で、「この計画を最初に打ち明けたのは、山田先生とおわかさんにでした。お のになってきました」と氏の著書『わたくしの歩いた道』に書いている。また、その運動にどうして私を誘っ ろの堅い壁を打ち破るための、婦人の政治的、社会的な団体運動への衝動が私の中にだんだんと抑えがたいも

をもっていることが、起居を共にした旅先でもわかっていましたし、この人のような事務的才能のある実際家

「私自身婦人の地位向上、婦人の解放には賛成で、かねてからそうした運動を起こした (3) いと考えていた。」

「当時の私にはそれこそ女権主義も母権主義も(社会主義)イデオロギーもなく、一途 に婦人の地位向上、権利の獲得を望んでおり、平塚氏を信頼し、そのいうままを受け入 れていたといってよかろう。」

4 「当時の平塚氏の考えは婦人の地位向上、権利の獲得、男女平等を主張しているが、同 時に家庭を重視し母子の保護を強く望んでいる。(中略)ただ、母子保護の主張は、いわ ゆる良妻賢母に通じ、保守派からも賛成されやすく(中略)良妻賢母の前に人として男 女平等が確立されねばならぬというのが、後の運動の中で私が得た強い確信であった。」

「しかし大正九年の終わりごろからは、平塚氏も疲れたのか、前ほど動かなくなり、私 に対する態度もとげとげしく冷ややかになってきたような気がした。」

族院で握りつぶしとなった労働組合法及び労働争議調停法中改正案と同じ運命のようである。 おそれをなしたということもあるが、 いというのが本音であったろう。婦人公民権案と一緒に第五十九議会に政府が提案し、 有志議員による提出も不可能になってしまった。それは貴族院での制限公民権に対しての予想以上の反対に この時局の急変、政局のめまぐるしい転換で、婦人公民権案の政府提案はもちろん、民政党及び政友会から 最早日本は戦時体制だ、婦人参政権、公民権などにはかまっていられな 衆議院は通過したが貴

否決の最大原因は、貴族院の大多数の

8

あった。 議員を支配している、婦人は家庭にあって良妻賢母たるべしとする封建的な考えにあったと思われる。 覚にあるのではなかろうか」といっておられた。これは貴族院の老人たちをさしていると思われ、いい気持で 成演説は確かに賛成の票数を減じたということである」と断言し、「我が国近時の一大欠陥は 老人たち の不自 の婦選運動と先般の貴族院での婦人公民権案否決にふれている。博士は婦選には賛成のようだが、「多くの賛 の封書を受け取った。『文藝春秋』十月号に寄稿された、「想ひ出るがまま」の一文で、留学中にみたイギリス このときから約半年たった十月のある日、貴族院議員で数学の権威であった理学博士の藤沢利喜太郎氏から

の如き団体に於てよく共同一致の実を挙げん為めには、其のなる共同目的の為めの大同団結であつて(中略)/従つてかくなる共同目的の為めの大同団結であつて(中略)/従つてかくでもない。それは単に団体としての政策から来てゐるに過ぎでもない。それは単に団体としての政策から来てゐるに過ぎでもない。それは単に団体として組織されてゐるもので、あ婦選の獲得のみを其の目的として組織されてゐるもので、あ婦選の獲得のみを其の目的として組織されてゐるもので、あ婦選の獲得のみを其の目的として組織されてゐるもので、あ

目的の範囲を極度に限定することが必要なことである」。

②

私共は参政権の要求は継続するが、手を拱いてその獲得だけを待を社会に明示する事が必要である。を社会に明示する事が必要である。を社会に明示する事が必要である。を社会に明示する事が必要である。を社会に明示する事が必要である。

10

私共も政府当局者と共に、その周地的解決を切に事変が勃発してからもう二ヶ月近くになる。

私共も政府当局者と共に、その局地的解決を切に希望したのだつたが、遂に拡大のやむな

可見りせ手しまつた。

って行く。 街頭の戦時風景は段々濃くなつて来るし、ラデオや新聞の伝へる戦況も日増しに激しくな

てならなかつたのである。 なる事変の発生を悲しみ、拡大の程度、事変の後の措置、経済上の影響……等々が案ぜられなる事変の発生を悲しみ、拡大の程度、事変の後の措置、経済上の影響……等々が案ぜられての二ヶ月間といふもの、私は全く憂鬱に閉ざされて来た。国を愛するが故に、この不幸

然し、ここ迄来てしまつた以上、最早行くところ迄行くより外あるまい。

を固めなければなるまい。 物質の不足、戦費の増大から来る物価の騰貴。生活の困難は当然来るべきものとして覚悟

私は今その具体的方法手段等について考慮を廻らしてゐるのである。因難に如何にして打克ち、将来の幸福を建設するかを考慮し、実行に移す責務がある。会の幸福を増進するために、多年同志と努力して来てゐる私共の立場としては、此の時局の私一個の感情や生活ならどうにでも仕末はつく。然し婦人子供全体の――延いては国家社

で、1977年で、1977年では、婦人が事変から受ける影響としては

一、出征軍人の遺家族として精神的物質的の打撃困難。

三、生活必需品の不足並に物価の勝貴と、それから必然的に来る母子の保健問題二、男子の出征によつて空席となる職場の補充乃至は労働強化。

等々が数へ上げられる。

何処でも考慮されてゐない様である。 一、は巳に政府及婦人団体によつて辩手されてゐるが、二と三は事変初期のためか、殆ど 一、は巳に政府及婦人団体によつて辩手されてゐるが、二と三は事変初期のためか、殆ど

注意を喚起し、その実行を促進しなくてはならない。 そこで私共としてはこの二つに対しての具体的対策を考究し、政府当局並に各婦人団体の

い。 ある婦人の協力なくしては全く不可能であることを政府をして認識せしめなくて は な ら なある婦人の協力なくしては全く不可能であることを政府をして認識せしめなくて は な ら な 発に三、に対して当然取上げられるであらう消費の統制、節約運動については、消費者で

|迄もあるまい。| 現在の如き状勢に於ては、所謂婦選――法律の改正運動は一層困難となるであらう事はい

又男子と協力せんとする所にある。然に私共が帰選を要求する目的は、婦人の立場より国家社会に貢献せんがために政府と、

(「時局に対して〔私の頁〕」「女性展記』一九三七年九月号)為めの段階ともなるであらう。悲しみ、苦しみを噛みしめて、婦人の護るべき部署に就かう。をあげる事は、これ即ち婦選の目的を達する所以でもあり、法律上に於ける婦選を確保する従つてこの国家としてかつてなき非常時局の突破に対し、婦人がその実力を発揮して実験

億の指導者としての地位が確立いたしました。 今次の支那事変並に大東亜戦争に於ては、日本民族の優秀性がはつきり確認され、東亜十

政府は大東亜戦争に先つ昭和十六年一月、重大国策として「人口政策確立要綱」を決定し、族の人口が更に増加し、その資質の増強をはかる事が重要となりました。大東亜共栄圏を確立し、その悠久にして健全なる発展をはかるためには、何よりも日本民

国家から要望されるにいたりました。(中略)の婦人はこの国策に於て初めて、日本民族の母としての地位を確認され、その自覚、協力がい。

その向ふ所を明かにいたしました。

ります。として取上げられる事となりました事は、産むものの立場として肩身広く、嬉しい限りであとして取上げられる事となりました事は、産犯ものの立場として肩身広く、嬉しい限りであかくて産み、育てる事は、母親一人の、乃至はその家庭の私事ではなく、国家民族の公事

これは婦人としての、否、婦人でような当日だよい知答さであり、たなるなりまっままでよるも優良なる日本民族を産み、育成するやう努力しようではありませんか。国家のこの要望に対して、婦人は、今こそ民族の母としての自覚をしつかり持ち、量、質

る事項であります。(同書八~一〇ページ)を事項であります。(同書八~一〇ページ)をおは婦人としての、否、婦人でなければ出来ない御奉公であり、大政翼鷲の最も重要な